

よる多少偶発的な集團の代りに、住居による地理的集團が出来ることゝなるであらう。英國に於ては合同は、既述の如くどうも涉々しく行はれない。そして各組合の活動範圍を完全に表した協同組合地圖なるものは、イングランドにもウェールズにも將た又スコットランドにも存しない。如何なる範圍まで組合が存するか、又如何なる程度まで組合の重複と有害な競争とがあるかを州毎に詳しく調査することが望ましいと思ふ。各區分委員会と地^{セクショナルボード}方^{ディストリクトアソシエーション}團とが、これら一群の州調査を行ひ報告を作成して、中央委員会と協同組合會議とに提出してはならない何の理由もないやうである。然しながら、協同組合同盟は永くこの方面に盛んな活動を續けてゐる。そして協同組合運動の聯合機關の勢力が強くなるに従つて、非競争境界を組織的に設定せんとする主張が恐らくその目的を達するであらう。

六 移轉及び旅行による組合員と顧客との減少

一の地方から他の地方へ移轉する人々が協同組合から脱出するを防ぐため、何等組織的取極めのないことは、協同組合運動組織上の一缺點だと思はれる。協同組合員が休日に、又は一時家を離れてゐる際に、偶然自己が所屬する組合以外の組合の加入者たる利益を享受し得る一般的取極めさへも出来てゐない。英國の賃銀生活者階級の極めて多くが有する移住的性質、その職業の性質上彼等の多くが餘儀なくせられる町から町への大旅行、廣く行はれてゐる海邊に於ける年休の習慣、これらのものを

考へる時、總て三千三百に上る組合の財政の範圍内で、協同組合員が到る處打ち寛ろぎ得るための何等の組織的取極めも出来てゐないと云ふのは、誠に驚くべきことだと思ふ。

家を離れて休日を送る協同組合員のため、方々の休日遊地^{ホリデイリゾート}にある一部の組合（決してその總てと云ふ譯ではない）は、それらの遊びに來た人達が非加入者^{ノンメンバー}として買物するやう特別の勧誘手段を講じてゐる。例へば配當の代りに直ぐその場で五バーセント引くとか、三バーセント四分の三引くとか、⁽¹⁾『普通の配當と同額だけ現金で引く』とか、⁽²⁾『配當の半分』と同額だけ引くとか、その營業期の終りに普通の加入者に與へると同じ配當を來遊者自身の組合に於けるその人の配當に加へさせて支拂ふとか、⁽³⁾又は直接その人の住所へ郵便で送金するとか云つた風である。一時家を離れてゐる協同組合員の便宜のために、上述の如き或る種の仕組を一般化するに何等の支障もないやうに思ふ。若し協同組合同盟へ加盟してゐる各組合が、自己の組合員に對し、リストに載つてゐる他の組合と一定の期間その組合の加入者として取引する權利を賦與するカードを發行し得るものとし、最後に支拂はるべき配當は、その人自身の組合の配當に自働的に加へられることゝしたならば、それは組合員の便宜を加へ且つ或る程度まで協同組合の總賣上高を増すことゝなるであらう。協同組合員の大部分が所屬する今一つの大組織たる労働者クラブ並びに會同盟 Working Mens' Club and Institute Unionは、同盟所屬の凡ゆる他のクラブの一時的會員たるの利益を旅行者に與へる切符を發行してゐる。そしてこの特權に對する手數

七 腐敗と情實

我々は、總ての管理に於けると同じく協同組合運動にも存すると稱せられる今一つの缺點を注意しなければならぬ。有給役員は腐敗的行爲即ちこれである。協同組合運動には、他の統治並びに産業形式に於けると同様に、注文を得んと欲する資本家製造業者から役員や経営委員が賄賂を受ける場合あるを認めなければならぬ。そのみでなく、協同組合にはその使用人が金を使ひ込んだり着腹したりする虞れがないとは云はれない。然しどうしてこれらの事柄が協同組合の罪として眞面目に非難され得るのか、その所以を解するに苦しむ。腐敗的行爲ありとなさるゝ場合は多く、殆んど協同組合の敵、即ち小賣商店、卸賣商、製造業者等自己の事業が協同組合なる一の組織——その經濟的優越性を彼等が認むるの遅々たるは勿論である——によつて侵蝕さるゝ人達の云ひ放つ輕卒な惡口と見て差支へない。事實を注意深く觀察する人は誰でも、協同組合運動には、英國に於ても將た又他の諸國に於ても、そのとつて代らんとする資本主義的企業よりも腐敗と財政的不正とが明かに少なきことを認むるに躊躇しないであらう。協同組合運動に於ては到る處、私人の事業に於けるより明かに賄賂や使ひ込みが少くない。そして斯かる惡弊に對する警戒には更に嚴しいものがあり、これに對する非難の聲も更に大なるものがある。協同組合運動が資本家間に普通見らるゝよりも遙かに高い標準の商業的名

譽と事業的廉潔とを導入し維持しつゝあること、それが『取引上の慣習』により許されてゐる多くの如何はしい慣例を認めないこと、(同様な自治體並びに國家事業に於けるが如く)公開や取引の高潔や顧客の無智利用排斥やの方面に於て普通の事業家の想像よりも遙かに多くが期待さるゝこと等は——一部分は總ての取引に公けの審査が行はるゝてふ單なる事實に基くのであるが——實に競争的産業に比して協同組合運動の有する大きな長所の一つである。協同組合員に對するこの種の非難は、實に却つて彼等の信用を増すものである。

更に有力なのは、協同組合は人物採用に際して『情實』の弊風から脱してゐないと云ふ非難である。人物採用に際し組合員に或は役員若くは組合員の子に公然と優先權を與へることは、英國に於ては敢えて珍らしいことではない。そしてこの範圍内では幾らかの能率減損はあるかも知れない。然し今日多くの組合は、規約上又は實際上、経営委員と使用人との間若くは主要役員とその下僚との間などに何等縁者關係による情實の存する機會なからしむべしとなしてゐる。概言すれば、経営委員又は主なる支配人に密接な關係ある者は何人も有給使用人たることを許されてゐないのである。

(1) 我々は既に、「卸賣組合」が學校又は大學を出たばかりの青年を書記その他類似の地位に採用するに際しては、公開競争試験の方法を探るの得策なるべきを論じた。然し斯かる方法は最も大きな小賣組合以外では殆んどこれを探り得ないし、且つ單なる資格試験のみでは未だ十分とは云ひ得ない。營利事業に於ても又協同組合運動に於ても、總て公開競争試験を行ひ得ない場合に於ける情實防止の方法は、地位の空いてゐることを公告した後、最初の任命を一の特別委員會(何れの場合に於ても關係部門

の主任を包含する)に委ね、候補者の出身學校その他の履歴を比較し、更に智能を檢する口頭試験を施し、特別な資格が證明された後に愈々選定を行ふことである。

この場合にも亦、屢々協同組合運動に對してなざる、非難は、實はその業績の一つなのである。熱心な協同組合主義者の縁者關係による如何なる『情實』が協同組合運動内に存しやうとも、資本主義的産業の王國には、或る特種の候補者に對する斯かる不正な情實が十倍も多く存することは殆んど贅言を要しない。凡ゆる大企業に於ては、非常に多くの昇進が『情實によつて』行はれる。そして理事又は總支配人が普通主として功勞を土臺として詮衡を行つてゐるにしても、彼は折々縁者、友人、偶々知つてゐる人、その意見に共鳴する人等をひいきすることを以て、公的若くは私的道德に反するものとは夢想だもしてゐないのである。斯かる種類の『情實』は勿論、詮衡を自らする責任ある人が國民の産業組織のその特種部門を——彼の言葉に従へば——『所有する』^{オウ}場合には更に屢々行はれる。製造業者や商人ならば、自己の子や甥を自己の事業に於ける有利な地位に、たとひ他に更に有能な候補者があつたとしても、任命するに躊躇しない。この場合にも亦、資本主義的産業には知られてゐないとして營利的商人には今尚ほ理解すらも困難な一つの名譽標準を實際に導入し維持しつゝあるものは、實に協同組合運動(及び同様な國家並びに自治體事業)である。自己の子をその無能なるにも係らず自己の事業に採用したり、友人の甥なるが故にその凡庸なるにも係らずこれに或る銀行や鐵道會社

に於ける一の地位を與へたり、或る株式會社に於て重役の縁者又は重役の氣に入るやうな意見を持つ人々を高い地位に昇らせたりすることには、何等か不正不名譽な點があり、彼等が道德上間違つた點、公益に反する點が存するなど云ふ考へは、實際上決して實業家の心には起らない。然も總てこれらのことは、倫理上他の候補者に對して不正であると共に、經濟上社會にとつて有害である。此處でも亦我々は、協同組合と國家並びに自治體事業とから商業道德の何たるべきかを學ぶのである。

『能率審査』の存しないこと

協同組合運動に於ける能率の見地よりして遙かに多く危険なのは、年輩順による昇進(最初の任命とは異なる)の傾向及びこれに伴ふところの、永年の勤績者で最早その任に堪え得ない人々を解雇することに對する嫌惡である。我々は、上は支部支配人に至る迄の店員の總ての昇進が公然と嚴格に年輩順によつて行はれ、僅か一日多く勤めたかどうかその能力如何に係らず支部支配人に昇進するや否やを決する位に嚴密にこの規則の行はれてゐる一の大きな創立古き協同組合を知つてゐる。最早相當の能率以下に遙かに下つた人々を支部支配人又は幹事にさへして置くことと同様な習慣が、或る組合では發達中絶の大原因をなしてゐる。民主的組織に於けるこの特性は、正に『情實』の反對のものだと云つてよい。即ち實にそれは屢々、『權力を握れる人々』が自己の個人的傾向若くは偏見からして各個人の慣れた生活と公平な昇進とに對する『權利』を不當に害せんことを防がむがための、組

合員の素材で殆んど本能的な試みなのである。民主制がその経験を積むに従つて、この誤りに陥ることとは少くなる。然し経験だけでは十分でない。依つて以てこれら役員が無能が曝露され、そして優良者の優秀な能力が表明されるころの、能力の新査定法が設けられ、無能抑止法が更に講ぜられる必要がある。斯かる査定法及び抑止法中最も普通なものは、獨立の専門家の常規的で且つ定期的な審査である。單に財政の方面のみでは、斯かる審査は、我が英國及び他國に於ける私若くは公の社會組織の他の如何なる部門に於けるよりも、協同組合運動に於てより大なる普遍性と嚴密さと公然さとを以て行はれ、極めて良い成績を收めてゐるやうである。若しこの會計審査に加へて、個々の支部若くは部に於て及び總ての組合さへに於て、量的測定、『原費計算』、成績統計比較、各種經費比率等の新方法を用ふる同様に嚴重な『能率審査』を行ふならば、利するところ多きものがあるだらうと思ふ。此處でも亦、能率を高め經費を節する管理方法——國家並びに自治體事業や營利的資本家自身さへもが遂には採用せざるを得なくなるだらうところの方法——開發の先驅者たるべく期待されてゐるものは協同組合運動である。然しこれを行ふがためには、小賣協同組合は運動の聯合機關の力に俟たなければならぬ。部の何れか若くは全部をして成績不良に陥らしめた經營委員會若くは役員は、それが無智より來りしと無能より生ぜしとを問はず、それ自らの行動の新らしく有力な試験者とはなれさうもない。又その組合の組合員自らも、未だ認識されない若くは發見されない短所の救済策を工夫し得

やうとも思はれない。そのみでなく、最も活動的な經營委員會や最も有能な役員でも、凡ゆる部門で一様に好成绩を擧げることが出来ないであらうし、又他で發明された最良の改良を十分知つてもゐないであらう。『能率審査』は、それ故に、聯合機關が行ふことによつて最もよくその効果を擧げ得べき、小賣組合への役務の一つである。強制的でもなく又毎年行はるゝことも必要でない斯かる『能率審査』が組織され提供さるゝならば、やがて組織整つた組合からの申込があるだらうと思ふ。この審査は經營委員會の歡迎するところとならなければならぬ。蓋しその報告は教ふところ多きものあるがゆえのみでなく、又組合の人々などには平氣な、全然利害關係なき外部の權力者による斯かる専門的検査は、經營委員會をして情實若くは偏破の譏りを受くることなく能率を擧げ、無能な部主任を解雇するを得しむるから。

八 官僚主義の危険

何等の根據なき場合の多い腐敗の疑ひ、情實の虞れ及び年輩順による昇進の傾向等は、餘りに屢々『官僚主義』に對する單なるつまらない危憂に過ぎないものであることが多い。

我々は先づ、今日この官僚主義反對論の有する——殊に協同組合運動に關して有する——二つの意味を區別しなければならぬ。現時の勞働者中比較的思慮ある人は、全協同組合運動殊にその全製造

事業が、正にその性質から見て必然的に、形式と特性とに於て官僚的たらざるを得ないと主張するのが普通である。然しながら、その意味には、彼等の思想を注意深く観察する者は發見するであらうが如く、一般市民が郵便局や養老金局の行政には凡ゆる官僚主義の弊害が伴ふとて憤慨するのとは全く違つた何物かゞ存在する。今日屢々労働者が官僚主義と稱するものは、共通事業に働く各種の生産者が、その生産事業に従事する者以外の何人かを代表し若くはこれに對して責任を負ふところの他の人の監督、指揮若くは統制に服することである。斯かる反對者にとつては、生産者自身にして除外されるゝならば即ち官僚主義なのであつて、監督、指揮、統制等を行ふ者が消費者の代表者たると營利的資本家の代理人たるとは問題でなく、又統治權を有する者が他で生活費を得てゐる無給の經營委員たるとその全時間を事業經營に捧ぐる常任有給理事たるとは問ふところではないやうである。一の事業にして若し生産者自身により指揮され統治されるのではないならば、今日では、そは時々この意味に於て官僚的だとして非難されるのである。普通所謂官僚主義なる語の意味とは異なつた用ひ方をすることの特に職業的な反對論に就いては、次節でこれを攻究するであらう。此處では唯だ在來の意味の官僚主義、即ち構成上それに對して責任を負はねばならない男や女の感情と希望とを無視し且つ彼等の有効な統制に服しない役員が、不都合に振舞ふことに就いて論ずるに止めて置く。

ロッチデール開拓者の最初のトード街協同組合には、官僚主義なるものゝ存しなかつたこと明かである。

ある。而して總ての仕事を組合員自らが處理すると云ふことは、爾後に起つた數百の組合が數日間又は數週間繰返した經驗である。然し事業が膨張するに従つて、仕事は組合員の能力又はその割き得る餘暇を以ては到底間に合はなくなつて来る。それで一人又一人と専らその仕事に没頭する有給の役員が任せられる。殆んど人目に着かない位であるけれども、使用人は絶え間なく増して行き、遂に今日年賣上高數百萬ポンドに上る小賣組合に於ては、數千人の有給使用人を見るやうになつて来る。委員として選ばれた男や女——他の仕事を持ち、夕方の時間しか組合の仕事には捧げられない人々——は、たまさか役員の缺けた時に代りを勤めるのは別として、實際上の管理の大部分が任されてゐる役員から提出される提案の裁斷のみに當ることが愈々多くなつて来る。やがて又、この一度變更された義務の殘滓さへも、餘暇時の集會では有効に果されぬ程多くなる。そして専らその仕事に當る有給の組長や副組長或は有給の經營委員若くは理事等の任命を見るに至るのである。この事は、各専門の役員がゐて總て一億ポンド以上の取引を行ふ百餘の部門の統制を、全生涯を捧げて管理と指揮との仕事に當る三十二人の有給理事に委ねなければならなくなつてゐる「卸賣組合」に至つてその最高頂に達してゐる。

この傾向が或る一國の消費組合に特有なものでないのは殆んど言ふを須ひない。ドイツに於ては殆んど到る處、理事會ボアルシュタットの成員が、全生涯をその仕事に捧げる有給管理者となりつゝある。我々は又同

様に、個々の協同組合が、多くの異なる部門を有し、數十の支部によつて行はれ、非常に大きな取引の数字を示してゐるところの、巨大な事業に發展しつゝある傾向を看取する。到る處小組合は、より大なる近隣の組合と合同するを以て得策なりとなしてゐる。且つ凡ゆる國々に於て我々は、『卸賣組合』^{ホイールセール}が愈々益々その購買や準備や製造等の諸事業を集中して、前時代には存しなかつた大企業たらしめつつあるのを見るのである。

協同組合運動が、その大きさと複雑さとを増すに従つて——一方に於ては資本主義産業と、他方に於ては自治體並びに國家事業と共通に——愈々無給且つ片手間パートタイムで組合の事務を執る市民の經營から離れ去り、益々専門的な『專任』^{フルタイム}役員の仕事とならなければならぬのは明かである。然し斯く専門で有給の役員を用ふる傾向が、消費者組合による産業統制と何等特別の關聯なきは、他の組織形式による場合と異ならない。この傾向は凡ゆる大規模事業——それが産業たるとその他の社會的職分(例へば教育)たるを問はず、任意的たると統治的たると將又た協同的たると資本主義的たるとを論ぜず——の特徴である。『下からの統治』^{ガウアメント・フロム・ビロウ}だと云はれてゐる勞働組合さへも、それが唯だ一つの村の單なる同僚の集團でなくなるや否や、その活動を有給役員に任せ始める。そしてやがて全國的な規模を有する組合として大なる役員階級を生ぜしめ、遂には有給の評議員若くは執行委員を設けると云ふ、一部のラシク・アンド・フライル^{ラシク・アンド・フライル}者からは『官僚的』だと絶えず非難せられる一種の組織を發達せしむるに至るのである。

我々は、英國に於ても又他の諸國に於ても、協同組合運動を同様な大きさの他の事業と比較して、普通に官僚主義の弊害と稱せられる多くのものがこれに生じてゐるとは云ひ得ない。とやかく云ふけれども、協同組合の役員に組合員に何事かをなすべく強制する何の力もないのである。彼は組合員の行爲を取締るが如きことは出来ない。協同組合への加入が隨意であり任意であることは、役員役員の壓制を受けてゐると云つたやうな感じが組合員間に生ずるのを妨げるであらうし、又組合加入のさう云つた性質は『役員風』を吹かすやうな試みを退けるであらうから、従つて役員が不都合に權力を亂用することを妨げるであらうと思ふ。我々は又、社會的設立物ソシアル・インスティテューションがその大きさと複雑さとを増すに従つて、有給『專任』役員の増加するのを避ける方法を見出すことも出来ないし、無給の有志又は報酬の不十分な『片手間』の素人が統制し經營することに何等か特別に民主的なものを見出す譯でもない。否これに反して、市民全體は、それが適當な報酬を受ける代表者——財産の多少に係らず凡ゆる階級から採用され得るところの——を通じて活動する場合の方が、十分な生活費を給しないため代表者や代理人の選擇が社會のために無報酬で働くことに含まるゝ犠牲を忍ぶ時間と意思とを有する人々に限らるゝ場合よりも、一層有效な統制をなし得ること、凡ゆる經驗の示すが如くであるのである。

然しこれで話が終つた譯でもなく、又重要な點が濟んだ譯でさへもない。協同組合運動の關する限りでは何等有力な根據を見出し得ないこの通俗的な官僚主義反對論は全く別とするも、訓練ある役員

の熟達と才能それ自身の中に、及び複雑な管理を行ふ巧妙さそれ自身の中に、何等か適當な防衛策を講ずべき協同的民主制に對する一の重大な危険が存在すると思ふ。協同組合運動に於てのみでなく、廣大で複雑になつて來る凡ゆる管理に於ては、單なる事業の大きさが、更には日常事務の専門的なことが、又政策上の問題が他の市民の思想や經驗から縁遠いことが、その生涯を専門的な管理に送つてゐる役員達と、それらの役員がこれに對し構成上責任を負ふてゐる大きな組織的公衆との間に、必然的に一の深い講渠をこしらへる。或る大事業の専門的管理者が、銘々必然的に智識と能力とに於て一般公衆より優れてゐると云ふのではない。公衆の各成員は、他の人々よりは優れてゐるべき彼れ自らの専門を持ち若くは持ち得るであらう、否——我々は云はなければならぬ——これを持つべきである。然しこの事は、各種専門家とその事業が奉仕する雜多の大衆——その各部門はそれ／＼如何に専門化してゐやうとも——との間の溝を除くものではない。如何に普通教育が進歩しても、如何に或る部門に於ける専門的熟達が殆んど一般的になつて來ても、事業の各の大部門がその大きさと複雑さと能率とを増して來ることだけで、その行動と政策とはその部門に働かない人々にとり益々不可解なものとならざるを得ないのである。

然らば如何にして我々は、社會生活を不可能なる小さく、や單純さに復歸せしめることなくして、民主的統制を實現せしめ得るであらうか。答へは明白である。管理は必然的に漸次複雑とならざるを得

ないのでから、市民がその作りしものを統制する力をそれに應じて増せばよいのである。組合員總會なるものを催してゐた初期の協同組合組織——それが區會や分會の開催、投票箱、最良の投票制度等によつて改善された時でも——は、最も大きな最もよく發達した組合に於ては、要求に沿はなくなつて來た。如何なる仕組を設けたとしても、五萬乃至十萬の統一なき市民からなる選^{コンステイユエンス}舉^{エレクト}民——それが如何に教育あり公共心があつても、又それが協同組合員たると自治體選舉民たるとを問はず——は、實際の管理に當ることも、又管理者を有効に監督し統制することも出來るものではない。民主的統制の流れは餘りに大きく廣がつてゐる、従つて有效たるべく何處でも餘りに淺いのである。若し必要な力を得やうとするならば、運河を通ずることを必要とする。否更に、水路が堰によつて集中さるゝが如く、その流れは特別の點に集中されなければならぬ。

協同組合發達の或る段階に於て、夜間集會を開催し、早く他の人の順番が來るやうにとの共通の感情により力弱くなつてゐる、過勞の經營委員の代りに、有給の理事又は有給の組長や副組長を置くことは、正しき途への一步であると思はれる。役員に對する統制の流れは斯くして集中され、一の有效な力となることが出来る。然し最も大きな組合では未だこれでは十分でない。有給理事は、恰かも各種部支配人がそれ／＼その道の専門家であるやうに、彼等自ら又一般的管理の仕事に於て——必然的に又正當に——技術的専門家となつて來る。凡ゆる民主制の經驗は、根源に一層近き一つの堰、即ち

有給理事を統制する一の代表者會の必要なるを示してゐる。既述の如く此處彼處で、協同組合員は斯かる代表者會設置の方向へ進みつゝある。一方では理事會と親密な關係を持ち、他方では區選舉民と絶えず接觸を保つてゐる、總て三百人の區代表者の大會を規則正しく四季毎に開催するリーズ協同組合の構成に於て、協同組合員は一の下院をその内閣に加へる實際的方法を見出したのである。

然しリーズ組合に於ける四季毎の『コンファレンス・オブ・ローカルズ局地委員大會』の如き一の新たな構成的機構を設くるのみでは、未だ協同的民主制を有效ならしむるに十分でない。如何に多くの運河を開鑿するも、適當な地點にどんなに堰を設くるも、流れにして流れない限り力を作りはしないであらう。協同的民主制に於ても、他の凡ゆる民主制に於けるが如く、結局は個人の問題になつて來る。如何なる構成上の方法も我々をして、不斷の關心、間斷なき注意、役員の氣付かない着眼點と新趣向とを齎す絶えざる議論、共同の福利を尊ぶこと自らの進歩に對するが如くならしむる公共心を不要ならしむることは出來ないであらう。活動的の市民の特徴たるこれら總てのものは、組合員がその趣味と才能とに従つて自發的に任意的に會合することにより、導入され刺戟され得るものである。幾多のこの種會合を發達させてゐることは、勞働組合民主制と自治體民主制との何れと比べても異彩を放つ消費組合運動の一業績である。消費組合運動には、最も大きなそして活動的な組合が多く有するところの、各種のクラブ、團體、學級、凡ゆる種類の娯樂と教育との會等があるのみではない。活動的な協同的の市民を創造し維持

すると云ふこの目的のため更に有效な機關としては、自ら全國的聯合を組織せるとして或る組合に於ては全く適當にも規約上諮問的並びに指名の權力を持つ一定の地位を與へられてゐるところの、女子ギルド及び——勢力はこれに劣るが——男子ギルドが存在する。協同的民主制を更に活氣あらしむるには、大なると小なるとを問はず、凡ゆる組合内のこれら自發的會合の擴大と發達とに俟たなければならぬ。

九 『上』からの統治

我々は今や、消費者組合による産業組織の一特徴——その一般的な點より見て當然の附隨物と考へざるを得ない一特徴——にして、協同組合の管理者は能率をあげる上に必要なりと信ずるけれども、理想主義的批評家は失敗の表現なりと看做すところのものを論じなければならぬ。消費者組合の使用人にとつては、その管理は、シヴィル・サービス行政部や自治體や資本主義企業等に於ける管理と同様『ガヴァンメント・コントロール上』からの統治』である。これが後述の如く一の根本的問題を惹き起す。協同組合の全事業は、我が英國及び他の十數ヶ國にゐる約二十萬の男女——その全生涯を採掘、耕作、運搬、製造、準備、荷造り、品物の賣買、四百萬組合員とその家族との享受する役務の實行等に費してゐる人々——によつてなされてゐる。然らば、如何なる物を生産すべきか、何時何處に於て如何なる方法を以て生産すべきか等を決定

する権利と最後の指揮を與ふる権利とが、四百萬組合員の掌中に存すると、二十萬使用人の手中に委ねらるゝと、何れが果してより民主的であるだらうか。

恐らく此處で我々は、協同組合運動を創始し且つその後の總ての發展を指揮し來つた者は、消費者としての勞働者階級の代表者であつて、生産者としての勞働者階級のそれではないことを想起すべきであらう。次の章で我々は、協同組合運動の成功は實に消費者統制の事實に基く理由を述べ度いと思つてゐる。トード街協同組合^{ロンドン}の勘定臺で行はれた最初の取引から、保險や銀行や製造や外國貿易等の諸方面に於ける最近の發達に至る迄、協同組合運動は、消費者全體による所有と統制の原則に基いて來てゐるのである。従つて協同組合の勘定臺の後ろに働く男や女、工場やパン製造所でパンを焼いたり縫物したりする男や女、卸賣組合の『生産』部で製造に従事し若くはその農場で働く人々等は、依つて以て生活する各種の産業を自ら統制もしなければ、又その特種の勞働の生産物を自ら保持するが如きこともない。實にこの點に於て協同組合は、生産者組合の提案者が永い間目指してゐた理想的『自治工場』とは正反對なものである。他方に於て協同組合使用人は、英國に於ては小賣協同組合の組合員となることが出来るし、又ドイツに於ては普通は組合員とならねばならない。かくして彼等は自働的に協同組合國家の市民となつてゐるのである。

然し協同組合使用人は、自己の働いてゐる協同組合では、協同的民主制の一人前の市民でさへない

のが普通である。既述の如く、使用人は彼等の雇入や賃銀支拂や統制等を司どる理事會には全然選出され得ないものと定めることが、凡ゆる國に於ける協同組合の殆んど一般的な狀勢となつてゐる。今日使用人は（稀な例外の場合を除き）組合員としての資格では、組合員集會に出席したり、經營振りを批評したり、凡ゆる問題の決定に際し——彼等の報酬や昇進を統制する理事會の選舉に際してさへ——投票したりすることから除外されてはゐない。少數の然し明かに漸次殖えてゐる英國の組合では、今や使用人は經營委員に選出されることが、少くとも一定數の代表者を出すことが許されてゐる。然しとにかく英國では、使用人をして組合員としてのこれらの権利の著しい行使を控えさせる一種の禮節の念とも云ふべきものが存在するし、又協同組合員全體の輿論は、使用人が組合の經營を彼等自身の利益となるやう統制するため組合員集會を公然と利用することに烈しく反對するであらう。或る組合が『その使用人によつて左右されてゐる』、即ち組合員全體が冷淡なため、經營に際し使用人の個人的利益を最も重大視するやう使用人が集會を意の儘に動かし且つ選舉を左右してゐると云はれることは、その組合の墮落——普通ふしだらと腐敗とを含む——の證據である。ドイツに於ては、この危險を防ぐため、一の精巧な組合員委員會——組合の總ての使用人はこれから除外されてゐる——の發達を見るに至つてゐる。この委員會の發達が、著しく社會主義的な意見を抱懷する賃銀生活者階級の統制下に最初からある協同組合の創案に成り、そして今尚ほその特徴となつてゐるのは注目に値する。

斯く使用人をその雇傭に責を持つ理事會から除外することに就き如何に人が考へても、協同組合はこの點では單に、民主的たるを否とを問はず事實上凡ゆる統治の特徴たる一の原則を採用し來つてゐるに過ぎないものと云はなければならぬ。例へば市會などで、その雇つてゐる吏員の何人にも、否その取引する請負人の何人さへにも議員たるを許さないのは、その根本的の原則である。如何なる人も自己の關係ある事件に於て信用ある判事とはなり得ない。我々は、民主制が常に『公平無私の統治』——其處では、決定をなすべき人々は、市民全體の享受する善良なる統治以外その決定より何等個人的利益を得やうとはしない——を要求するは、その積極的一利益だと考へて來てゐるのである。然し我々は、使用人自身にとつては、市民としての彼等が如何に活動的であつたとしても、凡ゆる斯かる民主制——協同組合のそれをも含む——は『上からの統治』であることを認めなければならぬ。

經驗ある協同組合管理者が常に主張する如く、この『上からの統治』は何等かの鞏固な組織には必要なものであり、且つ何等かの大事業では避け得ないものだとこのことが眞實なると否とに係らず、それが我々の希望に幾分の不滿を感じしむる點あるは容易に理解することが出来る。總ての人々が、『自己の個性を發揮し』得るやうな、或は更に銘々自己の生産を統制し得るやうな仕事を持つことは、不可能なことであるかも知れない。然し多くの人には一つの願望——我々が總ての人に目覺めさせ度い一つの願望が存在する。即ち自分達は單に奴隸又は自働機械ではなく、依つて以て自己の勞働生活が形造られる決定に參與しつゝあるのだと感じ、そして個人的生産が不可能となつたとしても、自分達はとにかく自ら聯合して始めた共同の事業に意識的に協力しつゝあるのだと感ぜんとする願望これである。この願望は數萬の賣子、荷造人、車屋、職工等には如何なる形式の消費者民主制によつても達せられてゐないことを認めなければならぬ。

使用人側からのこの非難に答へんため、協同組合員は、消費者の組合と生産者としてその組合——これらの生産者もその一部をなす——のため働く人々との間に統制權を分配せんとする傾向に進んでゐる。將來に對する意義頗る深きものと觀ぜられるこれらの經驗は、國によつて異つた形式を採りつゝある。然しそれには、協同組合運動と利潤の性質との兩者を誤解せしに基くと今では認められてゐるところの、あの『利潤分配』の思想が復興し來つたものと認むべき何等の證據も存しない。自ら勞働しつゝある事業に對する使用人の經營參加權の承認は、二つの方面に現はれ始めた。使用人を經營委員會に列せしむること、及び勞働條件の決定は使用人の勞働組合と協議の上でこれを行ふこと即ちこれである。

既述の如く、近時幾つかの英國協同組合は、同時に使用人たる組合員が經營委員に選出され得ない旨の規定を廢止した。而して斯かる代表者を選出することが少しく流行の形であるが、それが永く續くかどうかは解らぬ。

然しながら、使用人が経営委員の選挙に際して候補者に立ち、仲間の組合員間に投票獲得運動を始めたるやうになることには、幾らかの反対がある。そのみでなく、購買する組合員の投票により選出された経営委員は、たとひ彼が一人の使用人であつたとしても、必ずしも使用人の意見を代表するものでもなければ、又統制に参加し得ない彼等の不満を和げるものとも云はれないであらう。今や幾つかの組合が採用して居るところの、経営委員その者に使用人としての使用人の指名と投票とによる少数の代表者を加ふる方法こそ推奨すべきもの、如くに思はれる。若し彼等が自らとその仲間とのため不當に高い賃銀又は不當な労働條件を可決することにより組合の財政的安固を害する虞れがあるならば、斯かる問題に就いての採決からは彼等の特に出外することが出来るであらう。共同の事業と看做さるべきもの、管理と統制とに、購買し持分を有する組合員と同様に相當の参加権を持ち度いと云ふ使用人側の要求を、何等か斯かる方法で卒直懇篤に認むることから生ずる利益は少くないであらう。

(1) スキス鐵道従業員労働組合 *Swiss Railwayman's Trade Union* の選出された理事長は、事實上當然、スキス國有鐵道の最高経営評議會の五人の議員の一人としてこれに列する。フランスの國有鐵道には、鐵道従業員自身が自己の中から幾人かを主要管理評議會成員に選出する緻密な制度が設けられてゐる。

更に實際的重要さを持つものは、總ての愁訴を考慮し、雇傭條件に就いてのみでなく又一般に何等かの改良が施され得べき凡ゆる事項に就いて經營上の提議をなさんため、總ての使用人により自由に

選出さるべき「工場委員會」 *Works Committee* 若くは雇人委員會スウェーデン、ノルウェーを設置せんとする試みであらう。組合の役員はこの委員會と協議しなければならぬ。何等か重要な變更をなさんとする場合には豫めにこれに通知し、最良の方策如何に就き打ち解けてこれと相談しなければならぬ。これらの役員及び経営委員は、要求ありし場合には何時でも、直ちに工場委員會又は雇人委員會と相會しなければならぬ。

協同組合運動に於て、『上からの統治』の専制が緩和されつゝある第二の方面は、労働組合運動の勢力が愈々多く認められて來てゐることである。即ちこのことによつて、或る一つの協同組合の使用人がその組合の経営委員會と交渉するのではなく、生産者の各種部門から選ばれた代表者が消費者社會の代表者と協議を遂げ、その結果を兩當事者の共同意思フョイント・ウイリスを表す多少緻密な協定に具體化するのである。

協同組合使用人間に労働組合運動が徐々に發達し來つたこと、協同組合國家に於ても尙ほ労働組合運動の必要なるを協同組合員が遅延ながら認めて來たこと等に就いては既に述べた。ドイツに於ては、又最近にはイギリスに於ても、協同組合はその使用人が悉くそれらの労働組合に加入する義務あるものとなしてゐる。ドイツに於てはイギリスよりも一層多く、協同組合員は労働組合に出來得る限りの承認を與へ、常に賃銀や労働時間に關してのみでなく、又總ての雇傭條件、契約、昇進、解雇等に關しての全國的共通規約コンメンタルズを維持し強行するその合法的職分を認めてゐる。雇傭の永續、一定原因ある場合のみの解雇、上訴權、常規的賃銀値上、一定の休日等も確保されてゐる。イギリスに於ける協

同組合労働組合兩會議の共同委員会なるものは、争議の当事者により召集されてもされなくてもよいところの、そして労働組合員の關係しない如何なる事件にも關與することを明かに禁ぜられてゐるところの、一の仲裁委員会以上に餘り多くを出てゐない。然るにこれに相當するドイツの中央賃銀局 *Parlament* なるものは、協同組合運動全體を通じて最低標準條件を強行せしむるに成功してゐる裁判所たると同時に、協同組合の理事と労働組合のそれとの間に團體契約の解釋に就き争ある場合の上訴裁判所となつてゐる。のみならず、協同組合労働組合兩運動の役員の専制は、何れも、使用人から選出された工場委員会と部支配人評議會——この兩者は普通、スイスでもドイツでも、雇人に影響を及ぼす何等かの變更ある場合には豫め協議を受くるの權、經營上の問題に就き意見を述べざるの權、これら總ての事項に就き經營委員と評議するの權及び使用人が解雇される際にその理由の通知を受くるの權を賦與されてゐる——により和らげられてゐる。最も進歩した場合に於ては、産業の民主的共和國と稱するも敢えて不可なき所に於て、凡ゆる種類の使用人が参加し、總ての人の個人的權利が保護せられ、然も成績をあぐるに必要な敏活な執行上の決定が下だされるところの、評議と統制との眞の分配が起りかけてゐるのである。

英國に於ては、既述の如くこの方面の進歩は目下、労働組合運動それ自身の内輪もめにより、及び殊に、協同組合使用人のため營利的商人や分散式小賣店會社の使用人よりも一層高い賃銀と一層有利な條件とを獲得するにこれ努めつゝある労働組合と、その雇主の何人たるやを問はず種類の等しき總ての使用人のため共通にその標準を引上げんことを圖りつゝある諸労働組合との間の争ひにより、妨げられてゐる。

協同組合が幾多の生産分配形式中の一つのものに過ぎない限り、消費者の組合がその使用人側になり得る經濟的讓歩には、一寸見分け難いが然も眞實な一の限度があることは、經驗の示すところである。協同組合は資本家の企業と絶えず戦つて行かなければならない。即ち原料、智力労働者、熟練職工、顧客、取引等を得んために常にこれと競争しなければならぬ。經營上に眞の改良若くは經費節約を行ひ得る場合は別として、競争者たる資本家の定むる競争的標準から協同組合が更に一步を進める毎に、生産費と小賣値との開きは漸次減少する結果となる。賃銀の高いこと、労働時間の短いこと、労働條件の有利なこと等の方面でも、將た又有利な條件で原料を獲得し得ないこと、最も能率の上がる生産方法を利用し得ないこと等の方面でも、あまりに資本家企業との懸隔が甚だしくなる時は、組合は資本家商人と同じ條件で顧客に物を供給し得ないこととなつて来る。故に協同組合にして若しその存在を續け、資本家企業との競争に勝を制せんとするならば、組合員が協同組合で物を買ふことを明かに不利ならしむる程小賣値を高く上げない限り、一般に行はれてゐる雇傭條件以上に進むことは出来ないのである。

協同組合運動が使用人に對する待遇を資本主義制度よりも遙かによくすることに對するこの制限は、既に述べた協同的民主制の冷淡と無關心とのため愈々大となつてゐる。或る協同組合の理想主義者が、一層高き標準を採用せしめんと努力するも無益である。彼等或は雄辯と不撓の努力とによつて、より高き賃銀とより良き條件とを與へんとする決議を、組合員集會に於て通過せしめ得るかも知れない。然し若しそれらの賃銀や條件がその組合と競争せる資本家商人に於けるものより遙かに上に出てゐるならば、その費用は小賣値を高くすることにより償はれねばならない、そして協同組合の小賣値が附近の商人のそれより高い時には何時も、取引の一部は取り逃がされるであらう。それら條件の改善に賛成した組合員さへも、知らず／＼協同組合での買物を控える傾向となるであらう。これ即ちスコットランド卸賣組合の構成では、代表者會に於ける投票權が、各小賣組合の持分數若くは組合員數に比例してゞなく、卸賣組合から實際購買する高に比例して與へられてゐる所以である。斯くの下に、今日ではイングランド卸賣組合によつても採用されてゐる。これらの代表者間の理想主義者——最良の雇傭條件を與へんことに熱心な人々——は、卸賣組合から比較的少し、か購買しない組合の代表者たることが稍もすればあるのである。

ドイツに於ては、イギリスよりも更に多く、協同組合主義者は、協同組合が最良の資本家的雇主の標準にまで安全に進むにさへ消費者組合と労働組合との密接な提携てふ方法あるのみである、況んや現により良き條件賦與の先驅者たらんには尙ほ更らである、と云ふことを認めてゐる。賃銀生活者間に組合なきか又は彼等の組合が産業全體に及んでゐない所では、労働者の勢力弱きにつけ込んで、労働組合協定率^{トレードユニオンズ}を値切つたり、正規の労働時間を延長したり、標準的衛生並びに安全設備を怠つたりする商人が常に見出される。これらに就いての共通規約^{コンモンルールズ}の一般的強制の助けによつてのみ、一人の競争者——最も進歩した協同組合でも——は、安全に雇傭條件の改善を敢てすることが出来るのである。それ故に——このことは未だイギリスとフランスの協同組合員には必ずしも常に氣付かれてはゐないけれども——労働組合が出来ただけ勢力を得、法定最低限度制^{リミナルミニマム}が強行されることは、労働組合員にとつて利益たると同様に、協同組合員にとつても亦利益なのである。各産業の隅から隅まで雇傭條件の全國的最低標準が嚴重に採用さるゝことによつてのみ、協同組合の雇傭關係は、協同組合運動内の理想主義者の希望するところに近づき得る。

労働組合運動と議會との協力により、全國的最低限度制が嚴重に行はれ、凡ゆる職業に對し適當な標準が定められたと假定して、我々は、協同組合運動が尙ほこれに一步を進めることの可能にして且つ望ましきを見るだらうと思ふ。この點に就き一般協同組合調査委員會は一の興味ある提案をなしたが、それは該委員會報告に對して與へられた協同組合會議の一般的承認から除外されはしなかつた。委

員會は曰ふ『我々は、協同組合運動が労働條件に就いては是非魁をなすべきものだと思ふ。而して我々は、協同組合運動で労働者のため産業に對する眞の統制權を獲得せんとして設けられた運動内に、同盟罷業の武器の使用さるゝを深く悲しむものである……我々の提案を要約せば、協同組合同盟がその總ての加盟者又はこの提案の賛成者のため凡ゆる關係労働組合と次の諸點に就いて協定を遂ぐべしと云ふにある。この協定に加はる協同組合は、凡ゆる職業に對し、規定の労働組合地方賃銀率、ブラス、一定の百分率——これが協同組合の賃銀をして他よりより高く然し適當により高くする——を支拂ふことに同意すること、協同組合は又その地方に普通行はるゝところよりはより短かい然し適當により短かい一週労働時間に同意すること（然しながら、賃銀はその地方の協同組合最低限度以下であつてはならないし、又労働時間はその地方の協同組合最大限度を超えてはならない）、その代り労働組合は、労働時間と賃銀とに就いては、その協定に加はる協同組合に對し同盟罷業の舉に出でないことに同意すること、等の諸點これである。協同組合はかくして、協同組合運動外の普通のものよりより良き雇傭條件を與へることゝなるであらう。このことは、他の雇主に雇はれてゐる労働者に、自分達の賃銀増加を要求する論據を與へるであらうし、又協同組合の賃銀額は、爲めに運動外の賃銀に對し合理的な關係を保つであらう。そして協同組合は、普通最も多く労働者階級の消費者に痛痒を感ぜしめる同盟罷業の無駄と不愉快とを免れ得るであらう。労働者が交渉又は同盟罷業によつて、他の雇主をし

て賃銀を増加せしめ或は労働時間を短縮せしめたとしたならば、協同組合運動に於ては自動的に賃銀は高くなり時間は短くなる。かくて協同組合運動は、依然としてその魁たり得る譯である。この方法により、勞資間の闘争は自由競争の世界に於てのみ行はれ、労働者が雇傭條件を改善せんと努力する場合の根城たるべき協同組合運動に於ては行はれなくなるであらう。⁽¹⁾

(1) 『一般協同組合調査、協同組合調査委員會第三中間並びに第四（最終）報告』 General Co-operative Survey: Third Interim and Fourth Final Reports of the Co-operative Survey Committee. 一九一九年、一九二一—三頁。

資本主義制度にとつて代らんとするための生産者消費者の協調の必要

最後に一つ警告を述べてこの項を終らう。協同組合運動の使用人と經營委員會との間の正しい關係は、門外漢の獨斷的意見を容れ得べき事柄ではない。それは、自らこれに關係せる人々の感情に基くものたるが故に、それらの人々によつてのみ有効に解決され得べき諸問題の一つである。現在の状態には、成行きに放任し、危急な問題が起れば起つた時にこれを處理するてふ政策の危険なるを指示する幾つかの醜い業相が存在する。労働組合協同組合兩運動が共に現在これに向はんとするかに見える斯かる放任政策は、たとひ目前の災危を來たさないにしても、結局は協同組合國が大いに資本主義制度に取つて代らんとする事業を妨げるであらう。これに反して、兩運動の成員により忠實に實行せらるゝ何等かの眞正な協調政策は、それが『直接行動』の最良形式なることを容易に示すことゝなるであらう。普通所

謂「直接行動」とは、單に仕事を中止することにより社會組織に變更を加へんと試みる極めて間接的な行動を意味する。然し協同組合員が、雇入に際し労働組合員に明かに有利な條件を與へることを保證するならば、そしてその代りに八百萬の労働組合員が、單にその總ての買物を協同組合であるのみでなく、たとひ營利的雇主に對して同盟罷業をなすつゝある場合でも協同組合に於ては絶対に労働を繼續し、そして協同組合に於て働く際は忠實さと技術とに於て眞の優越性を表はすならば、この「直接行動」は數年ならずして協同組合運動の事業を四倍又は五倍ならしむるであらう。而して斯くの如くにして次から次へと種々の事業を、資本家へ何等の補償をも支拂ふ必要を感じずして、生産者民主制と消費者民主制とが相提携して行ふ共同統制へと移し得るであらう。

斯かる政策聯合への第一歩——現在の危機を救ふための刻下の急務——は、協同組合運動の聯合機關の一部として一の有力にして權威ある労働部（卸賣たる小賣たると生産的たると分配的たる）とを問はず凡ゆる組合を代表するを設置し、全労働組合運動のために働く同様に有力にして權威ある一の部と隔意なき協議を遂げて協同組合運動全體のため一の政策を決定する權限をこれに與へることである。然し單なる機構の改善のみでは未だ十分とは云ひ得ない。協同組合運動の責任ある指導者は、労働組合運動のそれらの人々に劣ることなく、依つて以て凡ゆる種類の協同組合使用人の希望と要求とが消費者協同の必要條件と調整され得べき一の組織的で實行可能な政策を自ら發見し又は他から有効に模倣せんため、『堪え難い苦勞』を必要とする必要があるであらう。この重要な問題に就いては、次章で再び述べ度いと思ふ。

十 運動の政治的無力

課税と行政との兩方面に於て過去七年間に政府の採つた行動と、第三章に述べた各省が協同組合運動に對して示した執拗な敵意とは、協同組合員をして、彼等の偉大な運動がその政治的無力のために曝されてゐる危険を汲みくゝと感じさせた。協同組合の事業が比較的小さく、財政的成功の見込も廣大な發達の見込も未だ確かでなかつた間は、議會に反響する程大きな協同組合反對論は聞かなかつた。自分達の意圖の無邪氣なことに安心してゐた彼等協同組合員は、英國の政治の傳統的正義に信頼し、時々謙遜且つ恭しき態度で、彼等の事業に普通の自由を與へるやうな小改正を産業及び共濟組合法その他同種の法律に加へんことを要求して以て満足してゐたのである。凡ゆる種類の信條や宗派、團體や階級の人々を仲間に加へるのを何よりもよい事として願つてゐた彼等が、勿論協同組合運動は全く政治の圏外に立つべきであり且つ彼等の組合を何等かの黨派に屬せしむることはこれを避けねばならぬと考へたのは誠に當然であつた。然しながら、この政治的中立から意外な結果が現はれて來た。即ち協同組合運動の財政的重要さの増加が營利的資本家をして自己の政治的勢力を使用するに至らし

め、内閣と政府諸省とが既述の如き敵對行動をとるやうになつた時、協同組合運動は、總て、數百萬の組合員と數億ポンドの取引とを有するに係らず、正義を保ち又は壓迫を避けるには遂に何の力もないことを發見したのである。今や政治上の一大勢力たる労働組合運動は、半世紀以前に於て正に同一の發見をした。十九世紀の中葉に於ては、まる三十年間も、労働組合は何等か政治と關係を結ぶことを欲しなかつた。そして多くの組合は、その支部集會に於て宗教上若くは政治上の問題に就いて論ずることを特に禁じてゐたのである。その結果はどうであつたか。一八六七年乃至七一年に労働組合の存在その者が危殆に頻した時、組合員は殆んどこれを防ぐべき術を知らなかつた。當時彼等がその敵から正當な待遇を期待し得なかつたこと、今日恰かも協同組合員が然ると異ならなかつたのである。フレドリク・ハリソン氏 Frederic Harrison は書いてゐる『労働者が自己の手中に眞の政治的權力を握ぎとる迄は、何物も支配階級をして「労働者の」要求を認め且つこれを正當に判断せしむるを得ないであらう。今日まで、その組合を以て足れりとし、政治的行動を避けて來た「労働」組合主義者も、斯く政治運動を控へた、めに陥つたこの苦しい羽目を認めるであらう。』労働組合主義者は遂にその誤れるを悟つた。家屋ペイント工一般組合 General Union of House Painters の執行委員會は書いてゐる『我が組合に於ける政治無用の叫びを絶たしめよ。この愚かなる中立は我々をして無力無勢ならしめてゐる。』

(1) 『蜂房』誌一八六七年一月二十六日號。エス並びにビー・ウェップ著『労働組合運動史』一九二〇年版二七四—七九五。

一九二一年の協同組合主義者は一般に、前時代の労働組合主義者と同じく、一の政治的勢力として團結するは今や缺くべからざることだとの結論に到達した。然し最もよくこの目的を達する方法如何に就いては、未だ意見が一致してゐない。協同組合その者が公然且つ積極的に宗教上の論争に加はることは、一部少數組合員の猛烈な反感を買ふ危険を醸すは明かである。そして恐らくその一部の脱退となり、又確かにその宗派からの將來の組合員募集を不振ならしめるであらう。この危険は、ローマ舊教の關する限りでは、世俗教育や離婚の如き問題に關して既に顯はれてゐるのである。ベルギーやドイツでは、一方に舊教的な若くはキリスト教的な協同組合や労働組合があり、他方にその構成上宗派の如何を問はない若くは暗々裡にローマ舊教會に反對する協同組合や労働組合が存在し、兩者の間に宗教的分離又は烈しい敵對關係が存するのであるが、これと同じものがイギリスにも生じて來るならば、それは非常な不祥事だと云はねばならない。

同様な困難は、協同組合が公然且つ積極的に、或る政黨の熱心な黨員たる若くは或る國會議員候補者の味方たる組合員を立腹させるやうな行動に出づる際にも感ぜられる。それ故に、自己防衛のためにも協同組合をして政治的行動を採らしむるは、それが或る法案若くは課税、或る候補者又は或る政黨に對する反對を意味する時、極めて困難な仕事である。然も尙ほ全協同組合運動は、今や何等かこ

れを行ふ方法の見出されざるべからざるを感じてゐる。

如何にして協同組合運動が一九一七年に至つて本能的に政治に入り込むに至つたか、如何にして一の議會代表委員會が協同組合員を下院に選出せんため設けられたか、如何にしてこの委員會が協同組合黨と呼ばれるに至り、組合員總數の半ば以上を包含する組合全體の約半數がこれに加入するに至つたか、如何にして僅か數年間に、幾多の候補者が失敗せし後、一人の國會議員と數百人の市邑會、ディストリクト・カウンシル カウンティ・カウンシル バラ・カウンシル 會、地方 會、州會の議員を労働黨と多少密接に提携して選出し得たか等に就いては既述した。然し斯く有用な端緒は開かれたけれども、協同組合運動の政治的無力を救ふ方面で成績の見るべきものありとは未だ云ひ得ない。何となれば、四百萬家族と云ふ多數組合員を以てするも、英國工業聯盟 *Federation of British Industries* を組織せる一萬乃至二萬の資本家と同じ勢力をホワイト・ホールに振ふに至る迄には、前途尙ほ頗る僚遠なるものがあるからである。

協同組合運動の政治的勢力の増加は、如何なる方法を探るべきかに就き幾分意見の分裂あるため、目下の處阻止されてゐる。一派の人々は、選挙に於ける成功は既に事實上殆んど凡ゆる選挙區で組織され且つ協同組合員の大部分を黨員とする労働黨との密接な提携によつてのみ贏ち得ることを認め、政治上の目的のためには労働黨と殆んど合同すべしと迄主張し、少くとも労働黨が實にその創立以來徳通しつゝある如く各協同組合がこれに加盟せんことを唱道する。然しながら、今日大多數の協

同組合は、未だ斯かる方法を探るの準備なきは明かであり、又この提案は今尙ほ自由黨員たる有力な協同組合員の烈しい反對を受けてゐる。他方に於て、斯かる協同組合員の頭にさへも、自由黨の領袖は保守黨員と同様に産業上に於ける資本主義制度の廢止——これ明かに協同組合運動が独自の方法で到達せんとする目的である——を目論むことを拒むであらうと云ふこと、協同組合黨が特種の提案をなし特種の愁訴を述べんとするに當つては、嘗に自由黨の領袖が協同組合側への卒直な賛成を避けるのみでなく、又商人の投票を考慮に入れてゐる自由黨の候補者は保守黨側の候補者の如く普通不熱心であり否回避的でさへあると云ふことが、目下迅速に泌みこみつゝあるのである。個々の組合員が好むと否とに係らず、労働黨の熱力によつてのみ、又それとの確乎たる提携によつてのみ、協同組合運動の目的は達せられ將來の發展は保證され得ることが、未だ嘗てない程明白になつて來た。

この際必要なことは、先づ第一に、よく報道され且つ用心よき有力な協同組合運動中央政治機關——協同組合黨が創設せんと企圖しつゝあるもの——を設けることであると思ふ。この中央政治機關を労働黨若くは他の政黨の本部に合併することには何等の利益もないであらう。否かくせば却つて個性と發意權とを全く失ふことゝなるであらう。然しながら、出来る限り到る處、講演、示威運動、綱領、立候補等に就いては共同動作に出で得るやう、常に労働黨と協議の上で活動しなければならぬのは勿論である。然し我々の意見では、それは協同組合獨特の愁訴以外に就いては何等の綱領をも持つべき

でなく、又協同組合運動全體の賛成なき何等の要求をも提出してはならない。自ら一の政黨たらんと望むが如きことをせず、それは實に協同組合のみに『ワン・ナイ・デア・ド惠念となり』、協同組合に獨特な諸要求の貫徹に公平なること、恰かも反穀物條令同盟 *Anti-Corn Law League* がその獨特の目的に對して然りしが如くでなければならぬ。常に判然たる協同組合の機關であつてその他の何物でもない、そして判然たる協同組合運動の目的のため活動してその他の何物のためにも活動しないところの、この中央政治機關には、各協同組合は組合員の分裂若くは脱退の危険なくして自働的に加盟し得るであらう。

(1) 故に我々は、一九二一年のスカールラ會議に於て、北部諸州の約五十の組合によつて提出された修正案——協同組合運動内の『政治的統一』の必要を主張し、何等かの政黨との提携に反對し、然も國會及び總ての地方統治團體に直接に協同組合の代表者を選出すること』を要求し、そして『一の協同組合政策の陳述書ステートメントが特殊な協同組合黨の基礎たらしむべく作成されなければならないこと』を提案せしもの——に賛成し得ない。斯かる目的を有する一の政策は、必然的に中央並びに自治體政治の全領域に渉らざるを得ない。そして斯かる政策に賛する候補者から成る一の協同組合黨は、極めて多くの協同組合員の所屬する凡ゆる現存政黨の敵とならなければならない。斯くの如きはこれ協同組合運動内の『政治的統一』を妨ぐるものたると同時に、その候補者の當選を殆んど不可能ならしむるものである。

協同組合同盟に加盟せる總ての消費組合が斯く自働的に包含されると云ふことが、極めて重要な點であると思ふ。協同組合黨——名義上は同盟の一委員會に過ぎないが——と稱せられる運動の中央政治機關が僅か一部の組合の隨意加入によつて出來てゐる現在の仕組は、協同組合運動に對する危険の源だと思はれる。或る一部の組合によつて出來てゐる機關は、漸次それ自身の會議その他の代表者會

——運動全體のそれとは自ら異ならざるを得ない、そして自然に自らの執行委員の政策と活動とを統制せんと努むるに至るべきもの——を設くるに至るであらう。斯かる仕組にすることは、恐らく當時の協同組合員の輿論の狀勢から見て、運動の中央政治機關を設置せしむるためには必要な條件であつたのであらう。そして斯かる仕組は又、その綱領には政治の全領域を包含し、議會に於て保守、自由、勞働の諸黨と對等の地位を占むる獨立別個の一政黨を創設せんとする最初の意圖を棄てない限り、相變らず必要な條件たるは疑ひがない。我々の見るところでは、其處に危険が伏在する。協同組合運動がその中心として求むるものは、その政綱に支那からベルギーに至る總ての問題を抱擁する凡ゆる政治のための一新政黨ではなくて、特に協同組合に關係ある事項にのみ全運動の勢力と權威とを集中する一の有力な政治機關なのである。

次に起る問題は、各協同組合はそれ／＼の地方に於て如何なる政治的行動を採るべきかである。我々の考へでは、協同組合が勞働黨その他の政黨のため政治的勢力として公然且つ積極的に活動することは、殆んど否決して益がない。それよりも、各協同組合内に一の政治部ポリティカル・セクションを設け、これに協同組合の政治に深き興味を有する組合員のみが加入又は據金する方が望ましいと思はれる。その上で若しその政治部がその地の勞働黨に加入せんことを望むならば、さう決することに大きな反對はなかるべきである。そして協同組合運動の中央政治機關も將た又組合員の何人も、政治部の行動の卷添へを食つ

たりこれに累はされたりする要がない。或る場合には政治部は、運動の中央政治機關と十分協議して、純粹の協同組合候補者——それを労働黨が後援するが、然し労働黨候補者として立つに非ずんば後援せずとは云はないだらうところの——に議員の席を争はしむることがあるであらう。この場合には、以前の政黨關係を問はず、協同組合運動はその全力を擧げて該候補者の當選に盡すべきである。そして協同組合は（その規約がそれを許すと假定して）組合員が適當と認める範圍内の選舉費用を支出して構はない。その他の活動の費用に至つては、政治部は自己の成員から據出し得る基金によつてこれを支辨するであらう。然し組合の四季集會が折々政治部の費用の方へ出金することを決議して何等の妨げなきは、恰かもそれが男子若くは女子ギルドに對し、又は組合員一般が同情を持ち然もそのため個人的には又は細かい點では責任を負はない他の目的を持つ各種機關に對して、費用を支出する場合と異ならない。

協同組合運動の政治的無力に對する上述の如き救済策は、現在の慣行に輕微な變更を加へるのみで且つ協同組合の構成には何等大なる改正を要しないでこれを行ひ得るであらう。然しこの方法を探るとせば、凡ゆる政治に關し完全にして一貫せる主義を持つ全國政治上の一獨立政黨を創設せんと企ては、坦白にこれ棄てなければならぬであらうし、又協同組合黨なる名稱もこれを廢めなければならぬであらうと思ふ。尙ほこの方法を探るとせば、協同組合運動の現存聯合機關に多少の改造を

加へなければならぬが、この點は次に攻究する。

十一 聯合機關の弱點

協同組合の缺點と短所とを調べた結果、殆んど總ての場合に於て、運動の諸聯合機關に或る種の弱點の存すること、少くとも諸聯合機關の間に或る種の整理の望ましいことが明かとなつて來た。我々は、これが組合その者の發達の中絶、未だ開拓されなぬ『協同組合の砂漠』、組合相互の活動の頻繁な重複、組合員の移轉や旅行によつて生ずる組合員數と取引との不斷の喪失、協同組合使用人に對する一般的政策の不確立、運動の政治的無力、就中、依つて以て進歩遅々たる組合が普通の標準迄引上げらるべき奨勵鼓舞の中央機關の缺如等と關係あるを見出したのである。既に『聯合機關』その者に就いて述べた第二章に於て我々は、それらの機關全體として或る種の力の缺けたること、これを例へば協同組合雜誌と協同組合出版物頒布機關との不十分なることを知つた。故に今度は、聯合機關各自の缺點と短所とを調べて見度い。

イングランド並びにスコットランド卸賣組合の現在の構成と活動とに就いては、第二章に述べた點以外何等附言するの要あるを見ない。然し尙ほ、運動全體にとり又殊に各卸賣組合にとり重要な仕事であつて、若し各種聯合機關の職分がより組織的に組織され分配さるゝならば（現在は幾多の點で各

聯合機關の活動が重複してゐる、一層大なる成功を收め得るだらうと思はれるものが存在する。問題解決の鍵は、一般調査委員会が多くの注意を拂つたそして又實に目下討議の中心となりつゝある協同組合同盟の構成と事業との改造に存することが、運動内でも認められてゐるやうである。

協同組合同盟が運動のためなせし助力の偉大なる、又その半世紀間の事業の頗る價值多き、その構成に就いてのみでも批判的態度を採ることは、その批判が同盟の指揮者達の献身的努力に影響せんことを虞れて自然に嫌惡される程である。然しながら、それらの人達は自己の努力の大部分を無にする如き機構に惱みつゝあるやうに思ふ。運動内の經驗深き老練家ジェー・ジェー・デント氏 J. J. Dent 曰く『今日の協同組合機構は餘りに活氣なく又煩しい。例へばダービーに於けるかの『ジンジャ集會』(同盟を以て積極的に活動せしめんため組合代表者の催せし集會—譯者)は、協同組合同盟が十分に活潑十分に機敏だと認められてゐないのを示してゐる。セントラルボードは、中央委員会に問題を提出し、次いでこれを區分委員会又は經營委員会に附託し、更にこれを中央委員会に返戻する——こんなことをしてゐるため、人々はそれが會議に提出される前に問題に對する總ての興味を失つて了ふ、そして若し何等か反對がある時には、その問題は翌年の會議まで延期される——そして結局は何事も出来ないと言ふことになるのである。それは改善を志す人々の凡ゆる元氣と熱心とを奪ひ去る。』

(1) 『協同組合新報』一九二一年三月十九日號。

救済の途は、我々の見るところでは、一部の人々の主唱する如き協同組合同盟と卸賣組合との合同に存しないのは、殆んど繰返す必要がない。協同組合運動の聯合機關のなすべき活動は、一種ではなくて二種である。そして何れも他に適當に従屬せしめ得ない。若し合同が行はれたとして、イングランド、スコットランド兩卸賣組合の何れの理事會や代表者會も——これらは取引方面の仕事に當らねばならないから——運動に極めて重要な教育的並びに政治的活動を都合よく行ふことは出来ないであらう。然も運動の聯合機關のなすべきこれらの兩活動は、これを減じたり從屬的たらしめたりするどころか、却つてこれを大いに擴張し發展せしむる必要があるのである。

總ての聯合機關を一の巨大な團體に合同し、これに現在の協同組合同盟と卸賣組合との勢力と任務とを結合する考へに比ぶれば、二つの異なつた相並行せる聯合を存置し、一は運動の取引方面の活動に當らしめ、他はその教育的並びに政治的活動を司らしむる考へが、より簡單でより望ましいと思はれる。然しこの二種の聯合機關は、理論上に於ても實際上に於ても、互ひに相獨立し、地位も重要さも同等であり、共同部門の經營には同等の資格で聯合して共同委員会を組織するものなることが、確然と認められなければならない。然るに現状は如何であるか。協同組合同盟が、漠然ながら運動全體の最高權力を以て自認する年會議を召集するところの、オールインクルーシヴ『首團體』たらんとする一方、オールドイングランド卸賣組合は、實際遙かに大なる勢力を擁し、自己の四季集會以外の如何なるものにも責任を

持たずとの態度を持し、又スコットランド卸賣組合は、その構成が根本的に異なつてゐる關係上、從屬と云ふが如き考へは自然これを見做すと云つた風である。斯かる状態ほど面白くないことはない。故に運動の聯合機關の必要なる改造への第一歩は、各聯合機關並行の必要を十分且つ卒直に認めることにあると思ふ。尙ほ協同組合運動が、これら聯合機關の各種職分の地位と重要さを同等視し、そして協同組合同盟の理事や役員に、凡ゆる點に於てイングランド卸賣組合の理事や役員の受くると等しき俸給と愉快とを與へることが、必要欠くべからざることである。

一般調査委員會は、協同組合同盟のため一の有給専任理事會を設置し、現存の九區分セクションズから一人宛選出される九人の成員をしてこれを構成せしめんこと——この提案はやがて五人だけから成る理事會に修正された——を勸告した⁽¹⁾。この勸告は一般の賛成を得たやうである、尤も一九二一年のスカイプラ會議では更に攻究せしめんため各區分セクションズに附託されたけれど。そして我々はこの勸告がやがては採用されるに至ると思ふ。然し一般調査委員會は總ての執行力をこの理事會に與ふべきものとしてゐるけれども、尙ほそれは現在の煩しい七十人の成員から成る中央委員會を存続せしめんとし、剩つさへこれに加へて等しく煩しい一の教育委員會『補助團體全國評議會』(National Council of Auxiliary Bodies) さへ設けんと志してゐる。我々は、理事會の勢力を弱め、事務の澁滞を來たし、少からざる費用を要する、斯かる贅澤物を理事會に附屬せしむる何等の理由をも見出さない。一層機宜に適した方法は、

「卸賣組合」の例に倣ひ、新理事會をして組合員數と據金とに比例して選出さるゝ加盟各組合代表者の四季集會に對し責任を負はしむる方法である。この四季集會は、「卸賣組合」のそれと同じく、幾つかの別個の區域に於て開催し(各區分セクションズに一つ宛開き、その區分選出の理事が議長となり得るであらう)、次の土曜には總會を開催する——總ての集會には同一の提案を出し、決定は投票全體を集めた上とする——方法を探るのが便利である。

(1) スカイプラ協同組合會議に提出された専任有給理事案に就いては、該會議への『協同組合同盟報告』一三五〇頁參照。

事實上凡ゆる點でイングランド卸賣組合のそれに倣つて作らるゝ協同組合同盟のこれら四季代表者會は、協同組合同盟それ自身、その理事や役員、その財政、その規約、その政策等の統制に就いては、現在年會議に賦與されてゐる權限を當然行ふことゝなるであらう。然し會議は尙ほ引續き開催さるべきのみでなく、出來得る限り有勢有力でなければならぬ、そして實にその最重要なる職分にその注意を集中しなければならぬ。最重要なる職分とは何か。協同組合運動の勢力と進歩とを一般世人に對してのみでなく又それ自身の組合員に對しても知らしむること、單なる區分的セクショナル目的でなくて全國的目的を有する全國的運動たるを常に必要とする協同組合運動に對する熱心を喚起すること、必要な苦言や又時々生ずる種々の思想の傳響板兼討議場となること即ちこれである。そして會議は、協同組合同盟に對してイングランド並びにスコットランド卸賣組合以上に密接な關係を持つが如きことなき、

全消費組合運動の會議とならなければならぬ。かくて總ての消費組合は、卸賣たると小賣たるとを問はず、この會議に代表者を送るべきである。會議には卸賣組合の理事、男子並びに女子ギルドの全國的執行委員及び協同組合同盟の理事が出席しなければならぬ。そして教育委員會と局地ギルドとが何等かの方法で局地組合代表者指名に参加し得るやうな仕組が設けらるべきである。斯かる會議は、次に述ぶべき共同委員會がこれを召集し司どることとするのが適當であらう。この協同組合會議は、常にその大きく且つそれ自身の世界では最も多くの人を代表する集會なること、英國科學進歩協會 British Association for the Advancement of Science の年會の如くであり度いと思ふ。該協會の年會の如く、會議は關係者への報道とその指導とのために自由に意見を吐露すべきである。然しそれは協同組合運動の如何なる部分に對しても、權力を振ひ又は命令を下すことをしてはならない。又上述の英國協會に於けると同様に、協同組合會議は少くともその討議の一部を、論議の題目に従つて、セクショナル・ミーティング 區分集會に於て行ふこともよいかも知れない。

運動に於けるこれら二つの相併行せる聯合機關の各自の任務と職分とは、勿論これを明確に定めて置く必要がある。協同組合同盟へは、聯合組織の關する限りでは、教育的活動(我々はこれと非組合員への宣傳とは區別する)の全部及び、我々が提議し度いと思ふが如く、全運動のためにする政治的活動の全部が屬するであらう。これら部門の各には、政策討議のため普通三ヶ月に一回だけ集會する一

の常設委員會を設置し、有給理事三人と代表者會若くは各區分セクションから選ばれた一定數——多分九人——の委員とをしてこれを構成せしめることとする。法律相談部と統計部との監督統制は、一般の事務的管理のそれと同様、四季代表者會の統制の下に全然理事會——それは必要と思はれる事務的小委員會にその仕事を分ち得る——に委せてよいであらう。

以上で解るであらうが我々は、現在の協同組合黨——それは名義上は協同組合同盟の一委員會に過ぎないけれども、別に費用を據出し又我々の信ずるが如くんばやがては自身の執行委員を選出し統制せんと主張するに至るであらうところの、別に加盟せる一群の組合を有する——が、單に同盟の二主要委員會の一となり了るべきを主張する。この團體の事業は、(本章の前の部分で説明せし如く)政黨に無關係な一聯合機關として、協同組合員と年會議や四季代表者會で時々表明され裏書さるゝ協同組合理想とを議會に代表せしむることを促進することに限られねばならない。而して小賣組合が各選舉區に於て如何に密接に或る政黨と提携すべきか又は聯合さへすべきかの決定に至つては、これをこれらの組合が作つてゐる局地政治機關に委すべきである。政治方面に於ける聯合機關の活動が斯く主として協同組合代表者選出——従つてそれは自ら本質的に協同組合的な愁訴を議會が救濟するやう努めることを含むが——に限らるゝとしたならば、運動内に分裂を生ぜしむる虞れあるものとして反對し排斥すべき、別個の加盟又は別個の據金なるものはその必要がなくなると思ふ。

然しながら、運動の聯合機關の改造に當つて、その地位から見ても非常に重要視すべき一つの業相が存在する。或る種の活動は、取引的聯合と教育的並びに政治的聯合との兩者に關係を持つのである。そして現在不平を鳴らされてゐる弱點の少からざる部分は、この二重性を認めてゐないことに起因する。協同組合同盟と卸賣組合との兩者に所屬し、兩者の理事會の共同委員會により管理さるゝ幾つかの共同部門があるべきものである。斯かる共同部門は四つある。組織及び宣傳部、雇傭部、文獻及び雜誌部及び協同組合進歩部とも稱すべき全く新しい一の部門、即ちこれである。

組織と宣傳のための共同委員會の任務は、組合間の重複や凡ゆる種類の『協同組合の砂漠』や發達の中絶——個々の組合に於けると上來述べて來た組合間の連絡の組織に於けるとを問はず——等の問題を處理するにある。宣傳(我々の考へでは、これは協同組合員の教育とは聊か趣きを異にするものでなければならぬ)は勿論、この共同委員會が必要と機會との最大なる方面に於て行ふところとなるであらう。又運動全體のための年會議に關する諸事項は、この共同委員會に委ねるのが適當である。

協同組合使用人の雇傭條件に就き運動全體に共通な政策を樹立し維持するため、一の共同部門を設くるの必要なるは極めて明白となつてゐる。局地組合の承認する雇傭條件は、卸賣組合の地位に影響せざるを得ない。現在では、卸賣組合が参加しないで取極めが行はれるため、卸賣組合の工場が混亂に陥ることがあるのである。

運動の各種聯合的活動中、一層大なる行動の一致が明かに必要なること文獻と雜誌との方面より大なるはない。卸賣組合と同盟とから現在出てゐる出版物は、宜しく一の共同委員會に指揮さるゝ共同部門の手中に置かるべきである。そして該部門が、現在の全國協同組合新聞並びに出版會社をその總ての出版物と共に讓受け、且つ運動の全出版並びに配布事業の組織的改造を行ふならば、その利益蓋し大なるものがあるであらう。

刻下の必要——協同組合進歩の中央部

最後に、我々がこれを明かにせんと努めし如く、各局地組合に鼓舞獎勵を與へ、或る組合の遂げし各種の進歩を總ての組合に知悉せしめ、彼等の間に出來得る限りの競争心を起させるため、各組合の進歩に絶えず注意するを以てその特別職分とする協同組合進歩部を設けるの必要がある。この獎勵の事業に就いては、卸賣組合は少くとも協同組合同盟と同じ程度に大きな關係を持つてゐる。卸賣組合は、その獨特の報道と各組合比較に就いての智識とを、この事業のために用ひ得る。若し組合會計審査の仕事が、それが聯合機關でなし得る限り、イングランド卸賣組合からこの共同委員會へ移管され得るならば便利であらう。「層高き審査形式たる『能率審査』——即ち組合の現金出納のみでなく凡ゆる事業を計量對照し、以て各組合の各部門に於ける成績、原費、出費率等のみならず、異なつた年の

各部門に於ける並びに各組合の同一部門に於ける成績、原費、出費率を比較するもの——の組織と發達とはこの共同委員會の仕事となるであらう。

我々がこの能率審査なる觀念の重要なるを強調せんと欲するのは、それが協同組合の極めて多き現在の缺點を救済するが故のみでなく、それが資本主義制度に更に一步肉薄する機會を運動に與へるが故である。我々は既に協同的民主制の冷淡や任免の際の情實に依る能率の喪失や年配順の昇進に伴ふ危険に就いて論述した。これらの缺點を除くには、機械的で正確で個人に關係なき分析を、當該組合と何等個人的關係なく且つ絶対に何等の權力にも服しない公平無私な専門家をして行はしめ、そしてこれを他の場合、他の時期、他の部門と比較することにより更にその效多からしむるより良き方法は無い。單に經營費率、各支部に於ける賣上高の資本に對する割合、積立金、償却率等の諸點を統計的に比較するだけでも、非常な價值があるであらう。或る組合の發展がより急激であればある程、その事業が一層成功すればする程、成績比較と公表とによる指示の利益は一層大きくなるであらう。固定資産の不斷の『切り下げ』ブレイクダウンの中に含まるゝ『秘密積立金』の極めて大なることは、或る部門の經營失敗による損失が總缺損額に明かに表はれずして數年間存続することを可能ならしめる。そして將來に思ひを到す時、我々が今提唱しつゝあるやうな何等かの能率審査制度の設置が更に必要であると同時に新たな價值を持つことが解つて來る。組合間の重複がなくなり、そして合同が行はるゝ結果として廣大

な地域が組合員數十萬を數へる大組合の勢力範圍となつた時——斯かる組合が愈々勢力を得來り、その地域内で私商人を驅逐した時は尙ほ更ら——その組合に如何なる缺點があつたとしても、個々の顧客は他の店へ行つて買ふてふ實際的補足方法を失ふことゝなるであらう。我々の想見するが如くれば、たとひ組合員による統制が代表者會の設置——既述の如くリイズ組合が始めたもの——によつて強められたとしても、斯かる會の成員は、若し彼等が當然巨大にして複雑な營業團體たらざるを得ない組合の諸行動を批判し統制すると云ふその職分を眞面目に有効に果さんとするならば、現在の審査人の財政的指導と共に能率審査の獨立せる報告を必要とするであらう。

異常な利益を維持せんためには秘密の力を頼みとする資本主義制度は、成績測定と公表とを避ける。従つて各産業内の個々の事業を悉く比較對照し、如何にして又何處に於て利潤が生ずるかを明確にする一の公平な能率審査の觀念はこれを排斥する。これに反して協同組合運動は、各組合をして何れかの組合の成し遂げたる凡ゆる改良を知悉せしめ、且つ何れかの組合が他より遅れし點を速かに知らしむるため『正確な比較が公然と行はるゝこと』により凡ゆる利益を受けるのである。運動は又公表によつて凡ゆる利益を受ける。即ち公表は、嘗に各組合のみでなく又各組合員をして、個人的私的企業ではなくて全協同組合社會が間接ではあるけれども眞の利害關係を持つ一の公共役務たる事業に對する最大の敗けじ魂を起させるからである。故に二十世紀に於て、成績測定と公表とにより効果を生

ずる一の能率審査の方法を採ることにより、自由競争制度へ一の大なる肉薄——十七乃至十八世紀に於て該制度が自己の脱出した身分と慣習的獨占との制度へなしたる如き——をなすは、協同組合運動の権限内にある。

(1) 茲に注目すべきは、或る産業が資本主義的トラストに構成さるゝや否や、能率審査の性質を帯びた或る種の制度が直ちに設けられることである。尤も得られた報道は廣く公表せらるゝどころか、總ての外部の者には注意深く秘せられる。

然し協同組合運動が、能率審査が絶えず必要な材料を供給する成績測定と公表とを現在より遙かに多く利用する必要があると云ふのには、今一つの理由がある。今日協同組合は屢々、啻に或る部門に於ける費用が多過ぎることなきや否やの不確かさによつてのみでなく、或る使用人解雇の是非に就いての討議てふ形をとつて現はれる『規律の問題』により、心の中では惱まされ集會では騒がれてゐる。何れの真正なる民主制に於ても、権力行使と云ふ至要な問題は、個人的には何れの側へ傾くかに關係なく正しく事實を確かしめることを必要ならしめるところの、正義の念に訴へることなくしては満足に解決され得ない。今日勞働界及び社會主義界に於ける最も重大な問題は、何人が命令し何人がこれに従ふべきか——統治は『上から』であるべきか『下から』であるべきかの問題のやうに思はれる。我々の意見では、獨立の成績測定と完全な公表とを併せ行ふことにより、經營委員と有給幹部兩者の專横はこれを一掃することが出来るのである。公表された智識と云ふ探照燈の光りを十分に集

中すること、これこそ國家並びに自治體統治に於けると同じく協同組合運動に於ても亦必要な民主制成功の基礎だと思ふ。最終の決定をなす必要は、啻に緊急の場合に於てのみでなく又政策のためにも相變らず存するであらう。そして各決定の責任を、問題の性質に従つて適者の手に置くは、極めて重要なことである。然し嘗ては凡ゆる管理に缺くべからざるものゝ如くに思はれた舊式の段階的服従の大部分は、最早能率をあぐるに必要なものではなくなりつゝある。故に民主制が益々正しく解せられるに従つて、そは漸次不用に歸するであらう。緊急の事項を除き漸次廣大な範圍の事項が關係ある總ての段階部門の人々に相談されることゝなり、その結果として極めて多くの場合その人達の満場一致により判断と決定とがなされるであらう。この満場一致は、正確に確かめられ權威を以て報告された事實の力——關係せる人々の輿論の暗黙裡の説得力により論じ詰められるもの——によつて生ずるであらう。眞の権力は愈々益々、消費者民主制に於ても生産者民主制に於ても、輿論——能率審査の採用と公平無私な報告の廣汎にして無料の配布とにより、事情に通じた且つ説得力強きものとなる輿論によつて行使されることゝなるであらう。

要するに協同組合運動に於ける刻下の最大急務は、我々が協同組合進歩部と名づけたところの、調査、審査、鼓舞、獎勵等のための一の中央部門を設置することである。現在に於てはこの仕事は全くなされてゐない。我々は、斯かる協同組合進歩部が、先づ第一に成績測定と公表との凡ゆる方法を眞

に有効に利用して、以て進歩遅き組合の注意を喚起し敗れし魂を鼓舞することに着手すべきだと思ふ。協同組合進歩部は、常に法定の報告のみでなく又同盟や「卸賣組合」の有する他の凡ゆる報道を十分に利用して、毎年々々各經營委員や各役員に、彼の組合が大きさと地域と事情とを同じくする他の組合と比較して如何なる地位を占めつゝあるやを目に見る如く了解せしめ、且つ附隨的に各組合に例外なく如何なる點に於てそが最良の組合より遅れてゐるかを示すであらう。斯かる中央部門が何等の強制権をも持つべからざるは勿論である。然し組合の大小を問はず何れかの組合により案出された凡ゆる新機軸は、協同組合運動全體へ知らせるために、過去に於ける經驗の實例と外國に於ける協同組合の實際から得た暗示と共に十分に報道されなければならない。比較統計により、『原費計算』の原理と技術により、特別報告により、説明のための私的會見により、及び公開講演により、國の内外に於ける協同組合運動の或る部分に於て若くは國家や自治體や資本家の事業に於て行はれて成功した凡ゆる發見に對しては、絶えず局地組合と聯合機關との注意を喚起し、以て彼等の現在の管理を完全にし又進んで新分野を開拓するに至らしめなければならない。

斯かる協同組合進歩部を最も良く組織する方法は勿論、英國協同組合員の現代の組織と輿論とに依據しなければならない。我々の見るところでは、そが成功するためには、その構成に際して従ふべき幾つかの原則が存在する。そは専ら智識の源泉となるべく、決して命令の道具となつてはならない。

そは洞察力を持たなければならない。従つてそは協同組合事業の實際經驗より生れた智識及び協同組合理論に根ざせる感激と熱心とを兼ね備へなければならない。そは大組合や小組合に對しても、又聯合機關やその加盟團體に對しても、同様に獨立であり公平無私でなければならない。我々自身の考へでは、協同組合進歩部——その名の如何に係らず——は、既述した協同組合同盟と卸賣組合との常設共同委員會がこれを組織し指揮すべきである。そは一團の手腕もあり待遇もよき調査員を任命し統制しなければならない。斯かる調査員は、とにかく最初は、協同組合運動内から全部を採用すべきではない、尤も必要な資格を十分備へた男や女を見出し訓練することが勿論目下計畫中の協同組合大學の研究科の目的とはなるだらうが。そして斯くの如く、絶えず各組合の仕事と調査しその成績を比較して廣く運動内に發表する、然も何等の強制権を有しないところの、非常に整つた協同組合進歩部が設けられると云ふことは、協同組合の研究者に、凡ゆる協同組合事業を合併して一の萬能なる全國的組合たらしめんとする案に對する今一つの反對理由を供することゝなるであらう。科學的専門家の決定を各協同組合に強制する、どうしてそんなことが堪え得られやう！ 然も進歩は智識の力に俟たなければならない。人類否少くとも英國人は、若しさうしたければ舊き無智の常規に止まるの自由があるのだと思はない限り、どうして新奇で困難な科學の命令を承認し實行しやうと欲しやう！ 然し凡ゆる人間の集團はこれを、若し一般に認められ廣く公表された成功の試金石さへあるならば、

如何なる事業に於けるを問はず、進んで他の集團に打ち勝つやう努力するに至らしめることが出来る。協同組合進歩部が各組合各部門の成績を比較して與へる判定は、各組合各部門の血を沸かすこと好くフットボールの『優勝』コップやクリケットの優勝仕合の結果に等しきものがあり得るであらう。

協同組合運動の短所は想像力の缺乏に起因するか

協同組合運動に同情を持つ一人の経験ある官吏が嘗て、協同組合運動は「狭い宇宙觀を有すると同時に人の宇宙觀を狭くする」と云つて残念がつたことがある。又或る一人の熱心な青年革命家は次のやうにも云つてゐる、『協同組合主義者の主なる缺點は心理的なものである。彼等には藝術的趣味がない。彼等は智的辨別力を缺いてゐる。彼等は性質に對する或る種の粗野な純正に敏感である。然しその生産する品物、その品物を包装し陳列する方法、使用人の募集、又その企てる事業の性質等に於て何れも等しく、優秀と云ふことが最も重要なを知らない。實に協同組合運動の最も重大な短所は、その想像力を缺いてゐる點にある。』

この非難を少しく詳細に考察して見やう。趣味性に秀でた批評家には、協同組合製家具の醜いこと、協同組合製衣服の俗惡な習俗に従へること、協同組合製本の平凡な表装、協同組合の貸借對照表や『五十年史』を刷るに用ふる恐ろしく雜多な活字などを、傲慢に嘲笑するのはいと容易いことである。

『窓飾り』の技術は事實上、趣味に富んだ批評家の認める以上に嚴格な制限を受けてゐる。然し多くの小協同組合の商品陳列窓が運動に何等の名譽を齎すものでないのは確かである。卸賣組合生産品の包装上の印刷さへ、醜惡と迄は行かないにしても、稍もすれば平凡であり粗野であるとの不平の聲を聞くのである。そして細かい實行の方面から政策決定の方面へ——行ふ罪から省く罪へ——逃がれることが出来るとしても、協同組合運動が消費者の統制を正に原料の根源に迄及ぼすことの遅々たるは想像力が或る程度迄欠けてゐるからではないかと彼等批評家は考へてゐる。今一つのそして更に話題となる例をあげるならば、協同組合主義者自身が既に一九二一年のスカイプラ會議に於て、イングラント並びにスコットランド卸賣組合が中央並びに西部ヨーロッパの窮乏諸國と國際貿易を開始し得ないのは同情の欠乏か想像力の欠乏か何れかに起因するとの感情を表白してゐるではないか、と批評家は云ふのである。

この非難の中には非常な誇張があると思ふ。批評家は三重の誤謬に陥つてゐる。先づ第一に、彼等は協同組合運動の藝術的並びに智識的短所の普遍性を誇張する。彼等は、協同組合員がその生産品にもその管理にも一の優秀性を、否全く非凡と云はざるを得ない程の卓越性さへを見せてゐる幾多の例の存することを知らない。批評家の智識は斯く狭いのみでなく、彼等は自己の有する智識の範圍内でも尙ほ不公平である、彼等は最も目に付く例にその注意を集中し、これを以て總ての場合の典型的な例

の、如くに云ふのだから。イングランド卸賣組合のバルーン街の店の内部設備や、大きな小賣組合の或るもの、内部設備を見た人々、リーズ若くはバーミンガム組合の中央『陳列所』に於ける陳列品を附近の商店のそれと比較して見た人々、ヨーク組合の便利に立案され簡単に設計された支部を一度でも巡回し、又は王立砲兵工廠組合が組合員のため設けてある別荘に滞在したところのある人々は何人も、協同組合運動が、とにかく様式の優秀性の基礎である威嚴、簡素、眞純、適切等を常に忘れてゐるとしてこれを非難するが如きことは出来ないと思ふ。第二に、これらの批評家は産業組織の他の方法の現状を眼中に置かない點に於て、その判断が比較的對照的でない。協同組合運動がとつて代らんとする小商店は、小印刷所や大衣服請負商人と同様に、藝術的趣味性に於て少くとも同様な欠乏を示してゐる。協同組合運動の製品は、同様な収入の顧客を相手にしてゐる營利的産業組織の極めて粗悪な製品に比し、性質の優秀なる點に於て又——我々の考ふるところでは——様式の卓越せる點に於て遙かに進んでゐると云ふことが出来る。實に協同組合運動に對する普通の批評は、運動が目當とすべき顧客の無産者の性質を少しも考慮に入れてゐない。高い價を拂はずしては殆んど得られない最優秀品を買ふ能力が賃銀生活者階級に無いことは暫く措くも、産業主義の發生により墮落せしめられ且つ極めて不完全な教育しか受けてゐない労働者階級家庭に於ける趣味性の向上は、當然徐々且つ漸次的たらざるを得ないのである。最後に、理想主義者の多くの批評に於ては、管理上の經驗から來る尤もな用心と他

人の金錢を賭することに對する責任の觀念とが、同情の缺乏又は想像力の不足と誤解されてゐるやうに思ふ。その事業を世界の果て迄擴げることに対する過去二十年間のイングランド並びにスコットランド卸賣組合の實際上の進歩には、顯著なるもの否賞讃に値するものがあると云はねばならないと思ふ。理想主義者にとり、卸賣組合工場で用ふるこれ／＼の原料は尙ほ資本主義市場で購入されてゐるではないかと云つて攻撃するのは容易い。然しこれらの批評家は、需要があるのは『獸皮』や『小麥』や『乾果』や『油』ではなく、異なつた場所で又屢々異なつた季節にさへ生産されるところの、種々の種類性質の獸皮、小麥、乾果、油等の比較的少量であつて、ために卸賣組合が生産の中心地を設けることを非常に困難ならしめてゐると云ふ事情を忘れてゐる。そして若し、切なる國內の需要を充たすにさへ不十分な現在の如き資本を擁する卸賣組合の理事達が、最も要求切なる品物の供給の方面に大なる力を致し、その國語や労働状態に通じない否更に法律と秩序に對して如何なる保證の存するやさへ知らない國々に於て品物の生産や輸出を行ふことを躊躇するとしても、これを以て『想像力の缺乏』なりと非難して可なりとなすが如きは無謀なる批評家と云ふべきであらう。

そして若し我々が協同組合運動の生産品から轉じてその組合員に對する影響を見るならば、協同組合運動の働きは『狭い』のみでなく又心を『狭くする』との非難が如何に不當なものたるかを知り得るであらう。協同組合經營委員となつて働いてゐる數千の職人や労働者に對し、又組合員集會に於て

活躍し來れる數萬の人々さへに對して、組合管理の經驗や取引上の諸問題との實際的接觸や組合員仲間への奉仕の念等が與へる効果を見よ。それは彼等の心を狭くするどころではなく、彼等の心境を著しく擴大し、恐らく他の方法による如何なるものにも優つた教育を與へ來つてゐるのである。又利益を享くるものは、常に斯くして教育された個々の人には止まらない。國內到る處、斯かる教育を受けた多くの眞面目な協同組合主義者が、組合員集會や經營委員會に於て將た又各種の使用人間に於て、品質改善のため、藝術的優秀性の批評眼を一層高からしめんため、及び協同組合の抱負の眼界を更に廣からしめんため、靜かに然し繞むことなく働きつゝあるのである。又訓練ある専門家の助言と助力との必要は、以前より遙かに多く認められてゐる。先づ法律、機械、建築等の方面に於て、又今や追々に化學、電氣その他の自然科学の方面に於て、會計、經濟學、統計學等の方面に於て、又徐々に設計や藝術的趣味性の方面に於てさへ、その必要が認められて來た。協同組合運動は又、村を越え國民をさへ越えて發展し、その組合員を通じて他の諸國と、又その特種の經濟的、政治的並びに社會的状況と直接の——青年外交官が恐らく羨ましく思ふ程の——接觸を得つゝある。誠に消費組合運動のこの世界的な國際的活動により、數十萬の筋力労働者は彼等の宇宙觀を擴大し、彼等の國民と人種との狭き限界を超越しつゝあるのである。協同組合運動の供給する品物と役務との性質が如何なるものであらうとも、いやしくも教育ある觀察者であるならば、英國の筋力労働者階級が過去半世紀間に於て消費

組合のお蔭によりその世界に就いての智識と哲學的眺望との兩者を擴め且つ高めしことを疑ふことが出來ない。この事實の認識を妨ぐるものは、これを正直に云ふならば、寧ろ批評家側に於ける或る程度の想像力の缺乏である。我々の謂ふ想像力とは、見ゆるものと同様見えざる事實を理解することを意味する。即ち將來の發達を豫想する力であり、實現し得べき代替物の目録である。世には、現状の弊害に對する猛烈な憤慨や、自己の大なる然し不確定にして矛盾せる理想を以て、想像力の豊富と誤解せる人々が餘りに多い。そして斯くの如き人は労働運動や社會主義運動の内にも決して少くはないのである。

然し凡ゆる正常な斟酌を加へたとしても、協同組合運動が獨特の心理的一缺點——想像力の缺乏と極めて近きもの——を有することはこれを認めなければならぬと思ふ。協同組合運動は——我々は敢えて云ふ——極端なひとりよがり陥つてゐる。これは勿論極めて自然なことである。英國の協同組合員は、好意を有する局外者すらそのうまく行くかどうかを疑つた程大きな困難あるに係らず、驚くべき成功を收めてゐる。筋力労働者達は常に、彼等が筋力労働者たるが故に大規模な産業を組織することは出來ないと話されてゐた。この不可能な仕事を彼等は成し遂げたのである。彼等が團體的にその成功に得意となるの状、恰かも獨力で出世した資本家が一身代作つた際に個人的に得意となるに異ならないのは、極めて自然と云はねばならない。然し協同組合員がもつと屢々、彼等が突撃して成功を

收めたのは資本主義制度の外廓、即ち家庭で直接消費する品物の供給のみだといふことを想起するならば、運動のために喜ばしい。彼等の業績は大きなものではあるけれども、彼等の運動は未だその昇るべき道の下段にある。そして消費者民主制は、若しそが協同組合國の實現に十分盡すところあらんとするならば、事業上の成功よりも一層高き——共同の利益のための事業の成功さへより一層高き——物の存することを知らなければならぬであらう。協同組合に或る程度まで想像力が缺けてゐるとの非難は、全く當らないものとは云ひ得ない。協同組合員にはそれ獨特の鈍感——その大部分は、協同組合の教育と交友とに存する團體的ひとりよがりの著しきことに起因する——があるやうに思はれる。自己の眼前にあるそして自己の力の及ぶ範圍内にあるものだけで、協同組合員は自己欺瞞から逃がれ、自己獨特でさへある智的萬全を期してゐる。これ協同組合員の性質の最も良い方面である。然し直覺力の偉大な政治家や産業の將帥に比較して、協同組合は觀察力に於ても又先見の明に於ても劣つてゐる。これ正に彼等には『見えざる物』^{シネマ・アンダー・ザ・グランド}及び『不可量的なもの』^{インボロフ・オブ・ザ・イン}が存在しないから——正に彼等は、彼等の眼界内にあるものよりもより高き標準とより尊き價值との存することを知らないからである。協同組合運動に斯かる評論を加へることは危険さへ感ぜられる。外部の批評を嫌ひ、これに憤慨さへするのは協同組合員の一特徴だからである。これは恐らく、彼等が過去に於て極めて多くの間違つたそして時には惡意のある批評を聞かねばならなかつた結果かも知れない。然し外部の

批評を嫌ふと云ふことは、若しそれが——多くの協同組合員に於てはさうではないかと虞れるが——自己の失敗の『總勘定』の拒絶或は運動の發展に必要な才能者は彼等の外にあるとの言葉に對する憤慨を意味するものとしたならば、一の心理的欠陥である。

(1) 『協同組合教育』の不完全なことの一原因は、そが（既に指摘せし如く）成る程度まで『協同組合宣傳』と混同されてゐることに存すると思ふ。協同組合員の教育は非組合員間の宣傳と區別され、別個の管理と特別の教師によつて行はるべきものである。宣傳の眞の本質は、既に贏ち得た成功の示威であり讚美でさへある。教育の條件は智的謙讓であり『未だなされざる大事業』に對する智識を廣くすることである。

理由なきひとりよがりから生ずる想像力の欠乏は、既述の如く、決して『消費者の組織』に獨特のものでないことは、一の顯著にして極めて重大な事實である。同様な欠陥は、確かにこれに劣らない程度に於て、他の労働者階級の組織——そが生産者の組合たると消費者の組合たるとは全くこれを問はない——例へば共済組合、労働者クラブ、労働組合、自治工場（生産組合）等にも存在する。労働組合に於けると協同組合界に於けると、産業的方面に於けると政治的方面に於けるとを問はず、労働運動全體を通じて目下或る程度の不足を感じつゝあるは、善良な品行と高傑な人格とを有する人々ではなくて、卓越した才能と引力ある個性とを持つ人々である。そして若し藝術的優秀性或は智的卓越性更に或は範圍廣く調整良き管理さへを見せ得ない原因の少からざる部分が、優秀な才能と教育とある人

々を雇入れんとする欲望極めて少なく、智力労働方面の使用人が筋力労働者の選挙民と委員とに特々な方法で詮衡され統治さるゝ事實に存するならば、これ亦消費組合に對すると同じく労働組合や『自治工場』に對しても共通である。消費組合運動が英國に於ける他の労働者階級運動と分ち持つこの獨自の心理的缺陷は、實にそれがそれらの諸運動と同様労働者階級運動であるとの單なる事實に起因する。我が産業的中心地に於ける労働者階級の現在の如き見るも恐ろしい生活環境に於て、又民衆の大部分が受くる教育が苦々しい程不完全な際に於て、非難的たる藝術的並びに智的短所及び協同組合員の有するひとりよがりと思像力の缺乏とは、國民がその賃銀生活者階級に受くべく運命づけし社會的世襲財産の結果に過ぎない。

然しながら、協同組合運動内でも既に著しい改善が行はれつゝある。協同組合教育は、その尙ほ缺陷あるはこれを認めなければならぬが、漸次改善を見つゝある。これが設立を敢えて提案せし新らしい協同組合進歩部は、大いに運動の智的並びに藝術的進歩を促し、以て今やこの方面に於て中央からの獎勵と不撓の鼓舞指導とに努めつゝある人々を助け得るであらう。然し斯くして協同組合運動の範圍内でなし得るところ多大ではあるけれども、その中で組合員の大部分及び將來組合員たるべき者の大部分が生れ、育ち、そして生存すべく運命づけられてゐるところの、社會的環境に大變化のない限り、協同組合員のなし得るところは——拘束され束縛されると迄は行かないにしても——一定の限界を有す

ることは、これを認めなければならぬと思ふ。國民の全賃銀生活者階級がその収入を社會の全生産の半ば以下に制限されてゐる限り、蓄積された富の十分の九が國民全體の十分の一により『所有されて』ゐる限り、労働者階級家族の三分の一若くは二分の一が、文化生活の如きは勿論のこと、健康な生存と禮節を行ふことを事實上不可能ならしめる程貧弱な居住状態にある限り、教育が實質上十四歳で終りを告げ、青年と成年との大部分の生活が心を減する職業不定期性により墮落せしめられてゐる限り、協同組合運動は、凡ゆる他の無産者の組織と同様に、その活動に於て又その業績に於て、常に『狭い』ものであるであらう。この甚だしい窮乏と生活の資を得ることの不斷の不確實とより以上に眼界を『狭くする』ものは、政治と産業とに於ける資本家の獨裁のため、賃銀生活者が、政治に對して實際上の責任を持つことによつて得られる教育を事實上受け得ないことである。協同組合主義者の欲するところは、『富者から成る國民』と『貧者から或る國民』との對立、労働者階級と有閑階級との對立ではない。彼等の要求するところは、總ての人が閑暇てふ報酬と自己表現の精神的並びに物質的手段の分け前とを得る権利ある、筋力並びに智力労働者の社會の實現である。故に協同組合運動が過去十年間に於て徐々にその目指す目的を擴大し、その目的と稱するものゝ中に單に取引の變化のみでなく又政治の變化をも含ましむるに至つたのは、敢えて理由のないことではない。協同組合主義者は、協同組合國の建設は、任意的消費者組合の發達のみに俟つべきでなく、又これと同時に、本質的には

消費者の組織——これに應ずる職業的組織を有するところの——としての國家並びに自治體政治の改造にも俟つべきことを認めざるを得なくなつてゐる。其處からは、社會全體の利益のために、土地その他の富生産手段の四分の三を所有する少數者の手中に現在掌握されてゐる權力と貢物との回復の叫びが起らなければならない。

第六章 消費組合の將來

前數章に涉つてその敘述に努めて來た英國の消費組合運動は、ロッチデールのトード街組合以來の發達の五十年間、新聞からは無視せられ、議會からは問題とされず、經濟學の教授達からは注意を拂はれず、社會の先導者たる人々の當時の備忘録や日記にも書き記されず、又コブデン Cobden やブライト Bright、グラッドストーン Gladstone やデイスレイリ Disraeli のやうな政治的大人物の傳記中にも又はソールズベリ Salisbury やチエンバリン Chamberlain の演説中にも出て來さへもしなかつた。然し今から百年後には——我々は敢えて豫言する——學校の教科書や學術上の論文は、政黨の興廢や歴代首相の人物に對してよりも、消費組合の構成と分布とに、より多くの紙面を割くに至るであらう。何となれば、我々が英國に於ける民主制デモクラシーの抵抗し難い大浪を全く見誤ることのない限り、現在の資本主義制度に取つて代る運命を極めて多分に持つてゐる新社會秩序の大部分をなすものは、組合員の任意的組合（即ち今日所謂協同組合）と市民の強制的組合（即ち地方自治體）との二様の形式——これと範圍を等しくせる筋力並びに智力労働者の團結（即ち労働組合及び自由職業組合）と有機的關係にあるところの——で現はれるこの消費組合であるからである。

普通の資本家や産業界の將帥、おとなしい年金暮しの人や頻りに廣告する商店主、かう云つた人達には、或はこの豫想は狂氣じみて聞こえるかも知れない。今日國際的金融や巨大な合同となつて現はれてゐる營利的資本家がやがて優勢を占めるであらうとの豫想も、中世ギルドの親方や、嘗ては全英國が分たれてゐた封建的莊園の領主には、これに劣らず狂氣じみて聞こえたゞらうと思はれる。然し資本家の將來が斯くあることの萌芽は、既に十七世紀に於て盛んに萌えてゐたのである。資本家的「買占人」、投機的な事業發起者、貧民の徒弟を使つて組合町の限界外で新式の機械を動かし始めた製造主など、何れも最初は無視され輕蔑されたこれらの人々は、徐々に然し確實に舊秩序を覆へし、世界的商業と機械工業とを特徴とする今日の所謂資本主義制度をそのあとに打ち建てた。これと同じ暗黙裡のそして多くは無意識的な推移を以て、二十世紀に於ては、選舉權を賦與された教養ある「雇人」の民主制が、一つの部門から他の部門へと順々に、勞働組合と提携して、自らの發明に係る消費組合なるものにより、徐々に資本家的營利業者の産業統治にとつて代りつゝあるのである。歴史的類似を完成せしむるために我々は、俸給や賃銀に生活の資を求めてゐる市民達のこの新しい社會（今日多くの諸國では、實際上智力勞働者の多數と筋力勞働者の殆んど全部とを含んでゐる）が、やがては地方並びに中央政治の機構を掌握すること、恰かも資本家的市民階級が一八三二年にそれ自身の政治的支配を把握したるが如きものあるべきを期待しなければならぬ。協同組合國の方へのこの進

化を遅らすものは、他の何ものよりも、「雇人」間に於ける團結の自覺と民主的自治の二形態の役割に對する明確な觀念との發生遅きことである。

今此處で、資本主義制度に自信を與へるとして最後には封建貴族制と特權的工業者の固き組合との舊秩序に對して勝利を得しめたものは、アダム・スミス Adam Smith によつてなされた資本主義制度の根本原理の啓示であつたことを、想起するのは意義がある。個々の營利業者間に競争の自由を廣く認めるならば——スミスは無邪氣にも考へた——彼等は恰かも「一の見えざる手によるかの如く」*by an invisible hand* 消費者の世界へのより高き奉仕へと導かるゝであらう、而して——スミスは又主張した——その認められた世界は當然總ての可能なる世界中最良のものとならざるを得ないと。まゝる一世紀の間この事は、その屬する宗派と政黨との如何に係らず、教育ある總ての人々の動かし得ない信念となつてゐた。而して生誕と身分とによる特權的貴族制の舊秩序に反對するものとして資本主義は、才能の卓越した者には企業の自由なかるべからずとなすその最初の主張に於て、少くとも一時は正當と認められた。資本主義が各個人の金錢的利己の精神を神聖視せることの、世人が今や微かに認むる如く、本質的に不道德であつたのは事實である。然し道德は算術の四則と同様に自然の法則の一部だから、この不道德は遂には社會的不幸に終らざるを得ないと云ふことが、一般に認めらるゝに至るには、一世紀以上を必要とした。アダム・スミスは、資本家的營利業者の自由競争を何處までも正

しいものと信じてゐた。そして彼は、教化された利己心が常に結局は最大の發明を齎すのみでなく、又物價と必要生産費との一致をも齎すものなることを一般世人に信ぜしめた。然し彼は次のことには氣付かなかつた。即ち競争の自由は合同の自由を含むこと、従つて資本家が自己の力を知るに至ると共に、スミスが依て以て消費者を保護せんと欲した各個の營利業者間に於ける競争の自由その者が漸次否定さるゝに至ることこれである。無制限の商業的自由が世界歴史上初めて生産手段の合法的な私有と結び付いた時、資本家の力が漸次優勢となつて來て、賃銀生活者と消費者との兩方を壓迫するに至つたのは蓋し避け難いことであつた。今此處で、營利業者の富の追求が、各國に於て工場法や團體取引權等の方法により、如何に制限さるゝに至つたかを述べるのは我々の仕事ではない。又此處で、資本家階級をして、原料の新源泉と製品の新兴市场とに對する狂的な探索に際し、コブデン、ブライトの産業的平和主義を棄て、セシル・ロートツ Cecil Rhodes の海賊的帝國主義やドイツに於けるカルテルと參謀本部の道ならぬ提携の響に倣はしむるところの、あの金錢的利己心てふ微妙なる毒藥の作用の跡を尋ねることも必要でない。ヨーロッパ各國の賃銀生活者民主制にとつては、慘澹たる一九一四年乃至一八年の大戦と、殆んどこれに劣らない程慘澹たる一九一九年乃至二〇年の平和とは、『各人が各自のために』Every man for himself 若くは似而非愛國主義の用語にて『各國が各國民のために』Every nation for itself 及び『後るゝ者は災難』Devil take the hindmost に基く産業制度の頂點として、同時に又衰頹として現はれてゐる。

今や英國その他二三の國々では、筋力若くは智力勞働者の大多數を占めてゐる『雇人』の民主制間に、消費組合の何れかの形式と、生産者としての彼等自身の同様に一般的な組織即ち勞働組合及び自由職業組合との結合は、(凡ゆる結果から考へて見て)資本主義制度よりより有能に世界の産業と役務とを指揮するの途であり、そして結局一層重要なことには、この途たるやその倫理と科學とに於て資本主義制度に比し遙かに優秀な原理に基くものなること、恰かも資本主義制度の原理それ自身が(唯だその科學に於てのみ)その取つて代りしものに比し然りしが如くであるとの確信が、急速に擴がつて行きつゝある。支配階級は未だこの事に氣が付かずにあるやうである。

一 消費組合の財政的成功

英國の消費組合運動に關する我々の叙述は、該運動の成功とその依つて立つ原理とを共に明かにしなければ失敗に終るであらう。過去七十五年間に於ける消費組合運動の驚くべき發達——嘗にイギリスのみでなく、又ドイツ、オーストリア、ベルギー、フランス、オランダ、デンマーク、スエーデン、イタリアの諸國及び今世紀に入つてはロシアに於てさへ——によつて、消費組合が營利的産業に比し經濟的にも將た又道德的にも優つてゐるとの理論的主張の正當なことが、經驗によつて確めらるゝに至つたのは興味あることである。蓋し、或る協同組合の創設者や理事の理想主義的な抱負や公共心的

動機が如何なるものであらうとも、斯かる組合が、組合員にとり直接明白な利益の源となることなくして、毎年／＼何千と云ふ一般市民——協同的精神の吹き込まれない冷淡な一般市民の加入と後援とを得ることが出来ると主張するのは、根據のないことだから。協同組合に加入者がありそして彼等をして運動に忠誠を保持しむる所以のものは、同じ條件で共同企業仲間たるの愉快を持ち得ること以外、彼等が各自總て、加入のお蔭で又他人の権利を害することなく、各自が現に追々富裕になることを知つたからである。今や英國に於ける四百萬協同組合員が分ち持つ——各自の持ち額は數シリングから數百ポンドまでである——一億ポンドの資本は殆んど總て、或は直接に購買高を標準とする配當から、或は間接に主としてこれらの配當により出来て来る貯金の中から、彼等が蓄積したところである。彼等の多くが同じ手段によつて所有家屋その他の投資形式で蓄積し得た貯金の總額が、更に大なるものあるは云ふ迄もない。無智若くは不注意から屢々起るところの、購買高を標準とする配當なるものは不要に高い物價として顧客により豫め拂込まれたものだとの議論は、協同組合の小賣値が、これ迄常に最も烈しく競争して來た營利商人の小賣値により、極めて厳しく統制されてゐることを忘却したものである。賃銀生活者階級の家婦達が日用品に對して支拂ふべき價格を如何に嚴密に調べるかを知る人は何人も、又實に協同組合の支配人や委員達が如何に勤勉に商人の顧客引付けのための一舉一動を注視せねばならないかを知る人は何人も、協同組合が若し——時にはこの品時にはあの品と云つ

たやうな『特賣品』は暫らく措き——同じ優秀さと品質とを持つ品物を極く僅かでも市場の小賣値より高く賣つたとしたならば、その組合は唯だの一年も續き得ないてふことに一點の疑をも挟み得ないであらう。今日英國の協同組合運動によつて作られてゐる約二千萬ポンドの年餘剩（所謂『利潤』）は、組合にして存せざれば同じ品物に對して營利商人に支拂はねばならなかつた金額から考へ見て、組合員にとり確に一の真正の貯金である。⁽¹⁾この點を考へずに、四百萬協同組合員は純粹の理想主義的動機から『協同組合』で買ふやうに誘導されるのだと説明するは、私商人の中産階級の顧客に比し、筋力労働者階級に餘りに大なる道德的優越性を認めんとするものではなからうか。

(1) 主として取引上の經驗と専門的智識との不足から、協同組合員は必ずしも常に卸賣市場に於て最も有利な取引をなし若くは製造業者、農夫、炭坑主、輸入業者等の凡ゆる『商賣上の掛引』にうまく對抗してはゐないとの『坊間の噂』も全然誤りだとは云ひ得ない。二億ポンドの取引を行ふならば、手腕ある一團の資本家は、小賣値の値上げ又は賃銀の値下げをなすことなく、今日二千萬ポンドの餘剩どころではなく明かに三千萬ポンドの餘剩を擧げるかも知れない。こゝで讀者は、向ふ見ずな若くは不正直な資本家が國民の資源を浪費すること圖り知るべからざるものあるを想起せらるべきである。然しこの二千萬ポンドが四百萬協同組合員の真正の所得……若し資本家の手を経るならば彼等に奪られてしまふべきもの……たることに變りはない。協同組合運動のない場合には、更に千萬ポンドが争ひ取られ、資本家の一少群から他の少群へと——小賣商から卸賣商へ、卸賣商から製造業者や栽培業者へ、又は輸入業者や外國商人へと——移されることになつたであらうと云ふことは、この餘分の所得が『總て所有することにより生活する』ところの地主の餘計な地代となつた場合同様、社會にとり重大なことである。

高價な敷地や壯嚴な建物や今日その共有する積立金などに著しく現はれて來た消費組合運動の斯か

る財政的成功は、普通の實業家や經濟學の理論家には恐らく打ち勝ち難く思はれた障害と困難とを排除して獲得されたものである。到る處協同組合は、無資本無經驗で、専門家や事務上の智識ある人を用ふることなく、そしてその理事や支配人は何等自分のために利益を得んとの下心なく、その事業を開始した。如何に嘖々拍子にその事業が發展し、如何に著しくその敷地と建物との價值が増大し、如何に十分に組合の取引がその町で優勢になつたにしても、その組合を創設し育成した鐵道従業員や機械工、織工や炭坑夫の小さい一群が、第一回分として一シリングを拂込んだゞけで新たな一株の全權利を獲得する最後の新加入者よりも、より大なる利益を受けると云ふことはない。協同組合を管理して産をなしたと云ふ人は、未だ嘗て聞かないのである。ジー・ダブリユウ・ミツチエル氏の場合亦その例外をなすものではない。即ち、二十年以上も何時も定まつて「卸賣組合」の理事長に再選され、自己の手によつてその事業をかく巨大ならしめた卸賣組合のために盡瘁し、然も當時理事會出席の費用として各理事に給せられた僅少の手當しか受けなかつた氏は、その死に際しても僅か數百ポンドを得たのみである。誠に氏の名は、所謂『社交界』にも又政治家にも知られてはゐなかつた。唯ゞ氏は、數十萬の卑賤な組合員仲間から受けた欽仰と尊敬とに於てのみ富んでゐたのである。

これらの協同組合主義者は、特別に才能優れた人達だつたと云ふ譯ではない。否これに反して、工場町や炭坑村で協同組合（スト）を始めた賃銀生活者の小群は明かに、大部分附近の成功せる商人や工場主よりもその才能が劣つてゐた。彼等は確かに人格の人であり、又屢々有徳の士でさへあつた。蓋し彼等を引き付けたものは、自分のために『金をこしらへる』と云ふ考へではなくて、公共に奉仕するの満足であつたから。然しながら、單に高尚な人格あるのみでは未だ十分と云へなかつたであらう。彼等が組合のために財政的成功を贏ち得たのは、實に彼等が、徳義に基くのみでなく又經濟的根據を有することが解つた一の産業組織制度を採用したためである。

二 消費組合の經濟理論

消費組合運動の如く任意的形式を採ると將た又自治體事業の如く強制的形式を採るとを問はず、總ての消費者民主制の特徴は、その思想的誕生地が製造所若くは工場ではなくて、家庭及び顧客の需要であることである。凡ゆる彼等の運動は、生産せんとする生産者の慾望若くは能力から出發するのではなくて、消費せんとする消費者の要求若くは願望の認識若くは確認から出發する。彼等の根本的假定は、生産用具の點に就いては、（コンミュニテイ）共同社會の所有と統制とが——その社會が民主的原則により統治せらるゝ消費者その者の團體であるならば——私の所有と統制とより確かに有利だと云ふことである。然し協同組合主義者は、自ら社會主義者と稱する人達以上に、私有財産制度に反對する譯ではない。彼等は實に、文明生活と個人の發展とに欠くべからざる私有財産の一般的普及と無限の増加とを希求

する。それのみでなく、彼等は分業の利益を十分に知り且つ大規模生産と國際貿易との必要を認むるが故に、彼等は又管理上の凡ゆる事務に給料を出して人を雇ふの止むを得ざるを承認する。彼等は唯だ、共同社會の産業の經營に於て、營利心に訴ふるの必要と倫理性とを否認せんとするのである。彼等は、實現不可能な『萬物共有案』を立てずして、輸入に於けると製造に於けると日用品の分配に於けると將た又銀行や保險に於けるとを問はず、産業の經營に於て、公共奉仕の念をして少くとも營利事業に於て望み得べきと同程度に有效な管理を行はしむる方法を創始した。故に彼等は、土地たると産業用の設備や機械たるを問はず、生産用具を個々の資本家と資本家の合同との何れの所有と統制とも委ねることを以て、不要且つ不便と認めるのである。彼等は經濟學者自身から、斯かる資本家の所有統制は必然的に、實際の生産者と消費者とから賃料の形で以て、當時經濟上に用ひられてゐる生産用具中最惡のものを除いた總てのもの、ディフアレンシャル・アンド・ワ・ア・デフ差額利益を奪取することを意味するものなるを學んでゐた。それのみでなく、彼等は經濟學者が認むるを厭がるらしい次の事、即ち現在資本家的産業の典型的な合同と同盟との間には、アダム・スミスが常に存在すると考へたやうな、物價をして平均すれば必要生産費の——耕作限界點に於ける必要生産費さへもの——上には出でしめない云ふことの何等の保證も存しないのを承認する。協同組合主義者は、生産用具が消費者の共同社會の所有に歸し、それが交易のための生産物でなく使用のための生産物を作るために、又他の人々から利潤を奪取

するがためにでなく、單に消費者自身の要求と希望とを充たす目的でのみ用ひられるやうになるならば、營利的産業に於ては賃料と物價とに於て明かに表はれる所有者消費者間の利害の争ひは忽ちにその姿を隠すことを發見した。約言すれば、今尚ほ資本主義制度の正常なるを信ずるこれらの經濟學者に對して協同組合主義者の挑んだ戦ひは、消費者の共同社會による生産用具の所有管理は、賃料てふ貢物、獨占的利益てふ貢物及び（物價を必要生産費以上ならしむることにより屢々否極めて普通に引出される限りでは）利潤てふ貢物の個人による奪取を除去するものであり且つ他の如何なる産業組織もこれらの利益を齎し得ないと云ふことである。尚ほ附隨的に消費組合運動は、その所有にかゝる敷地の價値の『不勞増加』——組合の所有でないならば單に人々と取引との増加の事實があるのみで個々の所有者の腹を肥やしたらうと思はれるもの——を組合員の全體のために確保すること亦これを注意しなければならぬ。英國全體では、この増價——協同組合は決してこれを貸借對照表の貸方には表はさない——は協同組合運動の莫大な『秘密積立金』になつてゐる。若し半世紀前のその住民が消費組合運動を始めてゐたとしたならば、この不勞増價の一事に就いてだけでも、合衆國やカナダやオーストラリアの經濟的地位は、如何に今とは違つたものとなつてゐたことであらう！

而して消費組合の成し遂ぐるところは、斯くの如く不要な貢物から消費者を保護することのみに止まらない。産業の經營が營利業者の手に委ねられてゐる時には、營利心の力の偉大なる、彼等をして

互ひに相競うてより多くの利潤を齎す見込のある方面及び時期に於て、競争者が何をなしたつゝあるやを顧みず、只管生産高を増加せんと努むるに至らしめ、又同様に不景氣の際には、生産高を制限せしめ、利潤獲得の見込が一層ない時には、一時企業を中止せしめさへもするのである。その結果は、或は有害な生産過剰となり、或は有害な生産不足となるのであつて、それは消費者の總需要の變動には全く對應しない競争事業の好況不況となつて交るゝ現はれる。かくして失業と時間外労働の波が循環的に起つて來て、その波は屢々全國民の上に波及して行き、一方の場合では關係労働者の半餓餓若くは過勞がこれに隨伴し、他の場合では週期的な恐慌、破産及び富の浪費——これらは同様に週期的に起つて來る膨張、過剰取引及び一時投機者流の愛顧を受くる企業に於ける過剰投資により償はれ得ない——が附隨する。消費者の共同社會の經營下にある産業が、競争的資本家の經營下にある産業に比し、一層常規的で且つ無駄少きは經驗が十分にこれを證明する。

消費組合の開拓者と指揮者との間に、經濟理論と同じく又一の社會理論の存することは、殆んど言ふを俟たないところである。彼等は常に、資本主義制度の包含する賃料、利潤、自然増價等の貢物を排し、その好況不況の交互襲來が必然的に生ぜしめる残酷と浪費とを斥くるのみでなく、又生産用具を單に所有するてふことだけが社會の比較的少數の人々に與へるところの、他の市民仲間の行動と次代の人々の心的並びに物的環境とを左右する力に反對する。かゝる制度の下に於ける個人の自由なる

ものは、大多數の人々にとつては殆んど有名無實である。極く少數の富裕な人々が、常に個人的自由のみでなく又他の人々の生活を左右する個人的權利を享有してゐるにも係らず、下積となれる貧しき人々の集團は、その個人的自由が制限されて、己のが快樂若くは所得を追及するに専らなる無責任な雇主の命令に従ふか或は自己及び自己の家庭を養ふ生活資料を得ないでゐるかの何れかを選択するの餘地あるのみになつてゐるのを見出すのである。同時に、富者階級と社會の大衆との間に於けるこの力の不均衡は、社會の政治組織と新聞とを腐敗せしめ、且つ中央政府をして及び自治體若くは他の地方政治の形式（攻撃に對する防禦と、社會の永遠の利害殊にその希求する特種な文明型式の促進との兩職分を有する）さへをして、眞正の民主制たること若くはたらんとすることを不可能ならしめてゐる。新らしく且つ巧妙な組織を有する消費組合運動こそは、實に民主制の諸原則を近代産業界の凡ゆる方面に應用する最も有效な一方法である。

三 消費組合に於ける智力労働者の地位

我々は上述の經濟的分析の中に、協同組合運動が常にその管理者に利潤を齎さないのみでなく、又實にその支配人や理事に對し資本家の統制下で同量の仕事をする支配人や理事が恐らくは得るだらうと思はれる程の報酬は何等これを支拂はずして、かの巨大にして極めて成功せる事業を行ひつゝある

事實の一部の説明を發見する。資本家的企業に於て現今用ひられて居る熟練、精力並びに智力の大部分はこれを不要ならしめる否有害にさへならしめる一の事業組織が、消費者組合なるものに於て發見されたのである。産業の大將帥達の如何に多くの才能が、何等かの品物をより良く又はより安くするためにではなく、事業上の競争者を打ち破り、品質を低める何等か巧妙な手段を發見し、又は職工の賃銀を咬み減らすために發揮され使用されてゐることだらう！ それのみではない、資本家的な輸入業者や製造業者や商人が、市場に供給過多を起さないやう不斷の注意を拂はねばならないことも、彼等が苦勞の一部である。而して事業的能力の少なからぬ分量が現在、最大の生産でなく最大の利潤を得るやう『供給を統制すること』に用ひられてゐる。世界の株式市場に、各種の金融事務に、將た又『買占め』や投機や『相場狂はせ』に用ひられる非常に多くの智力に至つては、消費組合運動は總てこれが必要としない。製造、販賣準備、輸送、小賣等の技術的過程に於ても、これを行ふ目的が専ら公共の福利に在つて金銭上の利益にない時に、今日（そが何等か有用な目的に役立つと否とを問はず、公衆に高價な貢を課する餘地さへあれば何時でも）市場に於ける物價をして極めて高からしめんとするあの機敏さは、比較的には極めて僅かしか必要としないこと明かである。生産と分配とが要求する唯だ一つの才能は、民主的統制の下に働く訓練ある専門技術家のそれである。而して我々の總てが知る如く、資本主義制度の下に於て、競争的産業の金銭的利得を收めるのは、英國の専門技術家ではなくて、こ

れらの物理學、化學、生物學等の専門家の勞働を、價格上の利潤獲得の道具たらしめ得る地位にある人々である。民主化された産業制度の下に於ては、同様に熟練せるとして技量毫も劣らない専門的管理者が、他の専門技術家と共に彼等の地位を奪ふであらう。狡猾てふ特性に知識の品位が代るであらう。

四 任意的消費者組合と強制的消費者組合との活動範圍關係

既述の如く、消費者民主制には二種類ある。(一)組合員の任意的組合で、彼等の欲する特種の日用品や役務サービスの供給てふ明白で限定された目的のため創設、發達を見たもの、及び(二)一定地域内に於ける住民の強制的組合で、地方自治體の各種形式を構成し、住民大多數の意思に従つて日用品や役務サービスを供給するため各種の部門を作れるもの、即ちこれである。然らば、これら二種の消費者組合の各種活動範圍に一定の限界を指示する一般的事情があり得るか。

民主的自治の第一要件は、實際に適する選舉民、即ちその執行機關に對して不斷の統制を行ひ得る、十分に安固で明確に劃定された組合員の一團を持つことである。而してこの統制たるや實に抽象的な政策に就いてのみでなく、又折にふれ選舉民から指示される政策の實行に就いてもなされねばならない。經驗に依れば、一定界限内に於ける家庭必需品の消費者——毎日／＼協同組合の店に出入し、毎時／＼親しく使用することによつて供給品の品質を試めし、組合員集會に出席したり組合や聯合機關

の理事会へ打つて出る候補者と親しくなつたり出来るところの家婦達——こそ實に斯かる實際に適する選挙民である。他方に於て、手紙や電報を出したり、國有鐵道によつて旅行したり、貨物や小包を送つたりする數百萬の人々が、郵便事務や交通事業の經營を統制する有效な民主制を作り得るとは殆んど考へることが出来ない。同様に、ロンドンその他の大都會の電車に乗る數十萬の人々が、各自民主的な電車管理機關を作るための選挙民となることは、不可能だらうと思はれる。更に、多くの自治體事業、例へば教育とか醫療とか云つたやうなものは、或る一定の時に就いて見れば、該社會の或る少數者のみに利用されてゐるが、その費用は該社會全體が當然これを負擔しなければならぬし、且つ總ての自治體事業は、教育と公衆衛生、下水と水道、住宅と通路及び公園、道路と建築規定と云つた如くに、互ひに依存して居るから、各事業の經營のためそれ／＼特別の團體を作つたとしても、それは極めて煩はしい民主制——民主制の形式を用ふること不可能ではないまでも——となるであらう。しかのみならず、非使用者への強制的課税のみでなく、住民全體に對する強制的取締と反社會的行為の禁壓とをも必然的に含んでゐる幾つかの事業が存在する。最後に、土地や石炭の如き或る種の重要品の獨占價格の問題及び空氣や清水の如き他の重要品の共同享受の問題がある。これらの問題は何れも、特種物品の局地的消費者團體の利害以外、他の利害をも考慮することを必要ならしめる。總てこれらの理由によつて、消費者の任意的組合の活動に適する範圍は、廣汎で且つ不斷に増しては行くけれども、それには一定の限界があるやうに思はれる。我々は實に、この限界外の事業管理は、退いてこれを一定地域内に於ける住民の強制的組合の力に委ねなければならぬのである。

消費者の任意的組合が實際に適する選挙民たり得ないやうな生産部門に於て、一定地域内の住民の消費若くは使用のために日用品や役務サービスを供する仕事は、これを自治體その他の地方政治の形式に委ねることが全世界を通じて益々多くなつてゐる。この方が、明確に定まつて居り知られてゐる選挙民を有する點で、協同組合より優れてゐると云つてよい。それは又法律で定まつた不變の活動範圍を有するか、或る住民が何れの團體に屬するやに就き疑問や不確さが存しない——この固定は或る點では經濟上有利であり又他の點では不利である。自治體事業の管理には次の如き缺點がある。即ちその活動範圍が任された職分の遂行にはどれだけの區域が最も有效な區域であるかを考慮せずして決められてゐるものゝ存すること、及び舊來の區域の變更が非常に困難なものと共に各自治體の一切の事業に同一の區域が採用されねばならない結果は、必然的に或る種の事業に就いては該管理單位が比較的效果薄きこと等これである。消費者の任意的組合に至つては、私人資本家と同様に、如何なる方面へでも顧客のある方へと事業を擴張するの自由がある。然し又他方に於て、一定の地理的單位は代表者選舉と課税とには都合がよい。そののみでなく、公安罪 *nuisance* (ニユウサンズ又はバブリック・ニユウサンズとは公安を害する) 違法行為、例へば交通妨害や風俗擾亂の如きを云ふ——譯者) の禁止、普通教育の強制、自らこれを利用しない人々にも強制課税することにより費用を得る一般無料

施設等には、消費者の組合でなく、これに加入すると否とが單に隨意ではあり得ない市民の組合を必要とするやうに思はれる。何等かの事業の法律上の獨占又は強制的課税權又は個人行爲の強制的取締權等が包含さるゝ場合には何時でも、個人や未成年者の個人的自由を不當な侵害に對して保護するためにも將た又社會全體の利益のため全國的最低生活限度の實行を確保するためにも、法律で定まつた從つて容易に變更し難い政治的組織があつて、それが一定區域内で行使し得る明確に列擧された權力と職分——疑はしい場合には法廷で判斷を受けそして廣く強行されねばならないもの——を持つことが必要である。この比較的窮屈な組織——現在の如き議會政治の魔痺状態の下では、英國の自治體政治に對する最も大きな障害の一つとなつてゐるもの——が如何に不便であるにしても、市民の強制的組合に協同組合の自由と伸縮性とを與へて然も不正と壓迫か又は果てしなき訴訟か何れかゞ起らないやうにするが如きは不可能だらうと思ふ。

我々は、一部の協同組合主義者の間には、協同組合は『兩制度の粹を集め』得るとの考へ、即ち協同組合は任意的組合の自由と伸縮性との總てを保持し然も同時に組合員の普遍性と強制權との利益を享受し得るとの考へが存在するのを知つてゐる。彼等は問ふ『若し凡ゆる男と女とが協同組合に屬しさへするならば、何故にその組合は總ての自治體事業——人によつては總ての國營事業とさへ云ふかも知れない——を經營してはいけぬのか。何故にその組合が、割に合はない事業や義務的な事業を

も、利益あるものや任意的なものと同様に、成年人口とその範圍を等しくすべき組合員の指揮により且つその利益のために行つてはいけぬのか』と。然しながら、この議論の前提には未決の問題が横はる。強制なくんば、人類の常として、いつ迄も普遍性なるものはないであらう。必然的にその成員に強制課税し、個人行爲の強制的取締を強行すべき組織に於ては、殊に然りと云はねばならない。その組織の他の利益が如何に大きなものであらうとも、其處には常に、獨立の念又は怠慢から或は政治的若くは宗教的熱狂さへから、或る種の命令から脱れんと欲し、尙ほ引續き任意團體たらんとするものから脱せんと（若くは加入を拒絶せんと）する一部の人が存するであらう。互ひに相容れない理想を含むこの漠然たる考へは、協同組合主義者の智的一欠陥であつて、宜しく彼等は斯かる迷蒙から脱すべきである。加入の普遍性も將た又法律上の強制力も、決して任意的組合の屬性ではあり得ない。

(1) 我々は、加入すると否とが隨意で、絶えず普遍性を確保し得ず、從つて又加入の普遍性が必須條件たる如き職分を適當に遂行し得ない純然たる任意的組合と、加入が義務的普遍的で、法定の構成、加入資格、活動範圍並びに財政條件が必要とされる組織との間には根本的差異あることを力説する。然し我々が呼んで以て消費者の任意的組合となすものと國家若くは地方政治の何れかの形式との間に於けるこの差異（それは我々の見るところでは根本的なものである）は、これら兩種の共存の消費組合間に極めて密接な關係を生ずることを妨げると思つてはならないのみでなく、他の役務を互ひに十分實際に利用すること、互ひに他の加入を認めること（例へば自治體が協同組合を納税者として又請負人として認め、或は協同組合が市會の一持分主たることを認むる如く）、共通の目的のためにする共同委員會若くは聯合を設けること及び、望ましい處では、お互ひの委員會に代表委員

を選出すること等を妨げると思つてはならないのである。

とは云へ、今や次に指摘せんとする如く、組合員の普遍性や強制力を要しないで、然も消費者の任意的組合が更に發展を企圖すべき多くの方面が残つてゐる。

五 任意的消費者組合の活動範圍

曩に英國に於ける組織的協同組合運動の業績を検せし際、我々は附隨的に、小賣組合及び卸賣組合の企て得る範圍内にあると思はれる各種の發展や擴張に就き述べて置いた。例へば我々は、英國の或る地方には消費組合が存しないこと、それが存する多くの地方でも尙ほ活動の範圍狭きことに特に注意を促した。然しこれは明かに一時的欠點である。消費組合運動の短所として更に重大なもの、協同組合に加入するの如何に利多きかを宣傳するのみでは救済さるべくも思はれないものは、或る特殊層民を加入者たらしむるにそが明かに無力だと云ふことである。組織の整つた有力な協同組合が存在するにも係らず、首都區域、エディンバラ、グラスゴウ、マンチエスタ、リヴァプール等には、幾つかの地區が地區全體、何れの協同組合にも殆んど何の關係もない『協同組合の砂漠』として殘存するのは、協同組合運動の活動範圍のこの事實上の制限がその主なる原因である。現在、協同組合運動は最貧窮者の中にも富者の中にも組合員を有しない。常に貧窮線上に彷徨し、施し物のパン屑を食ひボロ

切れを着て生きてゐるものも少なくない非常に多數の男や女、無定職労働者の殊に港に於ける大群、更に最下級の都會労働による僅少の収入で暮してゐる男や女さへも、その収入の乏しさよりも寧ろその不規則から起る性格の歪みが主たる原因となつて、大部分は、事實上協同組合加入の利益を得ることが出来ないである。社會層の他の端には、主として階級的偏見の働きにより、今や職人風情の家族の要求に支配される手取り早い職務で我慢することを好まない、そして僅かばかりの節約では加入する氣を起さないところの、富者の家庭及び自由職業者階級の家庭さへが存在する。此處に我々は、任意的消費者組合の活動範圍に對する事實上の限界——必要でも又永久的でもない限界に當面する。協同組合運動は、適當の政治行動をなすことにより、やがて現在の状態を變じ得るであらう。最低収入の漸進的な水準への引上げとその規則正しさの増加——これらは、未だ十分了解されてゐない全國的最低生活限度政策により、既に幾分現はれつゝある——と共に、又課税による多額収入の確進的減少と協同組合國への我々の進歩の特性たるべき私的營利の漸次的殲滅と共に、協同組合の將來の組合員は、愈々益々全成年人口とその範圍を等しくする傾向を、漸次現はし來るであらう。又品質若くは洗練の問題が障害となるが如きこともない。協同組合運動は、その組合員がその時に要求する如何なる品質も、如何なる洗練された職務もこれを供し得る。而して文明生活の凡ゆる必需品が總ての家族間に漸次普及し來り、教育が未だ曾てなき程に行き渡り、且つ能ふべくんば比較的富裕な人々が禮節を

重んずるに至るならば、我々は協同組合へ加入することが郵便局の使用の如くに普遍的となるべきを期待することが出来やう。

(1) 詳しい實際的プログラムに就いては、エス並びにピー・ウェップ著『防貧策』一九二一年(新版一九一九年)を参照せられたい。

然らば協同組合の活動範囲は何處まで擴張さるべきかの問題が起つて来る。そしてこの問題は、何等必然的限界の必要な家庭用品の分配の方面に於てなく、原料の製出、農業の經營、各階級家庭の要求する品物の製造、この種物品の他國よりの輸入及び各種の個人的役務パーソナルサービス——何れも此處彼處の英國協同組合に依つて、己のが組合員の要求を充たすため、二三の組合に於けるものは比較的小規模にはあるが、實行され好成绩を擧げてゐるもの——の方面に於て起るのである。

今日或る種の物品に就いては、生産單位を最も經濟的ならしめる必要上、協同組合の製造に實際上の制限が存在する。たとひこれを製造するも組合員の消費高が極めて少なきため、斯かる僅かの製造は總てを供給する製造業者程安く上がらないと云ふ理由だけで、今日協同組合運動が販賣はするが製造はしない物品が澤山ある。なるべく總ての人が組合員となり且つ組合員が組合に忠誠を盡すの度が完全となるに従つて、この制限は、過去二十五年間の實地經驗が十分證明してゐるやうに、大部分は除かれる。我々は直ちに——別に將來を豫言する積りではないが——この種の任意的協同に嚴格な境界を設くる何等の理由も存しないと云ふことが出来る。他の場所でも述べる如く⁽¹⁾、如何なる自由な協同組

合國に於ても、各種自由職業の獨立營業者——何人をも主人と呼ばず、且つ次ぎ々と来る個々の顧客から別々に支拂ひを受ける人々——の活動に對してのみでなく、又各種工藝の獨立職人——趣味性の秀でた又は特別な要求を持つ顧客から常に頼みを受ける人々——の活動に對しても、大きな又恐らくは漸次増加する餘地が常に残されるであらう。然しこの廣大な又恐らくは増加する例外を除いては、道理上各種形式の消費組合が、國家若くは自治體の産業や役務サービスが供給しない凡ゆる家庭用品や普通用ひらるゝ物品を、實際上組合員全體のため、遂には供給するやうになつてならないと云ふ理由もないやうである。何となれば、經驗上生産と分配とは判然たる區別を付け得ないし、又たとひ農業や鑛山業や船舶業や或る種物品の製造が國家事業に組織さるゝやうになつたとしても、或る消費組合又はその聯合をして、己のが組合員へ供給するため、やがて述べべき自治體若くは國家諸省經營の同じ事業と相並んで、自家の鑛山、農場、船舶、又は工場等を所有せしめ、更に協同組合がさうすることを以て便宜と考へるならば、これらの事業と競争せしめさへしても何等差支へはないと思はれるからである。生じ得べき凡ゆる競争を生ぜしめると云ふことは、協同組合國の最大の發展の自由を得ると云ふ點に於てのみでなく、又實際上種々の組織が生ずる點及び正確な原費計算、審査並びに公告の組織的仕組を設けしむる點に於ても、多くの利益が存する。

(1) シドニ並びにピアトリス・ウェップ著『大英社會主義國の構成』一九二〇年。

國際貿易

然らば輸出貿易はどうなるか！ 協同組合運動を批評する者は、實に消費者民主制の起源と目的はその生産を己の組合員の使用のために行ひ、他に賣つて利潤を得んがために行はない點に存すること、及び組合が今日實際的成功を收むると共にその理論的に正當なるを主張し得るはこの至要なる特質に基くものなることを、常に指摘しつゝあるのである。第四章『大戰の影響』で述べた組合最近の發達を讀まれた讀者は、消費者民主制が、各自國內の取引に活動を局限するどころか、輸入業者若くは輸出業者或は兩者何れもの手を藉ることなく如何にして國際貿易を行ふべきかの問題に解決を與へたものと云へることを看取されたであらう。既に戦前、六ヶ國の卸賣組合は、各自必要とする物品の漸次増加する部分を直接海外より得ること以外、生産品の餘剰や特に都合良く得られる物品を互ひに交換することを始めてゐた。この發達は、絶えず増し來る世界の協同組合員が消費する物品の一切の國際的供給を、資本家の手からよく奪ひ去り得るであらう。然し今次の大戦中は、他の消費者組合たる國家が自ら大規模に國際貿易に従事し、時には協同組合と時には他の國家と取引して、以て輸入商又は輸出商或は兩者何れもを排除した。然しながら、消費者組合による又そのためにする斯かる國際貿易の經營は、その組合が任意的な協同組合運動の形式を採れると強制的な國家の形式を採れるとを問はず、何れの形式の消費者民主制をも發達せしめてゐない民族（及び民族内の階級）への輸出

貿易には手を觸れることが出來ないであらう。消費組合運動と集産主義者の國家との何れにも伴ふこの活動範圍の限界に就いては、後に再び述べたいと思ふ。

その他の消費者組合

我々は此處で讀者に、各種の任意的消費者組合で、歴史上の若くはその他の理由から、我が英國に於て普通所謂協同組合運動の埒外に立ち、而も任意的組合の他の可能なる應用方面を指示するものを想起せしむるが便利であらう。例へば英國到る處に擴がつてゐる相互建築組合なるものがある。これは住宅の購入若くは建築と云ふ一つの目的から見るならば、協同信用組合——我が英國ではドイツ及び印度に比しその發達極めて遅々たるもの——に酷似する。更に廣く行はれてゐるものは、病中手當金の相互保險のため又は葬式その他の事變の費用、醫療費、病院や療養院への入院費その他種々の便宜を得るため設けられたる各種の共済組合である。勞働組合そのものも、一面に於てはこの種の相互共済組合、即ちその組合員に何等かの原因で失業せし際の週手當、道具が火災に罹りし際の保險金及び時には養老金をも支給する組合である。尙ほ類似の性質を有するものとしては、主として局地勞働者によつて作られてゐる數千の社會クラブソシアルが存在する。これらのクラブは聯合して、組合員今や百萬に達するクラブアシド・インスティテュート・ユニオン並びに會同盟を組織し、彼等に種々の便宜を與へてゐるが、英國各地に設けられてゐる多くの療養院の如きは就中著しいものである。各種社會階級に於ける同様な性質の殆んど數へ切れ

ない他の組合——即ち書籍クラブや海外旅行會や加入者に別荘や共同の遊獵若くは魚獵の愉快を與へる團體や會などに就いては、此處に一々述べてゐるの邊はない。特種の音樂や演劇、遊戲や道樂の素人が作つてゐる無数の會、恐らくは又國教以外の各種宗教團體及び——茲に至ると更に他の要素が加はるけれども——自らの會員による或る信條や政策の宣傳のために存立する會、これらは總て同一の一般的範疇内に容れることが出來やう。英國に於けるこれら總ての各種任意的消費者組合の總成員は、全成年人口數に近きものあるに違ひない。その管理下にある資本は非常な巨額に上り、その毎年の總經費は恐らく一億ポンドの多きに達するであらう。

然しながら、我々の見るところにして誤らずんば、同様な組織の原則を、現在協同組合や共濟組合とも又建築組合や労働者クラブとも關係なき形式で、更に應用するの餘地が残つてゐるのである。

別荘の將來

地代や利潤が最早私人の手に流入しなくなつた時、個人の収入を以てしては容易に維持し切れないもの、一つは、かの金持階級が持つてゐる贅澤な別荘である。現時の如き収入の不平等は永久的に非ざることを信じ得ない人達は屢々質問する、何等かの新しい社會秩序に於ては金持の持つてゐる約二萬の邸は一體どうなるのかと。我々にとつてはその答は明瞭である。若し社會が斯かる贅澤と優雅との經費を支出する餘裕があるならば、我々が反對しなければならぬのは、金をかけてこれらの快

適な生活慰安設備を維持することではなくて、これらの慰安設備が國民の一小部分——恐らくは一パーセントの五分の一以下——によつて獨占的に享樂さるゝことだけである。前にも述べたが、既にこの種の別荘十二ばかりが、工業上に使用せんため壊したり作り變えたりする目的からでなく、組合員とその家族とが引續き代る／＼用ひる休日團樂所、休息娛樂の場所として維持する目的から、協同組合の手に歸した。その他各種の組合の經營の下に、療養院として多數組合員の使用に供されてゐるものもある。少くとも一つは、大様にも或る大學に提供され、その教授學生の使用するに任せてある。更に今一つは、既に衆知の事實であるが、首相以下諸閣僚の旅館として國家へ提供されてゐる。

將來の協同組合國に於ては、その社會に於ける主要生活形式が俸給生活であるために、個人で維持するには餘りに多額の費用を要すべきこれらの快適な別荘が、個人的な所有使用から團體的な所有に移ることが大に行はれるだらうと思ふ。その健康と精力との續く限りは常に日々の仕事の場所から遠く離れて居住し得ると云ふやうな人々は少ないだらうけれども、定休日を持ち又時には快適な土地で週末を送ると云ふやうなことなら、恐らく總ての人に可能なこととなるであらう。かくて別荘は、愈々益々都會に於ける數百萬の筋力並びに智力労働者の休日團樂所や娛樂所となるだらうと思ふ。嘗に凡ゆる協同組合のみでなく、又恐らく凡ゆる労働組合や自由職業組合も、その組合員のため斯かる設備を必要とするであらう。凡ゆる大學や専門學校が、否初等並びに中等晝間學校の凡ゆる

る集團さへもが、これらの別荘をその遠足やヴァケーション・パーティ會の場所として使用するやうになつて欲しいものである。筋力並びに智力による總ての成年労働者から、及び又恐らくは總てのその學者學生に就いては地方教育廳から、毎年據出する殆んど云ふに足りない金と、各の週末滞在に對する僅かの支拂とで、英國に於ける總數二萬の別荘を維持し必要な雇人を雇ふの費用を償ひ得て餘りあるであらう。そしてこれらの別荘は、私人収入の遞減と大財産並びに遊惰階級の漸次的消滅と共に、一つ／＼賣物に出されるか又は公共政廳の譲受けるところとなるのである。斯くて總ての歴史上名高い城や宮殿や會堂や領主の邸宅——周圍を廻ぐる古びた花園や果樹園があり、美しい運動場や公園があり、模範的な農場や村落があり、舊い教區本會堂や廣い森林や牧場があるところの——は、偶像破壊的一撃の下に掃蕩されないで、最早『所有することによつて生活する』を得ない家族から一つづつ譲受けられるであらう。そしてそれは共同社會の社會的相續財産として、その中に良家や著名な人の子孫達も他の人々と同格者として交つてゐるところの、筋力並びに智力労働者の組合の手に歸するであらう。

成年教育

十九世紀に於ては、幾多の缺陷はあつたけれども、初等教育の一般的組織が行はれた。今世紀に於ては、中等教育の同様な一般化、更に進んではこれを修むるに適する智的能力あることを證明する凡ゆる人々のための大學教育と特種専門教育との一般化が、極めて徐々に行はれつゝあるのである。然

るに近時漸く感ぜられ出したのは、社會全體の利益のために、教育を一定の年齢若くは性別、性質若くは段階に限定することなく、出來得る範圍に於て成年にも引續きこれを施すことの必要である。恐らくこの事業は、主として消費者組合の強制的形式——これが教育の方面に現はれて地方教育廳となる——によつて企てられずして、その補助を得て教育を欲しつゝある人々の任意的組合によつて主として企てらるゝに至るであらう。大學教師の下に數百の大學教育普及學級デパートメント・クラッセを有する、然しながら労働者自身によつて組織され、且つ教はる人々自身によつて指揮されてゐる労働者教育會ワーカーズ・エデュケーション・ソサエティの成績良き經驗は、消費組合の原則のこの方面に於ける適用が將來大いに發達すべきを示してゐると思ふ。成年教育が本質的には任意的のものたるに止まるべきは明かである。これらの學級や討論に自覺ある民主制の精神の透入せざる以上、成年教育は一般的にはならないであらうし、又大なる普及を見得ないであらう。然も經驗の示すところに依れば、教へることの質の優秀は大學との密接な提携により最も善く維持される。凡ゆる町村に智的價値高き有效な學級を開設するに適當な、又それらの級へ何十萬と云ふ若い職工や事務的労働者を絶えず引き付けるに恰好な組織形式として、労働者教育會の入念に作り上げた一種の消費組合程のものを我々は考へ出し得ないのである。如何なる程度までこれらの成年學生の自發的任意的集團が、他の局地團體の後援により（主として便利な集合所の提供により）助力さるべきか——この相互に有利な助力が主として各種協同組合、労働者クラブ、教會や禮拜堂の

會衆、村會や地方會、地方教育廳等の何れによりなさるゝと、將た又或る場所では同時にこれら總てによりなさるゝとを問はず——は、一にこれら各種の民主的團體が、今や成年教育に表はれてゐる新精神の利益を認むるの遲速に懸つてゐるだらうと思ふ。

新聞の將來

今一つの方面で、我々は消費組合の一大發達を期待したいと思ふ。それは新聞の所有並びに統制である。社會は漸く、今日少數の富裕な資本家が人氣ある日刊並びに週刊新聞を所有することによつて振ふ勢力の如何に偉大にして危険なるかを、徐々に認めて來つゝある。これらの新聞が獲得せる地歩と全國的な日刊新聞の創刊に今や伴ふ殆んど打勝ち難き困難とは、金持ちの新聞所有者をして、殆んどこの偉大な人氣左右力の個人的獨占者の觀あらしめてゐる。勿論彼等の勢力は、數百萬の讀者の感情を餘りに甚だしく餘りに絶えず損ねないやうにする必要により制限されてゐる。然しこの漠然たる伸縮自在な制限を受ける外、廣き讀者を有する新聞の所有者は、その生活を左右し得る記者や筆者を通じて、自己の個人的利益や偏見に従つて、或は普通市民の思想人格を一定の型に入れたり、或る思想を徐々に注入したり、或る計畫や組織を貶したり妨げたり、選舉戦に勝利を得しむる程の一時的名聲を誰れかに與へたり、氣まぐれや金錢的利己心から反對するに相應しい何等かの改革の成就を事實上不可能ならしめたりする無数の機會を掌握してゐるのである。而して更に大きな弊害がある。新聞が

公衆の心と一般の趣味とに對して斯くの如き深き影響——子供でさへこれを免れ得ない——を與へるため、それが所有者に利潤を齎すために發行されるてふ理由のみで社會を腐敗せしめ墮落せしむること頗る大なるものがあり、無邪氣な讀者すらこの影響を受けるのである。全社會は、この腐敗と墮落とから保護さるべきを當然要求することが出来る。

如何にして新聞を改良し、その所有者に對して社會の利益を保護すべきかは、永い間の困難な問題となつてゐる。我々は法律の保護に餘り多くを求めんことは出来ない。欠くべからざる自由を妨げることなくて、公の檢閲制度に頼ることは尙ほ更ら出来ないことである。官の新聞——これは然し各省や地方廳、各職業的な組合や消費者組合が自己の機關紙を持つに至る迄は大いにこれを發達させたが有益であらう——は、到底民主的要求に添ひ得ない。我々自身の考へでは、消費組合の形式が、一つの手段——斯かる思ひ切つた方法を採用することが公衆の利益のために望ましいと一般に認めらるゝや否や、私利を目的とする定期刊行物の所有並びに經營は何等の害を與へずしてこれを法律上禁止し處罰し得るところの、一つの手段を提供する。現存の並びに將來の新聞の各が、利潤を目的として作られず又常に新組合員や讀者の申込あるときは平價で新持分を發行する義務を有する協同組合としての『消費者』（登録購讀者又は他の定期的讀者）の社會へ讓渡され、そして所有統制さるゝは極めて可能なことである。收用の際現在の所有者に支拂はるゝ補償金を構成すべき最初の持分資本は、毎年の利

潤によつて漸次完済し得るであらう。然しこの最初の持分資本が全く完済された暁には、組合は、持分に對して一定の利息のみを支拂ひ、そしてその持分は何人も嚴格に限られた額以上には持つことを許されないであらう。又組合は、記者や支配人や他の雇人に普通の率の俸給を支拂ふ以外、持分主にも將た又何人にも、餘剰や利潤を分配することを禁ぜられるであらう。何等かの純餘剰が残つた時は、持分主たる消費者若くはその委員會の決するところに従つて、新聞の質の改善のためか或は價格の値下げのためか用ひらるべきこととなるであらう。持分主の統制權は、彼等が定期的に郵便投票により選舉する經營委員會の手によつて行はれる。斯くして選舉された經營委員會は、支配人と記者とを任命し、その指圖のために適宜な命令を出すのである。斯くの如くにして社會は、何れの部分も熟慮の上決定された、官廳や財閥の影響を全く受けない新聞を得ることが出来るであらう。そして社會は、この新聞なくば惡のために用ひらるべき私の目的と個人的偏見とのための計るべからざる力が、僅少の人々——否唯だ一人の場合さへ考へ得る——の手中に集まることから保護されるであらう。⁽¹⁾

(1) 我々は、英國には少くとも一つの、讀者に依つて——この場合にはその自由職業組合の手で——所有され經營される有力な新聞があることを指摘し得る。『英國醫學新聞』British Medical Journalは英國醫學會の所有經營するところて、その會員が讀者の殆んど全部を占めてゐる。他の例としては、各種學術團體發行に係る四季刊^{クオーターリ}その他の定期刊行物がある。日常讀者の開放的組合による新聞所有に就いての我々の提案は、又他の目的を有する組合(例へば政治的、教育的、學術的若くは職業的の組合)にて一定の選抜された人々以外には組合員としての資格を認めないものが、定期刊行物を所有し發行することを否認するものでは

ない。然しそれらの刊行物が利潤なくして發行されること、従つて斯かる組合のみの獨立の會計を有することが必要である。

六 農業の問題

消費者組合が果して結局これを征服し得るや否やが問題である一の廣大な生産部門——或る意味では最も根本的な一の生産部門が存在する。農業即ちこれである。その凡ゆる方面の仕事、穀物の耕作や家畜の飼養からオリヅや葡萄の栽培に至るまで——木材や棕櫚油、印度ゴムや各種纖維等の原料の生産は云はずもがな——の仕事に於て、消費者組合組織が果して主要な經營形式とさへなり得るかどうか疑はしい。成る程、英國に於ても他の二三の諸國に於けると同様に、幾つかの農場が小賣若くは卸賣消費組合により經營され、組合員の消費と使用とを目的とする穀物や肉類、牛乳や果實、野菜や木材の生産に成功しつゝある。消費者組合は又、製粉所やパン製造所や屠牛所や鞣皮場を有すると同じく、搾乳場やバター製造所やチーズ工場及びジャム、糖果、罐詰果實の製造所をも持つてゐる。イングランド並びにスコットランド卸賣組合は、既述の如く、アメリカとインドとに數千エイカの麥畑と茶園とをさへ所有經營し、又アフリカの所有地ではコ、アや野菜油を作つてゐる。今世紀に入りてより、前にも述べたが、總てこれらの方面に急劇な發達を見、その停止するところを知らない。それのみでなく、消費組合の強制的形式の方面では、多くの地方自治廳が主として自治體の目的のため

——殊にその排水地域として癡狂院として將た又その住居地として用ふるため——手に入れる土地の廣さ、及び其處から各種農産物の少からぬ額を既に産出する下水汚物農場(下水汚物を肥料とし用ふる農場—譯者)の廣さは、漸次増しつゝあるのを見るのである。文明諸國の政府は總て、その森林省の方面に於て、公のために用ひる木材の大生産者となつてゐる。全き大小さなるものは滅多に認められないこれらの集産主義的發達の何れにも、我々は限界を劃することはなし得ない。我々は實に、政府經營の森林と自治體の所有地、及び、我々の考へでは、更に大きな範圍に於て、多くの諸國の消費組合がその組合員への供給のため經營する凡ゆる種類の農場——とが、今世紀中に現在に數倍すべきを十分に期待することが出来る。然しながら、世界全體から見て、否英國の或る部分に於てさへも、とにかく農業の多くの方面に於ては、經驗は何れもこれと異なつた發達傾向を示すの觀あることを述べないならば、未だ論じて盡さざるものありと云はねばならないであらう。將來の協同組合國に於ても、次から次へとやつて來るお客のために直接働いて『何人をも主人と呼ばない』ところの、智力的職業の獨立經營者と筋力的技藝の獨立職人とが存續する、否恐らくは更に増加するとは我々の豫見であるが、それと同じく多くの否恐らく總ての諸國に於て、農業の大部分が、個々の所有者が不斷に親しく拂ふ注意のため大規模の生産よりも能率がずつと上るところの、『小農經營』ベサントインダストリとして存續するを妨げる何物も存しないやうに思はれる。葡萄とオリヴとの栽培に就き眞理と思はれる事柄が、我が國又は他の國で、如何なる範圍

まで果實や野菜、穀物や家畜の生産に就いても亦眞理であるかは、經驗の決するところに委ねべきであらう。小農が(自由職業や技藝に於ける個々の經營者と同様に)、消費組合の工業方面に於けると同じく、農業方面に於ける凡ゆる可能なる發達と共存し得ざる何等の理由もないやうである。

我々は今此處で、小農が大農に比し如何なる社會的長所を有するか或は經濟的長所を持つかに就き論ずるの要はない。然し小農が、その特種の短所を除かんため、團結の力——消費組合の形式よりも寧ろ生産者組合のそれ——を用ひて成功を収めてゐるのを見ることは興味がある。信用を目的とせると將た又補助的仕事の共同遂行を目的とせるとを問はず、この所謂『農業協同組合』アグリカルチュラル・コーオペレーションなるものは、我々の見解に従へば、何等消費組合運動の正當なる一部分をなすものではなくて、小農それ自身と同様に、實に社會組織の他の形式である。小生産者の一群が自分一人では所有しない信用を作らなうがために團結し、以て順次に自分一人では求め得ない資本を借るを得しむるあの協同信用組合は、ドイツ、日本並びに印度の小生産者(主として農家)に驚くべき繁榮を齎してゐる。⁽¹⁾デンマークその他の國々——三十年に渉るサー・ホラス・プランキット Sir Horace Plunkett の献身的努力によつて殊にアイルランド——に於ては、小酪農場主の企業は、彼等がバタの共同生産のために設立した協同バタ組合により、著しく有能となり有利となつた。⁽²⁾彼等の『農業協同組合』の形式——信用組合とバタ組合——は、本書の論述がそれに限られてゐるところの、消費組合運動とは本質的に異なつてゐる。

彼等の目的は、『使用のための生産』でも又利潤の殲滅でもない。これに反して彼等の明白な目的は、『交易のための生産』の成績を上げ、組合員自身が個々の生産者として目指す目的たる利潤を實際に増すことである。他方に於て、信用組合とバタ組合とは兩者とも、企業内の労働者に所屬せず又その統治を受けない點に於て、とにかく普通の生産者民主制の理想的典型たる『自治工場』と異なつてゐる。蓋し協同信用組合の事務を行ふ書記や出納係も、將た又協同バタ組合でバタを製造する職工も、持分を有する組合員として認められ或はこれら事業の統制權を委ねらるゝが如きことはないのである。或る意味に於て、これらの事業が消費者組合なのは事實である、そしてその成功の原因も亦この點にある。蓋しその組合員は、原費で自らの使用にあてるため、或る事業を共同にて指揮し遂行し、以て利潤を目的としてこれを行ふ資本家の銀行業者やバタ製造所主への價格支拂に代へんがため相協同するものだから。然も尙ほそれが自己の利潤を増さんがために營利業者の設立するものたる以上、我々は、協同信用組合と協同バタ組合との何れをも、資本主義制度の一形式——尤もこの形式たるや一團の小營利業者をして或る程度まで大資本家と同じ經濟的利益を自ら享くことを得しむるものだが——に過ぎないものとししか認めることが出来ないのである。斯くして協同信用組合と協同バタ組合とは、よく小農をして或る種の困難に打ち勝たしめ、以て一方に於ては資本家農業と他方に於ては消費組合農業と對抗して、その生存を續くるを得しむるであらう。我々の想像によれば、何等かの形式

の農業的企業が有利に大規模になされ得る所では、それは（自治體事業に附隨してなざるゝ場合を除き）協同組合員の消費若くは使用のため、愈々多く消費組合運動により企てらるゝに至るであらう。然し又このことは、農業生産の大部分又或る部門では恐らくその全部が、市場に於ける交易若くは販賣の目的で、個々の營利業者——尙ほ小規模でやつてゐる者は（自己の利潤を増さんため）團結して信用組合やバタ組合を作ること愈々多かるべき人々——に依つて經營さるゝを妨げないであらう。

(1) 詳しい事實は、一八九三年以來版を重ね來つてゐるヘンリ・ダブリュウ・ウルフ著『庶民銀行』People's Banksに見出される（便利な概要を知り度い人は、シー・アール・フェイ著『國內及び國外に於ける協同組合』一九〇八年を見よ）。

(2) アイルランドに於ける協同組合の過去三十年間の驚嘆すべき發達に就いての最も完全な叙述は、協同組合同盟の發行に係り『アイルランドの協同組合』と題するライアヌル・スミス・ゴードン、クルーズ・オーブリエン兩氏の著書 *Tamol Smith Gordon and Orulso O'Brien: Co-operatives in Ireland* に見出される。

(3) 茲に忘れてならないのは、信用組合とバタ組合とは何れも、各自の營利事業に用ひるための肥料、種子及び機械か或は家庭で消費若くは使用する日用品かを自己の組合員に供給するための諸部門を發達させてゐることである。始めの場合に於ては、その擴張は單に組合員各自の營利の増加を目的とするものに過ぎないから、全く最初の事業と同性質のものである。後の場合に於ては、その擴張された事業は本質的に普通の消費組合と異なるものでなく、従つて實に如何なる團結の核心からても發達せしめ得るものである。

小農の存する所では、リンカーン協同組合その他英國諸組合の經驗——アイルランドとロシア及び

中歐各地でも見られる経験——が示すが如く、小農と局地消費組合との間に相互に有利な関係を結ぶ機会が常に存在する。兩方の民主的組織によつて助長されるべき相互信頼と相互尊重の念慮を以て、事實上農夫の全生産物は、絶えず協同組合により、他の場合でも組合が購買者として支拂ふべき十分な卸値で購入されて仕舞ふことが出来る。小農はこの方法により、常に何等の困難や危険なくしてその必然的に變動する生産物の絶えざる販路を確保し得るのみでなく、又凡ゆる種類の負擔や危険——鐵道運賃や競賣費や一時的在荷過多等によると遠隔の市場への託送に伴ふ實際の詐欺や強奪等によるとを問はず——を免れることを得るのである。比較的多額な競賣人、卸賣商その他の中間者の費用が兩方のために省かれる。消費組合は、リンカーン組合の例に見る如く、常に組合員のために斯くしてつと新鮮で品質のよい農産物を卸賣市場に於けると同じ値で購入するの利益を得るのみでなく、又購買する持分主として小農をその顧客中に加ふることが出来る。組合の荷車や貨物自動車は、一定の期間を距て、行はれる同一の巡回で、何品によらず出來た農産物を集めると共に、注文のあつたパンや雜貨を出來る丈け迅速に又出來るだけ安い運賃で配達する。⁽¹⁾英國の何處に於ける小農にも、協同組合運動がその利益を最も有効に均霑せしめることが出来るのは、消費組合と農業生産者との何等かこの種の直接結合によつてはなからうか。又リンカーンその他の協同組合が相互に有利と認めてゐる『小地主』^{スモール・ホルダー}との斯かる直接結合は、局地協同組合若くは卸賣組合による大規模農業が同時に擴大す

ることの妨げとなるものでもなければ、海外の大所有地での茶、小麥、コ、ア及び油の生産に於けるイングランド並びにスコットランド卸賣組合の成功せる事業が更に發展するのを妨げるものと考へられてもならない。總てこれらの方面には、更に大發展を遂げる十分の餘地があるのである。そして協同組合主義者は、廣大多種なる農業生産の領域を各種組織形式の間に如何に分配するが最良なるかの決定は、これを經驗の最後に示すところに委ねてよいであらう。

(1) 我々の意見によれば、相互の合意によつて生ずる場合、この消費組合と小農との提携は、その反對形式で往々『農業協同組合』と呼ばれるもの——其處では小農が競争市場に於てその生産物を共同で販賣せんがために團結し、より大なる個人的利潤を獲得する目的で、卸賣市場に於ける運送と販賣との費用及び危険を共同に負擔する——より總ての點で優れてゐる。農業協同組合が(牛乳に就き試みられた如く)、分配業を獨占するところの資本家の合同との聯合の形式をとるときに、この『協同組合』の形式は一の社會的危險物となるであらう。

歐洲大陸の大部分に於ける現在(一九二一年)の重大な經濟狀態に鑑みて、更に一つの提案をなすは時宜に適しないとは云へないであらう。既にこの方面に貢献せるところ大なるものがあるイングランド並びにスコットランド卸賣組合は、品物の卸賣的交易の行はるゝ限り、何時でも窮迫國の協同組合員を更に助力せんため全力を盡すだけの用意を整へてゐる。然し歐洲に於ける小農の大部分は、過去二十年間何百萬と云つて局地消費組合に加入してはゐたけれども、今やその各自の生産物を卸賣的分量で供給すること、否普通は協同的に荷造り輸出することさへ出來ない狀態にある。我々の考へ

では、方々の外國の港に自己の購入倉庫を開くことに慣れてゐるイングランド並びにスコットランド卸賣組合は、窮迫國の或るもの、港に、より廣い目的の倉庫を設けることにより、その國の小農の救済に手を延ばすことが出来るであらう。若しも例へばリーヴァル Royal (バルチック海に臨む) の如き港から、リンカーン協同組合に於けると同様な地方運輸の便が開かるゝならば、そして農夫の生産物の買集めと卸賣組合製の石鹼や雜貨や衣類や道具やの配給とが同時に行はるゝやう取極が成立するならば——取引は事實上物々交換で行はれる——世界に對する眞の經濟的奉仕が、英國の協同組合員により、自ら何等の費用を要せずして、否恐らく市場の擴大と共に結局は自ら利益を得て、行はれ得るであらう。

七 土地

然し結局凡ゆる社會組織の必要な基礎をなす一國の土地の所有はどうなるのか、と問ふ人があるかも知れない。自ら社會主義者と稱すると否とを問はず、前世紀の急進的な改革者達には、凡ゆる社會改良の根本問題は、これなくしては食物も家も個人的自由と企業自由とさへをも得られないとせられたところの『土地』であつた。『土地の國有』を含まない總ての民主的計畫を無益不適切なものとして排したと、及び消費組合運動や労働組合運動の如き任意的組合形式に對して正統派經濟學者や社會

主義者が殆んど隠し切れない侮蔑の意を表したことは、『大地主制度』の力の過重視と社會的並びに産業的進歩の經濟的利益が土地所有者の手に集中するの一見避け難く思はれたことゝが少からずその因をなしてゐる。今日でも尙ほ何等かの形の『土地國有』を熱心に主張する人々があつて、土地と地代との完全な國有によつてのみ眞の進歩は遂げ得られると説いてゐる。然しながら、たとひそれが實行可能なことであるとしても、一國の總ての土地を單に國有にすることだけで、又は課税によつて總ての經濟的地代を吸収することだけで、望まらるゝ社會的變化が起るか何うかゞ以前よりは遙かに多く疑はれて來た。而して斯かる一網打盡の一般的手段によつては眞の社會改造はなし得ないとの考へが、最も熱烈な革命家の心にも泌み込んで來てゐるのである。英國の『土地』——農業地、都會地、鐵道、運河、船渠、鑛山等——は、實際上總てこれを一範疇に屬するものとして論ずることは出来ない、又その『地代』が『單稅』^{シンゲル・タックス}によつて收用され得もしない。そして斯かる未熟な一般的手段——これは労働黨の企圖するところとは相距る遠きものあることを記して置かなければならない——を實行せんとする試みは、必ず國民の生存その者を危くするであらう。

協同組合主義者は、彼等の組合の經驗から、土地の各片はその性質と位置とに従つて別々に處理さるべきだと云ふことのみでなく、又『土地國有』の根本的な意義は二重であることを悟つてゐる。それは第一に、社會のためにその土地の自由な使用と經營とを確保し、以て社會に最も有利と思はるゝ

使用方面に、『大地主制度』の干渉なくして、これを用ひしめんがためである。第二にそれは、主要な『不勞増價』^{アン・アーレン・インクレメント}と敷地價值^{サイト・ヴァリュウズ}に含まる、毎年の地代との兩者を私有より公有に移さんがためである。

『土地國有』の第一目的——土地をして公の利益のために用ひしめること——は、全國の土地の所有をいつも國家の手中に置くことを意味するものではない（尤も現在の如く名義上だけ國王の手中にこれを置くことは別である）。今日地方自治體が所有してゐる總ての土地及び今後彼等が地方公共目的のため獲得する總ての土地は、恐らく今後も現在の如く、斯かる地方自治體がこれを所有するであらう。同様に、消費組合が現に所有し若くは將來獲得する總ての土地も——それが新加入者にも現組合員と同一の條件で開かるゝが故に——等しくその儘に残るであらう。總てこれらの場合に於ては、土地は既に本質的に公有となつて了つてゐるのである。今尙ほ個人の所有する土地に就いては、各の特種地片が或る公共目的のため要求され又は或る更に公に有利な使用に當てらるゝことゝならない限り、又さうなる迄は、これを取り上げる何等の正當な理由もないやうである。そしてさうなつた曉には、各地所はそれゝの種類に従つて、爾後これが管理の責に任ずべき官省若くは地方團體に移さるゝことゝならなければならぬ。政府が唯だ一片の法令を以て、一國の『土地』——凡ゆる教區に於て凡ゆる種類の土地を含み、その上には當然凡ゆる種類の建物を有し、その中で凡ゆる種類の産業と役務とが行はれつゝあるもの——全體の適當な管理の責任を突然擔ふこと程、その政府にとり大きな災難

はあり得ないであらう。公共の利益のため收用が用はるべき場合——それは必ず一部づゝ漸次行はれねばならない——には、十分な補償金が、その所有者に、彼が他の財産所有者以上には苦しめないやう支拂はれねばならない。尙ほその補償金は、財産所有者全體にその『擔稅力』に比例して課する租稅によつてこれを得るのである。そして、多くの場合、否恐らくは大多數の場合に於ては、個人の土地『所有』に反對する何等の理由も存しない。一つの家が造られた時、其處では土地が、最高の社會的重要さを持つ使用に充てられたのである。そして價格に適當な制限を設け、何等か他の公共的必要が生じた時には何時でも收用に服する條件を附した上ならば、賢明な國民は、凡ゆる家族がその家と屋敷とを必ず持つと云ふことを以て、最高の國家的重要事と看做すであらう。農業地は恐らく、農業經營がそれゝ小農、消費組合、地方自治體、國家の農務省や森林省等の手にある割合に従つて、公の手中に移さるゝであらう。然しその割合如何は今から豫見又は豫定すること不可能である。恐らくは『土地國有』の第一歩は、鐵道や鑛山、運河や船渠、及び未だ自治體の手に歸しない水道事業、瓦斯事業、電氣事業等の私有を廢することではなければならない。それ故に、今日解せらるゝ如き『土地國有』には、消費組合運動が特に關係のある何物もないのである。

然しながら、昨の『土地國有論者』^{ランド・ナショナルライザーズ}は屢々今の單稅論者となつてゐる。この派の改革者は、土地國有に對する何等か特種の希望を持たず、たゞ『單稅』その他の財政的方法で事實上總ての地代を收用

せんことを要求するのみである。然しながら、『不勞増價』と年々の地代とが、地方自治體の所有地及び（我々が主張するやうに）何人の加入をも拒まない消費組合の所有地に於けるが如く、既に公有に歸してゐる處では、又同様な目的が公共のため鐵道、運河、船渠、鑛山等の國有によつて達せられてゐる處では、特別な『敷地價値課税』の主張は、異常な局地的利益の『全國的平均化』の望まじき場合のみに限らるべきである。『土地』が公共團體に所有さるゝ限り、その團體が政府諸省たると地方自治體たると將た又消費組合たるとを問はず、國家的若くは地方的財政に對するその當然の寄與——異常の敷地價値に對する當然の課税を含む——を確保する必要上、その土地が財政上の或はその他の一般的法制の支配下に置かるべきは勿論である。⁽¹⁾ 此處に於ても亦協同組合員は、他の市民と共通な影響を受けるに過ぎない。何等この問題に特種の利害を持たないのである。

(1) 地價の『不勞増價』を社會のものとなすことを目的とする國家地代若くは地租に關聯して次の事を述べて置く。印度その他に於ける斯かる課税の經驗は、農夫その他の小耕地所有者から年々の地代の幾分を徵收せんと試みるの果して有利なりや又は便宜に合するやを疑はしむるものがある。何となれば、この課税は、斯かる小農より普通得らるゝ地租の増收よりは遙かに社會にトリ價値多き土地改良を阻害せずしては行ひ得ないことが解つたから。

八 強制的消費者民主制の活動範圍

既述の如く、任意的消費者組合の活動範圍に限界を劃する必要は毫もない。それらの組合は必ず、その何れかの形式に於て、何事を企て、成功し得べきかを自ら試験すべきであらう。そして一つ一つの新たな成功は、今一層の進歩を容易ならしむると共に、新らしい眼界を展開し來るであらう。それにも係らず、經驗の示すところによれば、任意的消費者組合は都合よく、使用や消費が本質上強制的な若くはその危険や不便が組合員のみでなく總ての市民に及ぶやうな産業や役務、例へば或る都市の水道や舗道や燈火や下水の如きもの、管理の基礎とはなり得ない。その役務を共產主義的基礎の下に無料で供する方が有益な管理部門、例へば公立學校、圖書館、博物館、公園その他多くの自治體事業の如きに就いても同様である。それのみでなく、現實の使用者若くは消費者が、その廣き分散又は臨時の性質により、民主的管理單位を造るに適しない幾つかの役務がある。通信並びに運輸事業を利用し得る『消費者』は、實際に手紙や電報を出し若くは鐵道により旅行したり貨物や小包を送つたりする人々に限定されてはゐない。そして郵便事業や國有運輸手段の監督と統制とを委ね得る何等かの形式の消費者民主制——市民の民主制とは異なつた——を造ることは、不可能のやうに思はれる。若し調整による節約と能率増加とを得、費用と利益との分配に於て相當の衡平を所期せんとするならば、その管理を集中しなければならぬのみでなく、又これを社會全體の代表者の統制下に置かなければならぬやうな、國家的重要性を有する幾多の事業があること明かである。經濟的考慮と或る種の土地

の優秀利益の平等分配の衡平觀念とは、石炭否實に總ての土地の國有を指示する。かくて我々は、既に遞信大臣の指揮下にある諸事業とか或は鐵道事業とか或は又——我々の考へでは——炭業とかど、全社會による若くはそのための統制指揮の目的以外には、私的資本主義から奪取さるゝことを、眞面目に豫期することが出来ない。

さて、熱心な協同組合主義者にして屢々次の如く云ふものがある、これらの考慮——その有力なるは争はれないが——の中には、これらの國家若くは自治體の事業と職分とが、擴大され見事にされた協同組合運動の活動範圍内に入り來ることを妨げる何物も存しないと。彼等は又論ずる（例へば、レナド・エス・ウルフの暗示多き著書『社會主義と協同組合』一九二一年に於けるが如く）、斯かる『消費者』若くは使用者は、普遍的に（従つて又強制的）にその住所に従つて、これを局地『組合』に加入せしめることが出来る、そしてこれらの局地『組合』は、加入者の普遍性を欠くべからざる基礎とする各種役務の管理なる特別目的のため、全國的規模を有する聯合組織をつくるのであると。その『強制的』なる點に於て、現在の國會の選舉民や自治體のそれと毫も異なるところなき上述の組織を、それが他の統治職分を行ふものとは異なるとの理由のみを以て、ウルフ氏はこれを『協同組合』と呼んでゐる。この見方に於ては、協同組合の特徴は、その加入の任意的で且つ絶えず選擇的な性質には存せずして、それが單に『政治的』職分から離れてゐる點に存する。我々は、斯かる組織を呼ぶに『協同組合』な

る語を用ふるは、觀念を明瞭なしらむる所以でないと思ふ。我々の意見では、協同組合の本質的特徴をなすものは、消費組合の活動範圍に國防や裁判の職分がないことではなくて（蓋しこの點は資本家のトラストにも又技業的生産者組合にも共通なことだから）、消費者が組合をつくることの獨特の任意性である。或る語の用ひ方は別として、我々は此處で、將來の社會——それが協同組合國と稱せらるゝと社會主義國家と呼ぶるゝとを問はず——の望まじき否必要でさへある部分を、任意的組合として、形成すべしと信ぜられるところの、任意的消費者組合の必然的な限界を考察しつゝあるのである。これらの任意的組合に、そしてそのみに、我々は協同組合運動なる用語を適用する。我々は、自治體若くは國會選舉人なる名を有する市民の強制的組織——國家若くは自治體の産業と役務との遂行を委ねる執行者を統制することを目的とする——が、性質上又一の『消費者組合』なる事實はこれを否まない。否我々は三十年間絶えずこれを主張して來たのである。然し我々は、寧ろこれを（その加入が隨意的に非ずして強制的なるが故に）自治體若くは國家事業と呼び度いと思ふ。この本質上強制的な『協同組合』（ウルフ氏は我々が斯く呼ぶを好まるゝであらう）の活動範圍こそ、我々が次に檢すべき事柄である。

自治體事業の起原

我々は普通、自治體その他の地方政治形式を以て、消費者の組合だとは考へない。然し或る市會が、資本家的營利業者の介在なくして、又發起者の私利心を刺戟するの要なくして、社會の要求する

學校と授業とを供給し、それなくしてはその町の住民が健康で生活し得ない下水や舗道や清潔法や燈火等の設備を供給する時、市會が、他の所では有利な資本家事業たる水道や瓦斯や電氣や電車や時には又乗合馬車や水力等を供給する時、それが家屋を供給し、時にはホテルやレストランの經營さへをも行ふ時、それが（幾多の都市に於て或は幾多の人民の部門のために行つてゐる如く）牛乳その他の食品や石炭や藥品や他の品物等の分配を行ふ時、それが公園や運動場や音樂會や演劇や講演や活動寫眞を供する時、それが病院その他の病人や不具者のための種々の設備を開設する時——總てこれらの事業は、組織者や理事者に利益を與へ又或る個々の所有者を富ましめんがためではなく、市會はそれの民主的機關に過ぎないところの住民の便利便益のためのみ營まれつゝある——市會は明かに、加入が該地域内の凡ゆる住民の法律上の義務である消費者組合として活動しつゝあるのである。

今此處で、憲政史家の從來注意してゐない事實、即ち自治體事業のこの廣大な發達は、それが直接に資本主義的營利に取つて代つたものに非ざる限り、その端を大部分は強制的消費者組合に發せずして、却つて任意的なそれに發したと云ふ事實を想起するのは興味が深い。今日英國の市會がなしつゝある殆んど總ての活動は、初めは中世のギルドと關聯した後には一八三五年に改革された特權的生産者若くは財産所有者の特權的團體を代表するところの、舊時の自治體ミューニシパル・コーポレーションズから起つたものでなく、十八世紀及び十九世紀の初葉に於て、自らの愉快と便益とのため道路築造、舗道、燈火、警戒、住來掃除

その他希望の地方改良を行ふために任意的に結合せるところの、各地域の『主だつた住民』の組合から起つてゐる。英國各地で勞働者の小群が協同製粉組合や協同糧食組合の設立に努めつゝあつた實にその時期に、發達しつゝある都市の富裕な製造業者や商人——時にはロンドンの町々の貴顯紳士さへも——は、街路を警戒し掃除し舗石し點燈せんため、自ら任意的組合を構成しつゝあつたのである。當時存した數百のこの種組合は、何等金錢的利益の觀念なく組合員の據金を徵集し、基本的役務を組織し、彼等の小改良を遂行した。然し彼等は順次、純粹の任意的組合では彼等の役務を維持することが出來ないのみでなく、又除くことを要する不便や公安罪に處することを得ないのを發見した。故に彼等は、十八世紀の中葉以後、次々と國會に請願して、彼等を任意的組合から強制的組合——法定の構成と法定の權力とを有し、法定區域内の住民は總てこれに屬するを要し、費用として税金を納める義務を持ち、舗道や建築や下水や凡ゆる種類の公安罪に就いては必要な取締に服する義務があり且つ最後に經營委員會を選擧するの權利を有するもの——に變更する法律を發せんことを乞ふたのである。十九世紀の前半に於て、我が市邑並びに州會 Dorough and County Councils が現在行つてゐる職分の多くを遂行したのは、それく自己の地方法規を有するこれら數百の警察、改良、舗道、燈火若くは市場——數千の錢取門ゲートトラストは云ふまでもない——の委員會 Commissioners であつて、舊自治體の將に絶滅せんとする窮屈な團體ではない。例へばマンチェスタに於て、十九世紀の最初の十年間に、

今日『瓦斯と水の社會主義』 Gas-and-water Socialism と綽名するものを創始したのは、凡ての三十ポンド家主を代表する斯かる委員會の團體であつて、市邑奉行 Boroughreeve と警吏 Constable と莊園裁判所 Court Leet とを有する舊時の莊園市邑 manorial Borough ではなかつた。一八〇九年、これらの委員會は、マンチェスタの市税負擔者に報告して曰く『あなた方の委員會は、マンチェスタ市の給水は市民の指揮下に置かれねばならない、そして市民の健康と愉快とが懸つてゐる食料と清潔とに必要なこの重要品の供給と統制とを、自己の私利増進を唯一の目的とし他の動機からは決して事業を企てる氣を起さない人々の手に委ぬるは、賢明な方策とは云ひ得ないと云ふ意見である。』一八〇七年以後七年間、これらの委員會は、何等國會の力に俟つことなくして瓦斯事業を經營し、多額に上る年利潤を以てその事業を擴張した。彼等は宣言した『警察税を納付する凡ゆる市民は、その納税額に従つてこれらの事業に關係する。そして一年に二十ポンド若くはそれ以上の價值ある屋敷を所有若くは占有する場合には、彼は經營委員の任命や雇人の選擇その他凡ゆる關係事項に對する直接統制權を有する。』委員會は、競争的な瓦斯管の敷設に必ず伴ふ街路の損傷と市民の損失不便とを理由として、株式會社事業の浸入することには猛烈に反對した。然しこれらの種々の事業を企てる委員會も、今日市營事業のどの擴張もが受くるのと同様な批評から免るゝことは出来なかつた。一八二七年、或る猛烈な地方批評家は曰つてゐる『街路に瓦斯を點ずる如何なる權利が委員會にあるにしても……彼等に

は私の設立物に點燈するための瓦斯製造を獨占する何等の權利なきこと、警察委員會が公の街路に點燈する際、木綿の心を延ばし用ふるの故を以て、木綿の心の紡績を獨占すべきに非ざると毫も異ならないてふことが忘却された……瓦斯販賣のため一の會社が目論まるゝとき、公衆の感情を刺戟し、一の叫びを擧げ、公の財源を以てこれと争ふの明かに不當なるは、紡績工場を設立せんとする一團の人々に同様の手段を以て反對するの明かに不當なると同じだと思はれる。若し委員會にして、警察税を、ランプ心を紡ぐ工場やランプ柱の鑄造場や自己の告示用紙と税切符とを印刷する印刷所さへを作るために用ふることに決したのであつたならば、公衆の耳朵に響く痛憤の聲は如何に喧しきものがあつたであらう。然し市政處理の任に當れる公衆感情の刺戟者は……瓦斯の販賣をやつてはゐなかつた。又彼等を崇拜してゐる監査役たる紡績業者、鐵商、鑄造業者、印刷業者等は、この瓦斯事業獨占到贊することにより、警察及び政治經濟に誤れる一步を踏み出すものなることに氣付かなかつた……多大の費用をかけて我々は、警察委員會を商人及び行商人と化せしめ、その商品を彼等の認めて適當とする價格を以て獨占的に販賣するの權利を與へてゐる譯である。』

(1) 小數の場合、殊に比較的民主的な組織を有したシティ・オブ・ロンドン City of London に於ては、舊き自治團體が發意權を行つた。そして都市改良を行ふため設けられた局地委員會團體となるか、若くはその據金する成員となつた。

(2) 『マンチェスタに於ける給水事業の起源並びに發達の歴史』 History of the Origin and Progress of the Water-supply in

Manchester (マンチェスタ、一八五一年)。これは『マンチェスタ・ガーディアン』紙 Manchester Guardian から再刷された立派な本である。

(3) マンチェスタ警察委員会稿本議事録、一八二三年十一月五日。

これらの委員会團體は、一八三五年の法律により設けられた改正自治團體に直ちに併合されはしなかつた。自治都市に於ては、新しい市會と舊い委員会とが數年間併存した。然し自治團體法は、改正團體の成員と委員會の選舉民たりし現住民との範圍を事實上同じからしむることにより、舊き選舉權を廢止した。自治團體法のなし遂げたことは實に、自治團體法が嘗ては生産者たりし財産所有者の組合であつたのを消費者の組合たらしめたことである。これら兩個の政廳を別々に維持するの必要にして無駄なることが間もなく明かとなつて來た、そして二十年程の間に、委員會は到る處、相次いで發布された地方法により、その權力と職分、その事業と役務を市會へ移讓した。始めて地方自治體一般に法定の保健上の力を與へた一八四六年乃至八年の公安罪及び公共衛生法 Nuisance and Public Health Acts の條項の多くは、委員會の地方法規の無数の條項からとられたものである。これらの法定委員會團體事業の範圍種類は、殆んど認められてゐない。教育と電氣と市街鐵道とを除いては、近代に於ける市營事業の少からざる部分が、既に萌芽的狀態に於て存してゐた。その中には、水の供給や(又マンチェスタに於けるが如く)瓦斯の供給、市場や船渠や地方水路等の經營、空地の管理、街路の鋪石や點火や掃除、都市改良の遂行、完全な保健省がそれから起つた『公罪安の禁止』、その他現在の市會がその起源を忘却してゐる多くのものがあつたのである(この問題に就き十分知りたき人は次の諸書を参照せよ。エフ・エイチ・スペンサー著『自治體の起源』E. H. Spenser: Municipal Origins エス並びにジー・ウ・ケップ著『莊園と市邑』The Manor and the Borough 一九〇八年、シドニー・ウ・ケップ著『社會民主制の方へ』一九一六年。

(4) 『警察團體の構成に於ける即時改正の要不到に關する公平なる評言』(マンチェスタ、一八二七年) Impartial Remarks on the Necessity or Non-necessity of an Immediate Change in the Constitution of the Police Body.

自治體事業の現地位

それ自身協同組合運動と等しく殆んど總て過去七十五年間の發達にかゝる自治體協同事業の範圍と廣袤とは、何れも一般に認められてゐない。今日英國のみに於ても、かく地方自治體に依つて供給せられる品物と役務とは、その年生産價格に於て、従つて又住民に對する價值に於て——と云はねばならない——協同組合運動の全供給を著しく超過する。その仕事に従ふ人員數は、明かに協同組合使用人總數の少くとも五倍である。そして事業の性質の異なるところから、地方自治體の管理する資本額は、恐らく協同組合員のその十五倍を下らないであらう。⁽¹⁾

(1) 一九二〇年乃至二一年の英國に於ける總ての地方自治體役務の總計費は、一見約三億ポンドであつた。俸給又は賃金を支拂つて地方自治體が雇つてゐる人員の數(一九二一年の國勢調査では七十萬人であつた)は、一九二一年には百萬人に達してゐるに違ひない。そしてその所有する各種の土地、建物、事業等の現價值は、確かに十五億ポンドを超過する。これに對して地方債(株式會社の社債又は協同組合の借入資本に相當するもの)は、總て右の額の約三分の一である。

この廣くして多様な自治體事業の成果——全國民所得の著しい部分——は、種々の狀況の下に地方住民により享受されてゐる。普通、消費又は使用は隨意的である、然し二三の場合には又或る事情の下では(小學校や避病院に於けるが如く)それは法律で強制される。時には何等の支拂をも必要としな^い、そして採用される分配原則は純粹に共產主義のそれである。例へば何人と雖も、他の條件さへ備

はるならば、下水、街路の鋪石や燈火や掃除、公園や公共圖書館や繪畫館等の各種愉快、小學校、及び普通には傳染病院、衛生設備、貧窮者のための公共設備等を、無代で好むだけ使用することが出来る。給水の如き或る種の事業に於ては、別に費用を賦課するのが普通であるが、然しその賦課の基礎は、供給された分量ではなくて、住民が好むが儘に使用する際の最大量として假定されたものである。他の場合（例へば電車、公共の浴場や洗濯所、公共墓地の如き）には、使用の度毎に一定率の使用料を徴するが、その率は各役務の實際の費用には殆んど關係を有しない。更に他の場合（例へば瓦斯や電氣の供給の如き）には、支拂は消費量に應じてしなければならぬ。然し慣例は市によつて異なり、單に原費を償ふに足るだけを賦課するものと、これに依つて市の純収入の大部分を得んとするものがある。地方自治體はこの餘剰を何に用ふるのかと云へば、協同組合の如く消費の量に従つて『購買高を標準とする配當』をなさずして、これを公益事業維持費の一部に充當する。そして尙ほその不足を補はんがためには、その領域内の土地や家屋の所有者に、よく知られた税若くは地方税——極めて不完全ではあるが各所有者のそれ〴〵の『擔稅力』の標準たるべきその土地建物の毎年の収入賃料の一定割合——を課するのである。故に消費者組合としての地方自治體が、品物や役務の供給に際して、多くの場合に採つてゐると考へられる分配の主要原則は、『その要求に従つて各人に、その能力に従つて各人から』である。

自治體事業の將來

我々が自治體協同と稱して極めて妥當なるを信ずるもの、將來に於ける發達を豫想することは、今此處でなすべき仕事ではない。我々は今一冊の著書⁽¹⁾に於て、地方自治體組織の改善に關する幾多の暗示を述べて置いたが、その多くは前數章に述べて來た英國協同組合員の構成組立上の成功せる試みから直接得來つたものである。例へば我々は、地方自治體が『事務多端』になつた場合には、素人の無給の議員に代ふるに一定數の選舉された專任のそして相當の給料を受ける議員を以てし、これらの有給議員が協同組合の理事會の成員と同様に常に定期的に改選さるゝのみでなく、凡ゆる市民に彼等の議事の詳密なる報告書を自由に發すべく、殊にその選舉民の四季集會否月集會さへに出席して、不平を聞き質問に答へ自己の行動を説明すべきものとする方法を推奨した。その他尙ほ、地方自治體が消費組合運動のなすところを做つて極めて有益な幾多の點が存在する。協同組合運動の最も顯著な成功の一つは、自己の使用する品物の調達製造及び銀行や保險等の事業を行ふため、自由聯合を自發的に設けるに至つたことである。英國の地方自治體は、五港やハンザ同盟の時以來、特種の目的のため相結んで聯合をなすことには極めて遅々たるものがある。二十世紀に於ては、非常に多數のイタリアの自治體が、過剰生産品の交換や各種廢物の共同處分のため、既に一つの聯合を作つてゐる。英國に於ける凡ゆる各種地方自治體が、各個の協同組合に於けると同様、今日使用人のため購入しつゝある制

服、數千の學校と圖書館で必要な書籍その他の用品、各種部門で常規的に消費せられる商品等を、各自別々に製造するの要なきは、必要な各種印刷物を刷るための印刷所を、各自設くるの要なきと異ならないこと明かである。自己の銀行や財政のために今日自治體が、普通法外とまでは行かなくとも高い價で營利商人から購入する無数の品の實際上總てのもの、製造と分配のため、又欲しいと思ふ他の國の品物の外國の自治體聯合又は外國の卸賣組合からの直接輸入さへものため、卸賣組合の型に倣つて地方自治體の聯合が存在してはならない理由はないやうである。需要が知られて居り確實で常規的であること、最も安い利率で資本を豊富に用ひ得ること、貸倒金なるものが全く存しないこと等の諸利益を有する點で、地方自治體は千三百協同組合に優ること遙かに大なるものがある。そして彼等の生産聯合が間もなく、今日一年約五千萬ポンドに上る品物を製造し、一年一億三千五百萬ポンドに達する凡ゆる種類の卸賣品物を分配する、イングランド並びにスコットランド卸賣組合と同様な規模となり、同様な成功を收めるに至つてはならない何の理由もないと思ふ。然しこれは他の場所考察すべき問題である。此處では唯だ我々は、地方の事情に従つて消費者組合の任意的か強制的か何れかの形式が用ひられ得る各種方面、及び二種の消費者民主制がその活動を調整し結合し得るやうな場合等を、暗示するに止めて置かなければならない。

(1) エス並びにビー・ウェップ著『大英社會主義國の構成』一九二〇年。

協同組合の自治體に對する關係

公共奉仕の目的を最もよく達成するには、その事業は協同組合がこれを企つべきか將た又自治體がこれを行ふべきかと議論中のやうに思はれる、二つの典型的な場合が現在存する。牛乳と石炭の供給即ちこれである。目下混亂状態に陥つてゐる牛乳供給の問題に當面せる熱心な協同組合主義者は論じて曰ふ、局地協同組合は、現にバール協同組合 *Bail* が實行して成功を收めつゝある如く、一定區域内の全家庭に牛乳を分配することはこれを自己の事業となさざるべからずと。これに反して牛乳分配自治體經營を主張する者は駁して曰ふ、然し牛乳分配は廣く公共衛生に關係ある問題である、小兒や授乳期の母や病人の生命にとつては牛乳の純清なるや否やは極めて重大な問題であり、又これらの人々にとつては量の豊富なるよりは寧ろ適度の供給が必要なのであると。更にこの事業は地方自治體の保健課ヘルス・クリニックスと關聯せしめるべからずとさへ論ぜられてゐる。石炭は協同組合これを分配すべしとなす同様な議論にも亦、英國内の家庭で消費する石炭は全體の僅か五分の一に過ぎないからとて反對するものがある。論者は曰ふ、電車、ガス工場、學校、病院その他の設立物を經營してゐる自治體はそれ自身最も大なる石炭消費者の一であり、グラスゴウ市會の如きは既に市諸部門で使用するため一年約百萬トン、即ち市内の家庭で使用されるもの全體に等しい量を購入しつゝあると。又一部の反對論者は、今一の重要な消費者階級、即ち製造業者の要求が、家婦の利害の優勢を占めてゐる消費者組合により

無視さるゝに至らんことを虞れるのである。これらの牛乳や石炭の如きどつちつかずの場合に就いては、各地方がその地に於ける協同組合と自治體との人氣と能率との大小に従つて、異なつた政策を採つて敢えて差支へはないと思ふ。斯様な場合には、試みにやつて見ることに十分な利益が存在する。

他の場合に於ては協同組合が、十八世紀の教化された住民の小團の例に倣ひ、任意的基礎の上に公共役務を開始してよく利便を得るであらう、そして一般市民がその價値を認めるやう十分教育された曉には、これを地方自治體に移讓して、その優越せる取締力と課税力によりこれを經營せしむることが出来るであらう。例へば幾つかの小さい然し人口の密集せる地方——そこでの唯一の地方政廳は、一方に於て極めて不十分な力しかない地方ディストリクト・カウンシル會か、又は更に弱い地方的勢力しかない遙か遠方の州會かである地方——の如き場合である。例へばノーサンバランドやダラムの炭坑村に於て、或は大部分は事實上都市の權力なき産業地方たるランカシアやヨークシアの多くの部分に於ては、屢々最も有力な局地的組織たる協同組合が、常に圖書館や讀書室のみでなく、又浴場や洗濯所、運動場、住宅地、未婚労働者の寄宿舎、産院若くは幼兒保健所、大學教育普及學級や補習學校さへを開設して、好結果を收め得るであらう、そして後になれば、これらの中の或る者は、新らしく設けられる都市アーバン・ディストリクト・カウンシル會により、大藏大臣の補助金を得て經營され得るであらう。

更に局地協同組合又は卸賣組合は、品物の生産に於て、自治體の有力な仲間となることが出来るで

あらう。既に二三の場合に於ては、局地協同組合が、救貧法若くは自治體の契約を引受けて成功し、以て不要な租税を市税負擔者に課せんがための請負人の團結を破つてゐる⁽¹⁾。實に局地協同組合が（又卸賣組合や他の協同組合聯合が）、地方自治體が任意的組合と同じ資格で己のが加入者となり、以て使用のための生産と購買高を標準とする配當とにより協同組合加入の利益を得ることを、認めてはならない何等の理由もないやうである。このことは既に英國に於て稀ではあるが起つてゐる。我々は、總ての自治體制服が卸賣組合で製造され、總ての自治體食料や茶菓が局地協同組合により供給され、電車は自治體聯合か卸賣組合かの車輛製造工場により製造され、又卸賣組合の中央印刷所に頼まれない印刷に就いては、各地方自治體が局地協同組合と仲間共同印刷所を設けるに至ることさへ、期待することが出来る。消費者の任意的強制的兩民主制の利益多き提携には、實に何の限界もないのである。

(1) この方面の發達は、協同組合と契約を結ぶ地方自治體に於ける協同組合代表者の地位を曖昧ならしむるところの、不明確な法律狀態により目下の處阻止されてゐる。

九 國有化さるべき産業

以上我々は、局地協同組合若くは地方自治體により、或はこれら團體の提携若くは聯合により、よく經營され得べき産業や役務に就いて考察した。全英國に對する集中的統治を必要とするかの如く思はれる、そして全國民を選舉民とする、幾つかの産業や役務が存在する。それは、その事業が全國を通

じて均一であることが望ましいためか（例へば郵便局の如く）、又は局地的分配が國家的財源の一部をなすべき地代若くは餘剰の局地的プールを結果するがためか（鑛山その他の敷地價値^{サイトウアラニユウ}）、又は各地方の事業が廣範圍に渉る事業の爾餘の部分と必然的に調整されるを要するがためか（鐵道）である。さて今日、支配階級は國有化主義を以て有害なりとして非難しつつあるけれども、事業遂行の相手方たる社會と全く相等しい規模の下にする生産の利便と、利潤のための生産に代る使用のための生産の利便とは、或る部門に於ては著しく偉大にして明瞭なことが解つて來たので、資本主義政府の偏見あるに係らず、品物と役務との供給を行ふ國有事業は、殆んど總ての文明諸國に於て、過去半世紀間滔々として増加して來てゐるのである。概説的説明に於て、その範圍と種類⁽¹⁾との満足な觀念を與へることは實に困難である。英國のみに限るとしても我々は、遞信大臣が最大の銀行家であり内國送金の主要代理人であり且つ書簡並びに通信の輸送に於ける最も巨大な獨占の經營者である事實を、指摘することが出来る。保健大臣は、最大の保險會社さへよりも遙かに多數の家族と保險契約を締結してゐる。そしてそれは又實に、世界に於ける最も大きな醫者團の組織者であり給料支拂人である。我々は屢々これを忘却するけれども、英國第一の造船業者は海軍大臣であり、又文書局長は最大の出版業者であり且つ今や自己の書籍販賣者たるのみでなく自己の印刷者となり始めつゝある。平和の時でも尙ほ、陸軍大臣程多數の衣類を作る服店はない。その他一々擧ぐるの要を見ないであらう。戦後種々の問題が片付いたと

き、毎年政府の供給する品物と役務との總價格が如何に莫大なものなるべきかは、これを算定することが六つかしい。然し將來如何なる政黨が政權を握るとも、今後の時代には、何等かの形式の中央政府の負擔する義務が増し、遂行する職分が殖える傾向が徐々に現はれるであらうと云ふことだけは、豫言して差支へないと思ふ。地^{サイトウアラニユウ} 價によつて代表さるゝ『不勞増價』の國庫への吸收と、これと同時に起る國家的目的のため土地を公の經營に移す權利との問題が、直ちに讀者の腦裡に浮ぶであらう。國民は明かに、一方に於て鐵道と運河との、又他方に於て炭業（油を含む）の即時國有の問題を熟考しなければならぬ。木材供給のための殖林も同様に急迫せる問題である。保險亦國有たらしむべく時期の熟せる點に於て敢えてこれらに劣らない。又英國銀行業の基礎たる當座並びに預金勘定を記簿^{キブ}する事業亦然りである。近き將來に於て、如何なる産業が營利事業から公共役務へと進歩すべきか（例へば客船の主要航路の經營、鑛石からとる金屬の溶解、生産用具その者を製造するか若くは他の産業の原料を製出する凡ゆる種類の産業）は、經驗の決するところに委ねてよい。外國貿易も亦除外さるべきではない。今日各國の卸賣組合を通じて、加人者の需要を充たすため協同組合運動が既に行ひ來つた極めて莫大な貿易は別として、大戰中殆んど總ての國の政府が、嘗に凡ゆる種類の軍需品のみでなく又驚くべき額の金屬、羊毛、綿、小麥、肉類、その他自國民の要求する品物を、巨大な規模で——屢々他國政府から直接に購入して——輸入せしを見るは有益である。この先例の到達せし範圍までは、私利の

ために資本家的商人によつて經營さるゝ世界の輸出貿易も亦（一九一四年に、フェイビアン協會調査部へ提出した産業統制に就いての我々の報告に指摘せし如く）、⁽²⁾資本家的利潤を廢して、消費者並びに市民を代表する諸國政府の有給代理人により行はるゝ輸入の相互交換へと、本質上變移せしめ得るであらう。この明かに實行し得る『國際貿易の集産主義化』——ここでは協同組合運動が愈々大きな役割をつとめる——が、文明諸國民間の有力な形式となつてはならないと云ふ何等の理由もないと思ふ。凡ゆる産業が社會化された世界に於ては、私利を目的とする凡ゆる投機的輸出はその跡を絶ち、その代りに、交易のためでなく使用のための消費者民主制により組織せらる相互輸入が起るであらう。そして一國の消費者民主制（そが協同組合運動の形式をとると又は國家若くは自治體産業の形式をとるとを問はず）が、他の總ての國の消費組合運動の構成員となることが出来ることを思ふならば、交易を目的とする生産又は『價格上の利潤』なるものはなくなつてしまふことゝなるであらう。全文明世界はかくして、方々の中心から出發し、諸大陸に侵滲し又大洋を横斷し、人類の何の部分の能力と要求との何れをも私利のために探索することなき、消費組合の廣大にして複雑なる網目と化するであらう。⁽³⁾

(1) 諸君は次の諸書を参照されるがよい。エス並びにビー・ウェップ著『國家並びに自治體事業』State and Municipal Enterprises: (『ニュー・ステーツマン』誌一九一五年五月八日號附録)。エイ・エミル・デイヴィズ著『形成中の集産主義國家』A. Emil Davies: The Collectivist State in the Making, の書は一九二一年、『事業上の國家』The State in Business なる名の下に新版が出た。

(2) エス並びにビー・ウェップ著『協同組合運動』(『ニュー・ステーツマン』誌一九一四年五月三十日號附録)。

(3) エル・エス・ウルフ氏は、この外國貿易の問題に對する我々の以前の見解及び現在のそれ兩方共を誤解して居られるやうである（同氏著『社會主義と協同組合』一九二一年一〇七—九頁）。一九一四年フェイビアン協會調査部のために我々の作成した『産業統制に就いての報告』(『ニュー・ステーツマン』誌一九一四年五月三十日號附録)に於て我々は、卸賣組合組織化された政府が何れか、存するところでは何處でも外國貿易が『相互輸入』の基礎の上に行はるゝことを明確に豫言して置いた。『かくして』同書で云つた『我々は、品物の國際的移送の總てが相連結せる消費者組合による輸入として行はれ、商業的意味に於ては何等の損失も利潤も生ずるの機會のなくなつてしまふ日の來ることを想像し得る』(二五頁)。遙か以前の著書(ピアトリス・ボッター著『英國協同組合運動』一八九一年)では次の如く想像してゐる、曰く『イングラランド並びにスコットランド兩卸賣組合の間に存するやうな關係が、組合の發達した國々のそれ々々の中央機關の間に、樹立されないとはいへない。』

恐らくウルフ氏と我々との見解の相違は、専ら若くは主として、文明國民——此處では、任意的なると強制的なるとを問はず民主的に『消費者組合』を發達せしむる能力ある國民と云ふだけの意味——間の國際貿易が、大部分政府諸省若くは卸賣組合により經營さるゝ蓋然性を認むるの程度の大小にある。任意的協同組合と民主的政府との何れをも未だ發達せしめ得ない人種との貿易——其處では非常に多くの悪が起つてゐる——に就いては、我々は次の如く曰つた『遂には全世界を併呑すべき文明國民の主權擴張に對する一の代物は、斯く併呑されない未開人種との商業を私利を目的とせざる或る責任ある團體をして組織せしめることである。國際聯盟が宜しくこれをなすべきである。然らずんば、聯盟を代表して行動し、全然公の役員によりて仕事を行ふ或る文明的民主組合が、營利と壓迫と強奪との生ずる餘地ならしむる方針の下に、これを企つべきである。そして經費を拂つて後尙ほ餘剩あらば、これをそれら未開人種自身にとつて有益な目的に充つべきである』(エス並びにビー・ウェップ著『大英社會主義國の構成』一九二〇年三二—四頁)。

政治的國家機構の陳腐なる構造

斯かる經濟的分析に於ては、國家は漸次増大する或る種の職分部門では一消費者組合の觀を呈するけれども、その構成と政治的特質とが何等か消費者民主制に類似せるものあるかの如く主張してはならない。國家によつて供せられる役務若くは品物の個々の使用者若くは消費者は、使用者又は消費者として、彼等に供せらるゝものゝ質、量、價格の何れをも統制し得ると感じてゐなければ、又實際さう感ずることも出来ない。使用者又は消費者はあらゆる所に散在する。彼等は、これら品物の生産者の或るものに於けるが如く、或る特種な地理的選舉區内に聚合してさへもゐない、即ちこれらの生産者をして少くとも一人か二人の國會議員に己の意見を代表するやう壓迫を加へることを得しめてゐるやうな、聚合をなしてさへゐないのである。稀には下院に於て質問が提出されることはあるかも知れない。然し大臣の回避的答辯に挑戦し得る程老練な消費者代表議員は出てゐない。總選舉がやつて來ると、他の更に人氣に投ずる問題が選舉民の前に現はれる、そして郵便局や電話事業の短所とか大砲や戦艦の缺點等は、選舉民又は候補者により考慮され説明さるゝ機會又は彼等の注意を引く機會を殆んど持たないのである。政府が産業を統制し管理することに對する現在の幻滅は、全國的な廣さを有する消費者民主制の職分を果すため、政治的民主制のため案出された機構を以て間に合はせんとする——品物と役務との供給のため、國防や秩序維持や裁判執行等の舊時の國家職分遂行のため案出さ

れたと同じ機關、同じ種類の政府構造、同じ階級的規律を用ひんとする——間違つた考へに起因する。

協同組合の國家に對する關係

我々は他の所で、英國の構成を改める場合には、統治の中で本質的な政治職分と主として經濟的な統治職分とはこれを區別し、これが統制には別個の政治的國會と社會的國會とをして當らしむべしと提案したが、その際我々は、これらの國有産業の實際的管理は社會的國會により、凡ゆる段階の關係労働者が代表者を出す全國委員會 National Board へ委ねらるべきものと考へた。然したとひこれがどんな風にして行はれるとしても、これらの全國委員會に對しては、現在四百萬の世帯主を包擁し近き將來に於ては戸主の大部分を包含すべき消費組合運動も亦、中央並びに地方經營委員會の何れに於ても、廣く代表者を出すべきは勿論のことだと考へてよい。そして此處にも亦協同組合運動の聯合機關と全國委員會との著しい結合が起るであらう。例へば卸賣組合は、既に協同組合の消費のために作りつゝある品物で、國有の産業や役務の要求するものゝ供給をなし得るであらう。政府の産業管理に反對する議論の一は常に、關係製造部門が他の型の事業との競争の下に置かれなると云ふことであつた。然し若し協同組合運動に具現する消費者の任意的組合の方面のみでなく、又自治體聯合と全國委員會の諸部門との方面に於ける大發達を想ふならば、我々は、各種の管理間に於ける猛烈な競争が、市場の冒險として、なく科學的な原費計算及び生産方法と生産品との『能率審査』として現はるゝこと

を、期待することさへ出来るであらう。斯くの如くにして、我々の將來觀に従へば、自治體と政府諸部門自身とによる製造の代用品としての消費組合運動の存在は、實に協同組合國に於ける能率と經濟との重要な保護者となるであらう。我々が營利的企業の不信用な商的競争の眞に能率高き代用物を求めんがためには、絶えず測定と公表とにより對比され刺戟さるゝ社會化された産業の各種の型を、いろ／＼と自由に行はしめて見なければならぬ。

爾餘の點に就いては、即ち例へば工場法に於ける全國的最低限度政策の維持その他の問題や國會の課する衡平な課税の問題等に就いては、消費組合運動が國家に對して、地方自治體や個々の生産者更に資本主義的企業の殘骸さへと異なつた態度をとるべき何の理由も存しない。

十 消費者民主制と生産者民主制との關係

我々は今や、將來に於ける消費組合の發達に就いての我々の豫想に關する最も議論のある問題——とにかく勞働界及び社會主義界の關する限りではしか云へる問題、即ち將來の國家に於ける消費者民主制と生産者民主制との關係如何に就いて述べなければならぬ。我々の見るところでは、我が英國に於ける協同組合運動の全將來は、一に懸つて賃銀生活者階級——その總てが同時に協同組合と労働組合との兩者の組合員であり若くはあるべき人々——がこの問題に對する考へを明瞭ならしむるや否

やに存する。斯る考への明瞭と目的の一致とによつてのみ、消費者として又生産者として團結せる労働者が、資本主義に代ふるに協同組合國を以てせんとするその宿望を達することが出来る。

自治工場

我々は先づ、我々の所謂消費組合運動なるもの、存在の餘地を認めない——と云つて少しも差支へない——ところの、社會組織に就いての一の反對の見解があることに注意しなければならぬ。殆んど一世紀の間、消費組合運動構成の基礎その者は、本質的に『無産階級』^{プロレタリア}の利害並びに理想と相容れないものとして定期的に攻撃を受けて來た。殆んど總てが中産階級の『有識者』^{インテリゲンチヤ}から出たと云はねばならない相次いで起つた各種の學說に於て、消費者民主制による組織とそして普通又それによる生産用具の所有とは、社會改造の根本原則なりと考へられ來つたもの、即ち今日『労働者統制』^{Workers' Control}なる語に要約さるゝものに相反すとして、非難され排斥された。多年の間斯かる見解は、自主權ある『自治工場』——一八三一年バリーに於てビュイシ^{Buchez}なる慈善家の醫者により初めて主張されたもの——の設立を鼓吹した。この自治工場に於ては、關係労働者は資本家的企業者を排除して、己のが働く企業を自ら所有し且つ労働の全生産物を自ら受けとることになるのである。この組織形式は、その内在的衡平により凡ゆる産業に擴まるであらうと主張せられた。この思想は今でも尙ほ残つてゐる。實に何れの時代に於ても斯かる小さい生産者組合の發生するのを見るのであるが、殊に

それがフランスに於て甚だしい。然し九十年間に涉つて、文字通り数千の計畫が約六つの國々に於て凡ゆる産業内で經驗せられた結果として、その理由如何を問はず『自治工場』なるものは産業組織として實際に適する形式ではないことが可なり確かに解つて來た。自治工場の觀念が漸次利潤分配や産業的損益分擔の方向へと移つて行き、遂に英國に於ては自治工場は保守主義と營利主義との被保護者となり、ために労働組合界の反對を招くに至つた經過に就いては、これを述べるの要を見ないであらう。

(1) この問題を研究せんとする人々は次の諸書を参照すべきである。ベンジャミン・ジョーンズ著『協同的生産』、ピアトリス・ボツタ著『英國協同組合運動』、エス並びにビー・ウエップ著『協同的生産及び利潤分配』、*Co-operative Production and Profit-sharing* (一九一四年二月十四日の『ニュー・ステーツマン』誌の附録)。『労働者組合』誌 *L'association Ouvrière* 一九一三年三月十五日及び二十五日、四月十五日號所載のジョセフ・セルネツソン *Joseph Cornuison* の論文。

サンデイカリズム

次に擧ぐべき學説は、合衆國並びにフランスの労働組合主義者中の革命的分子によつて鼓吹され、英國に於てはサンデイカリズムとして知られて來てゐるものである。この學説は全く消費組合運動を無視し去り、各産業若くは役務の一切の組織と管理とを、該産業若くは役務内の労働者の總體——一の光輝ある労働組合の支部の聯合に加盟せる人々——の手に委ねべしと主張した。この思想の下に於ては、消費者の總ての組織と代表とがその姿を隠したのみでなく、自治體や中央政府もその姿を没し去り、前者の代りには地方の労働組合支部代表者から成る局地労働評議會が出來、後者の代りには依

つて以て生産と需要との間の總ての必要な調整を遂げ得ると主張さるゝ、『統計委員會』の報告を受け、全國的労働組合會議が生ずることとなるのである。(1)

(1) エ・パト、エ・ブージエ共著『如何に革命を遂行すべきか』 *E. Pavid and E. Pugeat: Comme nous ferons la révolution* 英譯 *Syndicalism and the Co-operative Commonwealth, 1913*。ソレル著『組合の社會的將來』 *Sorel: L'Avenir social des syndicats*。エフ・ペルテーエ著『労働取引所史』 *F. Pelloutier: Histoire des Bourses du travail*。エ・レヴィン著『フランスの労働運動』 *L. Levine: The Labour Movement in France 1912* 年。

ギルド社會主義

宏大なるサンデイカリズムの思想も、英國に於ては唯だ僅かな一時的反響を惹き起したに過ぎなかつた。然しその思想は、『ギルド社會主義』なる一層整つた計畫を發生せしめた。即ち『全國的ギルド主義者』は、中央政府と自治體との存續の必要を認め、且つ曖昧ではあるが協同組合運動存續の必要さへをも認めるのである。然し彼等は、消費者民主制のこれら總ての形式に對し、生産者の組合と同等の地位を認めるに過ぎない。各産業に於て、『ギルド』——労働組合が發達して出來るもの——に加入せる筋力並びに智力労働者の總體が、進んでやまない『統制蠶蝨』 *encroaching control* により、現在資本家的企業家の掌中にある權力を奪取して、該産業の一切の指揮と經營と職分遂行との責を持つこととなり、市民社會の利益を代表する中央政府と自治體、消費者としての市民を代表する消費組合運動、

これらは管理に對して何等の權力をも持たないこととなるのである。尤も聯合の並列的組織によつて、兩團體の代表者が相會合し相討議する仕組は設けられる。始めから終り迄、下から順次起つてゐる多數の複雑な聯合を形成する『生産者』^{プロデューサー}が、いつも（コール氏の語を藉るならば）『生産の方法を左右し、消費者は』（我々の解するが如くんば、最後に兩組織の上に立つ代表機關は『國家即ち消費者とギルド會議即ち生産者とが同数の代表者を出す共同會議 joint congress である』）『生産物の價格の統制權を生産者と分ち持つのである』⁽¹⁾。必然的に複雑なこのギルド社會主義の説明は、少數範圍の人々にしか深く理解されてゐないであらう。然しながら、各産業の組織と指揮と經營とを現にその産業に掌る労働者が行ふてふその根本觀念——『自治工場』思想の二十世紀の形式——が、一の究極理想として英國労働組合界に忽ちに受け入れられたこと、恰かも一八四八年乃至一九〇〇年に『自治工場』の觀念が然りし如くであつたのは、これを認めなければならぬ。而して我々の見るところにして誤らずんば、斯くの如く賃銀生活者階級の舊い希望が再び復活して來たことに、嘗に一般的産業不安の大部分の原因が在るのみでなく、又協同組合運動内に今尙ほ或る程度まで目的の誤解と不確實との存する原因が見出される。

(1) 我々協同組合主義者は、各産業の一切の指揮と經營とがその産業内に働く筋力若くは智力労働者の手にてなされる時、價格（若くは交換價值）が如何にして決定されるべきかを聞くことに多大の興味を感ずるものである。我々は、この極めて重大な事柄に對

し、全國的ギルド（若くはそのギルド會議）と消費者を代表する委員會との間で價格を討議する仕組をなす以外、何等これに處するの途を發見し得ない。惟ふに價格（若くは交換價值）は——とにかく大體に於て——生産費に對する何等かの關係により決定されざるを得ない。そして必然的に生産費を極めて多く左右する要因は、第一に生産の方法（筋力労働對機械の割合をも含む）、第二に精力集中の多少、労働の遅速及び労働時間の長短である。然し全國的ギルド主義者は、これら總ての生産條件が實に各工場内の労働者により別々にと迄行かなくとも、少くともギルドによつて實際上決定されなければならないことを力説する。若し斯くの如くなつた場合には、各群の生産者が實際上自己の生産物に附すべき價格を決定することとなるとの推測を免るゝこと困難である。〔産業に於ける自治〕 Self-Government in Industry 二八六頁及び同書第八章『ギルド内の自由』殊に二七四—六頁參照。

我々は直ちに、相次いで起れるこれら總ての學說——舊くはフキリツプ・ジェー・ペー・ビュートシエ Philippe J. B. Buchez が一八三二年に『社會科學雜誌』 Journal des Sciences Sociales に寄稿した數回續きの論文から、近くはジー・デイ・エイチ・コール氏 G. D. H. Cole が一九二〇年に著した『ギルド社會主義再論』 Guild Socialism re-stated に至る迄——が消費組合運動に全然反對なこと、及びその何れもが『全國的ギルド主義者』の慎重な計畫とは云ひ得ないことを發見する。コール氏はその著『産業に於ける混亂と秩序』 Chaos and Order in Industry の中で曰ふ『若しギルド社會主義の議論が果して正しいとしたならば、消費者の組織としての協同組合運動は、最早産業の經營に適せざること國家又は地方自治體に異ならない。現にその仕事に従事せる労働者による産業の統制を主張する議論は、協同組合運動のなしつゝある分配その他の役務^{サービス}にも、他の産業及び役務に對すると全く同様にあては

まる。そしてこの點から見て、協同組合が利潤のためになく使用のために生産する労働者階級の運動たる事實は、何等この議論の地位に影響するものではない。然しながら、この最後の事實は、生産者統制の要求には影響しないけれども、該統制の獲得に用ひらるべき方法には影響すること大なるものがある⁽¹⁾。

(1) ジー・デイ・エイチ・コール著『産業に於ける混亂と秩序』一九二〇年、二〇五—六頁。

さて、ジー・デイ・エイチ・コール氏が最近の著書三冊に於て展開せる、全國的ギルド主義者の細かい提案を考察して見やう。或る點から見れば、協同組合主義者は全國的ギルド主義者に感謝しなければならぬ。協同組合運動の構成が如何に急進的に變つても、協同組合事業の管理が如何に完全に四百萬消費者の代表の手から二十萬労働者の代表の手に移つても、運動の規模は著しく擴大されることとなる。『資本家的』私商人及び大分散式小賣店の關する限りでは「コール氏は提言する、『少くともこれらのものを國家の手に收用し、これを協同組合運動の統制下に移さねばならない。私は全労働者階級運動が、この提案をその綱領の真先きに掲げんことを希望する。』⁽¹⁾而して私的企業から協同組合運動へのこの移管は、小賣的若くは卸賣的分配に限らるべきでない。コール氏は續けて曰ふ『大生産業の關する限りでは、私は協同組合の所有なるものが認められぬと思ふ。若し多數の炭坑が國有となつたならば、一つの協同組合炭坑も亦國有とならなければならぬであらう。然し協同組合運動が行うてゐ

る多くの生産的作業は、やがて國有政策の適用さるべき産業の方面のみに限られてゐるものではない。否その作業の大多數は、如何なる時期に於ても果して國有となるや否や甚だ疑はしいと思はれる産業に屬してゐる。若し本章の最初の部分で主張した政策が實行され、大分散式小賣店が法律により協同組合運動に移管されることとなるならば、彼等が經營する大生産業も亦これに移管さるべきだと思ふ。私は更に一步を進めて主張し度い、製粉業、パン製造業、ビスケット製造業、石鹼製造業の如き一切の産業に對し、及び靴製造業、衣類製造業の如き大産業さへもに對し採らるべき正しい政策は、これらのものも同様に、國家若くは地方自治體の所有にでなく、協同組合運動の所有に移管することである⁽²⁾。此處までは異論がない。協同組合運動に含まるゝ事業の奇妙に雜多な混合體は破壊されるに至らない、そして協同組合員は尙ほ彼等の巨大な製粉所や靴工場、石鹼工場やジャム工場等を引續き『所有』してよいのである、尤も組合は銀行や船舶や農場は持つてはならないやうに思はれるけれど⁽³⁾。

(1) ジー・デイ・エイチ・コール著『産業に於ける混亂と秩序』一九二〇年、一九五頁。

(2) 前掲書二〇一—二頁。

(3) 銀行業に就いては前掲書二三一—二頁。

然しこの『所有』を離れて、消費組合運動に現在含まれ若くは將來含まるべき總ての事業が如何にして又何人により管理されるのであるか！ この重要な點に就き、コール氏は全國的ギルド主義者が

行はんと希望するところを極めて明晰に描いてゐる。『店ショップ若くは賣店ストアの分配に對する關係は、尙ほ工場工場の産業に對するが如くであつて、これらの店若くは賣店は、十分なる統制手段を労働者が掌握するための、少くとも工場と同じい程都合のよい場所たる利益を持つてゐる。ショップ世話方 shop steward やショップ委員會 shop committee (ショップは店と仕事場との兩者を含む——譯者) が分配的産業に於てなす役割の重要さは、それが機械業に於ける役割の重要さと異ならない。眞の統制運動への第一歩は、有效なるショップ世話方運動を基礎とする店委員會と賣店委員會とを分配的産業を通じて一般的に設けることである。蓋しこの第一歩は、その後にとるべき手段の或るものと異なり、協同組合によく適すると全く同じく資本主義的分散式小賣店事業にも適するから。

『これらの店並びに賣店委員會は、生産業に於ける仕事場並びに工場委員會と同様に、該店並びに賣店の統制の彼等が都合よく同化し得べきだけを、彼等の手中に徐々に移すことを目的としなければならぬ。彼等は、「團體契約」なる名の下に前の章で述べた方法を採用し、雇入及び解雇に對し、賃銀支拂方法に對し、部支配人及び支部支配人の任命に對し、店若くは部に於ける労働の細かい組織に對して、統制を主張し、出來得る限り至る所、各使用人の「經營」に對する個人的關係に代ふるに、一切の労働者の團體的關係を以てしなければならぬ。これらの手段は又、協同組合の事業にも資本主義的なそれにも等しくあてはまる。

『然し資本家の事業では、これらの手段の一と雖も、恐らくは何等かの争ひなくしてはうまく採用されないだらうと思はれるが、協同組合の雇傭に於ては、若し機宜よろしきを得るならば、常にこれらの手段を採ることが可能であるのみでなく、組合の官僚者流の承諾と好意とは必ずしもこれを得なくとも、とにかく協同組合員多數の承諾と好意とによつて、更に著しく歩を進めることが可能であらう。かくして協同組合使用人は、世話方から成る部並びに賣店委員會を設けた時、安全に且つ有益に更に進んだ手段を採ることが出來、各部内にそして又賣店全體のために、使用人と協同組合の選舉された委員會とから同數の代表者を出す共同委員會の設置を要求することが出來ると思ふ。この共同團體は、労働者自身による工場統制權の把握に對する代用物ではなくて、若し正しく利用さるゝならば、著しくこの移管を容易ならしめ、過程の凡ゆる段階に於て、消費者から選出された代表者と近き接觸を保たしめる一の團體となるであらう。統制蠶蝕と共同統制とのこの二重の過程は、何等急激なる破壊なくして、協同組合使用人の労働組合を一のギルドに、協同組合運動を、最早直接産業を統制せず、ギルドに對して消費者の立場を所有者として代表するところの、一の消費者組織に、漸次變化せしむることゝなるであらう。⁽¹⁾

(1) ジー・デイ・エイチ・コール著『産業に於ける混亂と秩序』一九二〇年、二〇七頁。

かくて我々は二つの事を想見しなければならぬ。第一は、消費組合運動の現在の事業は、そが一

切の人口の總ての家庭用品の卸賣的並びに小賣的分配と同じく、その製造をも含むに至る迄擴張され、現在よりも一層多種多様な事業の混和を含むに至るであらうと云ふことであり、第二は、最後の組織は、組合の直接の管理並びに統制の全體が、理事會と經營委員會との手から、各種過程に雇はるゝ人々の極めて雑多な群——複雑な委員會組織の下に一つ若くは數個のギルドをなす——の手に移されてゐる底のものだらうと云ふことである。

(1) コール氏はその著『産業に於ける自治』(一九一七年)の中で、ギルド統治の任に當る全國的並びに局地的各種委員會選舉の方法を詳細に述べてゐる。次にその見出しだけを引用しやう

『(イ)仕事場委員會 Shop Committees は關係仕事場内の全労働者の投票によつて選舉される……』

『(ロ)工場委員會 Works Committees は各仕事場の従業員により部分的に選舉される……』

『(ハ)地方委員會 District Committee は次のものより成る、(一)個々の工場内の工場委員會によつて選舉された工場代表者、(二)その地方内に働く各技業の全員の投票により選舉された技業代表者……』

『(ニ)全國的ギルド執行委員會 National Guild Executive は次のものより成る。(一)各地方の一般投票により選舉された地方代表者、(二)各技業の一般全國投票により選舉された技業代表者……』

『(ホ)全國的代表者會 National Delegate Meeting は各地方に於ける各技業の成員の一般投票によつて選舉される……』

『監督は關係ある仕事場の全労働者の投票によつて選舉される。事務各部の長はその部の全員の投票によつて選舉される……』

工場主任 Works Manager は工場の事務方面の全労働者の投票によつて選舉される。

事務各部の主任は全事務労働者の投票によつて選舉される。工場の總主任は工場委員會によつて選舉される……。地方幹事は地

方委員會によつて選舉される……。ギルドの幹事長は執行委員會によつて指名される、然しこの指名は代表者會の承認を経なければならぬ……。中央ギルド本部に於ける各部の長たるべき副幹事は、それらの本部事務所に雇はれてゐる労働者の投票によつて選舉され、執行委員會の承認を経なければならぬ。工場技師は工場委員會によつて選舉される……。地方技師は地方委員會によつて選舉される……。全國的執行委員會のために働く巡回監督官は該委員會によつて選舉される……。中央ギルド本部に於ける全國技師は、執行委員會によつて選舉される(二五七—六七頁)。

讀者にして若しコール氏の混み入つた叙述を注意深く辿らるゝならば、氏の云はんと欲するところが、局地協同組合は明かに唯だ單なる法律上の『所有』^{オナシップ}を有するのみで、賣店^{ストア}と生産部との何れをも管理し指揮し經營するを得ず、消費者の希望を述べるため各種ギルドの諸種委員會と定期的に相會して、諮問的且つ批判的な委員會の職分を行ふべきものに過ぎないとあることを知らるゝであらう。これらの局地委員會(これをコール氏は協同組合と呼ぶ)は、同じ性質の局地的、地方的^{ローカル}若くは全國的^{ナショナル}團體に代表者を選出するのであるが、然しそれは卸賣組合の倉庫と工場との何れかを指揮し經營せしめんためではなく、唯だ單にギルドの同様な聯合代表者と相會して批判し討議せしめんがために過ぎない。現在の協同組合運動がやがて發達して生ずべきこれら消費者委員會の性質は、コール氏の比喻により、電光の如くチラと示されてゐるのみである。これらの委員會は、『鐵道定期乗車券所持者組合 Railway Season Ticket Holders' Association……電話使用者組合 Telephone Users' Associationその他類似の團體』と同じ地位に屬することゝなる、即ち單にギルドの諮問的批判的隨行者たるに過ぎ

ずして、ギルドの決定や行動に就いて何等容喙する力なきものとなるのである。實際、コール氏も認められるであらう——と我々は思ふ——が如く、氏の意向は、管理の點に於ては、協同組合運動に於て現在經營委員會若くは理事會の占むる地位と、協同組合使用人を代表する委員の占むる地位との完全なる轉換である。氏の計畫に於ては、使用人とその委員會とが指揮し命令することになり、消費者を代表する委員會は唯だ助言し批判し提案するの職分を有するに過ぎないこととなる。局地消費者委員會が局地ギルド委員會を納得せしめ得ない場合には、コール氏がコンミュン Communne と呼ぶ一の上級委員會に訴へ得ることとなつてゐる。そしてこのコンミュンなるものは、聯合して一のギルド評議會 Guild Council をなすところの各種の産業的ギルド、一の共同使用評議會 Collective Utilities Council、各種の市民的役務を組織し指揮する幾つかのギルド（市民的ギルド Civic Guilds）、一の文化評議會 Cultural Council、一の保健評議會 Health Council、最後に、と云ふのは最も少さいと云ふ意味ではなから、一の協同的評議會 Co-operative Council——我々の解するが如くんばこれが消費者の委員會で、現在の經營委員會がこれに變化するのである——等から出る代表者を以て組織せられるものである。⁽¹⁾然し現在の經營委員會が、使用者ギルドに對し、或る生産方法の舊くなつたこと或は品物が希望通りでないこと更に或は製造に要する『労働時間』が品物を非常に高くつかせること等を納得せしめ得ない場合にはいつでも訴へ得るところの、この奇妙な組織の團體は、それ自身又上級機關に從屬する。

即ち各局地ロカリティに一つ宛コンミュンが設けられると同様に一の『地方的』リジヨナルコンミュンが設けられ、又『地方』リジヨナルに一つ宛コンミュンが設けられると同様に一の全國的ナショナルコンミュンが設けられることとなるのであつて、これらは總て同様なる地方的並びに全國的團體により間接に選舉されるのである。⁽²⁾然らば最後の決定權は何處にあるかと云ふに、これを有するものは、農業的、産業的並びに市民的な全國的ギルド、經濟的並びに市民的な全國的評議會、地方的コンミュン等の代表者からなる全國的コンミュンである。消費組合委員會の代表者が、總ての間接選舉の後にこの全國的コンミュンに列するため選舉されることに就いては、如何なる保障が存するのであらうか、遺憾ながら我々はこれを發見し得ない。各地に於ける靴若くは茶の消費者は——我々は慮れる——斯かる全國的團體から多くの同情を期待することが出来ないであらう。勿論實際上に於ては、消費者を代表する經營委員會によつて現在決せられてゐる無数の管理上の問題に就き訴へることは恐らく不可能であらう。各組合又は生産部を指揮する使用人委員會の日々の管理上の決定が、實際上は最後のものとなるだらうと思ふ。

(1) ジー・デイ・エイチ・コール著『ギルド社會主義再論』一九二〇年、二二五—三三八頁。

(2) ジー・デイ・エイチ・コール著『地方政治の將來』The Future of Local Government 一九二一年、一八一頁。

我々が、ギルド社會主義を如何にして消費組合運動に適用すべきかの説明を、ジー・デイ・エイチ・コール氏の著書から得來り、殆んど氏自身の語を以てこれを述べたのは、嘗にコール氏がギルド社會主

義の最も秀でた説明者たるがためのみでなく、又實に幾多の全國的ギルド主義者中、氏のみが最も眞面目に、ギルド社會主義を現存協同組合運動に適用するに就いての困難を攻究しつゝあるがためである。單なる宣傳者的見地よりせば、コール氏は、ギルド社會主義に一般的同情を持つ人々の多くの如く、協同組合使用人の労働組合が他日一の分配的ギルド Distributive Guild に迄發達し、このギルド（尤もこれは現存の、持分を持つ消費者の組合とは正反對のもの）の中へ全協同組合運動が『どうかか』 somehow or other 溶け込むだらうてふ驚くべき漠然たる希望を抱いて以て満足したかつたに違ひない。然し斯かる子供らしき愚鈍に満足すべく氏は餘りに聰明であり公正であり眞面目であつた。流石はコール氏だと云はねばならない。更に、コール氏が提案するに至つた機構が錯雜緻密なるの故のみを以て、氏の計畫を排せんとするものあらばこれ亦正當でない。社會組織の——我々の住む現存社會組織さへもの——最も皮相的叙述を少しでも離れた叙述なるものは、驚く程緻密なものとなつて來る。そして現存のものと同等か異なる機構の新奇性その者が、その機構を錯雜堪え難きものゝやうに思はせる。然し如何にしてギルド社會主義を消費組合運動に適用せしめ得べきかに就いてのコール氏の説明を、十分の同情を以て眺めやうと努めつゝも、我々は直ちに、重大な所有の問題に對する氏の所論に驚かされざるを得ないのである。コール氏は、百貨的組合賣店やその支部賣店の所有が分配的ギルドに移さるべきでないこと、又織物や靴の工場、機械や大工の工場、農場や製粉所等の所有がこ

れらの産業を管理すべきそれらの全國的ギルドの手に渡さるべきでないことを繰返し述べてゐる。總てこれらの土地、建物、機械、設備等の所有は、表面上は消費組合の手に、恐らく現在の如く持分主が持つ持分及び組合債として殘存することゝなるであらう。然しコール氏の所謂所有とは何を意味するのか。所有者は、名義上では尙ほ己の『所有物』たる物に就き、これを以て何をなすべきかを決定し指揮する権利は少しも持たないことになるのである。そして所有者中の誰かゝその組合債と取戻の許された持分とを取戻して組合から脱退したとしたならば、誰れでも物を買ふだけの組合員になれることの明かな組合に、他の人をしてこの脱退者に代つて投資者——その所有物上に何等の権利もないやうな投資者——たらしむるための如何なる吸引力があり誘導力が存するのであらうか。所有なる用語を使用するに際してのこの曖昧さは、ギルド社會主義の議論の到る處に見出され、そして我々から見れば、その議論全體の價値を損ねてゐる。

我々は、上來その要領を示すに努めて來た全國的ギルド主義者の形式的で緻密な提案を、協同組合員が餘り本氣に考へる必要はないと思ふ。何となれば、全國的ギルド主義者は、先づ協同組合事業を破壊することからその産業社會の改造を始めやうとは希望してゐないことに注意しなければならぬから。彼等全國的ギルド主義者は、彼等の先驅者たる自治工場的主張者の如く、「卸賣組合」の生産部が部内の労働者に引渡さるべきだと云ふのでもなく、又將來の全國的ギルドの中核たるべく想像せら

れる労働組合の手に移さるべきだとさへ論ずるのでもない。各主要産業の組織が、全国的であり且つ該産業内の總ての工場と凡ゆる段階種類の労働者とを包擁しなければならぬと云ふのが、ギルド社會主義の本質的一特徴である。従つて必要な準備は、八百萬の労働組合員をして五十萬の自由職業的智力労働者と結合せしめ、そしてこの團體を幾つかの産業と擴がりと同じくするギルドその他の團體に再分することであらう。然し一方に於て一般労働者間に於ける労働組合の、他方に於て技術者間に於ける自由職業組合の發達現狀は、上述の如き筋力並びに智力労働者の大多數の産業別による再組織の方向には進んでゐないやうに思はれる。次に採るべき手段は、我國の總ての商的企業の指揮並びに經營を、現在の所有者から新たに出来る産業別組合——これがやがてはギルドに迄發達するとせられる——に移すことであらう。然しこゝにも亦我々は、輿論が斯かる方向に動きつゝあるてふ何等の證據をも見出さない。最後に、これら總てが假りに實現されたとしても、尙ほ全国的ギルド主義者は、協同組合運動自身に特有な困難に面接しなければならぬであらう。資本主義的企業が、その管理單位に於て大部分は、特種生産品を生産し一定種類の労働者を使用する（この一致は實際よりも外觀上に於てより甚だしいと思ふけれど）個々の産業の區別に従ふのと異なつて、協同組合運動は、卸賣組合に就いて見ると百の大小賣組合に就いて見るとを問はず、その比較的大なる管理單位の各に於ては、單に生産や分配や銀行や保險等を兼ねてゐるのみでなく、又多くの異なつた製造業や採掘業——極め

て多様な各種智力的役務は云はずもがな——をも兼ねてゐる。これ即ち消費組合運動に、無數の異なつた職業や自由職業の労働者が見出される所以である。イングラントやスコットランドの卸賣組合も、將た又數百の大きな小賣組合も、一の組合てふ單位を破壊することなくしては、恐らくこれを産業別の組織たらしめ得ないであらう。他方に於て協同組合運動は、全體から見て、産業なる語が在來用ひられて來た如何なる意味に於ても、それ自身一の産業を構成してはゐない。その最近説くところを見ればコール氏は、氏の全国的ギルド組織に就いての一般的叙述に於ては明白な事、即ち協同組合委員會は一のギルドと交渉するに非ずして多數の個々別々のギルドと交渉するに至ると云ふことに就いては、これが叙述を略してゐる。かくて我々は、例へば目下リーツ協同組合の理事會の統一的經營の下にある總ての賣店、倉庫、工場、鑄造場、農場、製粉所、レストラン、パン製造所、洗濯所等の管理は、個々別々の局地的、地方的並びに全国的委員會を有する個々別々のギルドの手に引渡さるゝことゝなると解せざるを得ない。そしてリーツの消費者の代表者は、一の管理に對しては、多數の管理に對して助言し批評することゝなるのである。然もこれが總てではない。協同組合委員會はやがて、彼等が各全国的ギルド（分配的ギルドは恐らく例外）の管理する土地や建物や機械や設備の經營に利害關係ある市民消費者を代表する唯一の委員會に非ざることを見出すであらう。例へば織工、機械工、靴工、農業労働者等をそれゝ代表する全国的ギルドが、家庭的消費のためにのみ生産しないであら

うと云ふこと、彼等が又、全く個々の消費者によつてではなく全国的並びに局地的コンミュニオンによつて及び或る場合には他のギルド——海外市場への品物の輸出をその職分とすべきギルドを含む——によつて購入さるべき品物を製造せんために、土地や建物や機械や工場を用ふるであらうと云ふことは明かである。然し消費者並びに市民の異つた團體を代表するこれら多数の異なつた諮問委員会から提出される、各種のそして恐らくは利害相反する要求が、如何にして關係ギルドによつて調整さるべきかに就いては、我々は聞くことを得ないのである。明白なことは、斯く多数の諮問委員会が存する場合、各管理ギルドが結局やはり形勢を左右するだらうと云ふことである。協同組合の事業管理が、何れも局地的、地方的並びに全国的な個々のギルドによつて管理されるところの無数の産業單位に分割さるゝを防ぐ唯一の途（これは全国的ギルド主義者の排するところとなるだらうと思ふ）は、分配的ギルドの中に、營に支配人、會計係、倉庫人夫、荷造人夫、車屋、店員等のみでなく、又ピケット工場や石鹼工場に於ける總ての各種労働者及び全国の衣服職工と靴工の總てをも包擁することであらう。然し斯かる異常に膨大となつた全国的分配的ギルドは恐らく、幾多の賣店、倉庫、工場及び他の施設内に於ける『労働者統制』とも、將た又卸賣組合はさて措きリーズやプリマスの協同組合で現にやつてゐるやうな多くの大規模で異なつた事業の局地的經營とも、兩立し得ないであらう。最も熱心な全國的ギルド主義者でも、又最も極端な労働組合會議でも、現在四百萬協同組合員の代表者により經營

さるゝ各種事業の全體を、協同組合使用人合同組合⁽¹⁾に引渡すことは、たとひ同組合が家庭消費用品の供給に従事する一切の人々を包含するに至つたとしても、尙ほ暫らくは躊躇するであらう。

(1) この組合は今は今全部分配並びに盟友労働者組合になつてゐる。第三章『協同組合使用人』参照。

然しギルド社會主義者は、我々の見るところでは、愈々一般世人の尊敬の度を深めつゝあるものでもないし、又消費組合運動に代る實際的手段を供し得べしとよく主張し得るものでもないけれども、その根本觀念、即ち『労働者統制』のそれが賃銀生活者間に『人氣を得た』^{ゴットヤン}のは、正に（我々は考へる）そが一の眞の要求を表はしてゐるからである。全國的ギルド主義者は自己の計畫や提案に確信を持たないけれども、然し彼等は英國の賃銀生活者間に一世紀來の酵母を再沸せしめてゐるのであつて、この酵母こそは所謂『労働不安』^{レイバアンレスト}の原因である。この同じ不安が、前の章にて述べたる如く、協同組合の使用人間にも擴がつてゐる。我々の見るところでは、この不安は、協同組合その者の將來のため危険なくしては無視することの出来ない、一の眞の要求が存在することを示すものである。この點に就いての考へを明晰ならしむるやう——これを明晰ならしむることは運動の將來の繁榮のため必要だと思ふ——議論を進める目的で、我々は、概說的に従つて自ら獨斷的な形式に於て、消費者民主制と生産者民主制との間の正常な關係如何に就いての我々の見解と、労働組合運動と協同組合運動との間に將來生ずべき關係に就いての我々自身の豫想とを、敢えて開陳して見度いと思ふ。

生産者民主制は何故に生産を組織立てることに失敗するか

先づ、消費者民主制による産業の組織、指揮並びに経営と、生産者民主制によるそれらとが、それ／＼幾何の實際性を有するやに就き、歴史は何を教ふるかを考察しやう。過去一百年の歴史は、總ての結果から考へて見て、消費者民主制（消費組合運動の如く任意的たると國家並びに自治體事業の如く強制的たるとを問はず）が、製造の方面でも分配の方面でも等しく、生産用具の所有と運用とに於て著しく（勿論不變にはないけれども）成功して來てゐることを示したのは、異論のないところだと思ふ。關係社會を満足せしめたこと明かなこの成功は、これら共同に管理された事業が存續發展し、資本主義制度と相競争して著しくその數と種類とを増加した事實によつて示されてゐる。又そこには今一つの重要な結果、即ち産業と役務とのこの組織形式は、それが土地や設備の團體有を包含する限りに於て、私有が決して成し遂げない否決してなし遂げ得ないところをなし遂げてゐる、換言すれば所謂地代と利潤なる避くべからざる餘剰の總ての消費者間への衡平な分配を確保してゐるてふ結果が現れてゐる。我々はこの點に就き更に詳論する要はない、その根本原理は十分説明したところだから。

他方に於て生産者民主制は、それが『自治工場』の形式を探れると將た又労働組合若くは自由職業組合てふより廣き組織を探れるとを問はず、生産用具を所有せんと若くはその成員が就業せる産業や役務を組織し指揮せんと試みた時には何時も、殆んど全く一様に、これ迄は失敗に終つてゐる。そして

それは既述の如く、試験不足のためではない。試験は、文字通り數千の場合に於て、約一世紀以上に涉り、殆んど凡ゆる職業で又方々の國々で、屢々一見最も有望な事情の下に行はれ來つたところである。民主制のこの形式の最も熱心な信者も、凡ゆる産業並びに商業に於て、唯だ一つの繼續的成功をも發見するに苦しむであらう。斯かる事業が商的企業として遂に失敗に歸しなかつた比較的少數の場合には、それらは最早自らその事業を經營する生産者民主制ではなくなつて、組合外の労働者を賃金により雇入れ、以て自己のために利潤を得る小資本家——その中の或る者は尙ほその職業で働き続ける——の組合に、實際は變つて了つてゐるのである。そして生産者民主制が、生産用具の實際の所有と組織と指揮とに於て斯く事實上不變の失敗を示したのは、凡ゆる歴史が證明する如く、社會階級や教育や精神的才能やその使用した資本額如何の問題ではない。一八四四年、ロッチデール開拓者の協同組合を開設した二十八人のランカシア・フランネル織工や、數十の國々で消費者組合の基礎上に今日の協同組合運動の巨大な事業を建設した無數の彼等の模倣者等も、熱心な協同組合主義者の群若くは労働組合自身によつて創設された多くの自治工場より、その従事した人々の智力や教育に於て何等優つたところなく、且つ最初の資本は却つてこれより少なかつた位である。

(1) 總ての經驗は『協同的生產と利潤分配』と題する一九一四年二月十四日の『ニユウ・ステーツマン』誌の附録に述べられてゐる。そして其處には澤山の引用が擧げてある。尙ほ五〇二頁の脚註參照。誤解を避くるため、我々は讀者に次のことを想起させて置

き度い。即ち中世のギルド——その價値は異論のないところだが——は、生産用具の團體的所有者ではなくて、各自これらの用具を所有して個人的所得のために生産し、ギルドへ加入することを許されてゐない従屬労働者（或は徒弟や渡り職人の如く一時的に、或はそれとは遙かに多数な非徒弟男子労働者や——或る職業では——女子の使用人の如く永久的に、除外された労働者）の労働から利潤を得んとする親方の寡頭的に統治される組合であつたことこれである。コール氏が『ギルドの盛んだつた時代には、普通の人も、近代の産業では決して占め得られないやうな地位、即ち人間の自由の根源たる自己の労働生活の自治並びに統制をなし得る地位を贏ち得たのである』と想像して居られるのは、全く間違ひだと思ふ（『産業に於ける混亂と秩序』四一—二頁）。大多数の者が、非徒弟労働者かその他の除外された使用人か或は徒弟か渡り職人か更に或は全く技業外の者かであつたのを見れば、『普通の人』は中世ギルドに於ては何等かゝる自由を持たなかつた。當時『自己の労働生活』を（そして偶にはその使用人の労働生活をも）統制した唯一の人は、その後發展して資本家的雇主となつたところの營利的親方であつたのである。

我々は又、本書の範圍外たる農業に於ける協同組合の價値を輕視するものと思はれては遺憾である。デンマークの農夫のためそして又——主としてサー・ホラス・プランキットの三十年間の 献身的努力により——アイルランドの農夫のためにも大なる貢獻をなし來つたところの、非常に成功せる協同バタ組合は、我々の所謂生産者民主制の中には入らない。蓋し諸種のバタ製造の過程で現に働いてゐる労働者は組合員でなく、又組合その者の性質上決して組合員とはなり得ないから。既に四七〇頁で説明した如く、協同バタ組合は實際上、個々の營利的農夫——一部分は銘々が一部分は共同で自ら生産用具を所有し、加入と經營とから除外された賃銀労働者を個人的にも共同的にも雇つてゐる人々——の一群の加盟せる營利事業の共同經營である。

我々は又、ドイツ、印度その他の諸國で、手工業若くは農業に於ける小親方若くは個々の生産者をして個人所有の營利事業を盛んに行はしめるに與つて力ありし信用組合の價値を輕視するものではない。我々の所謂生産者民主制に缺くべからざる條件は、仕事に従事する一切の労働者が共同で生産用具を所有し、自ら經營を指揮統制し、事業の純益を自分達の間に分配することである。

凡ゆる型の生産者組合が、労働の際使用する生産用具を所有若くは統制し、或は産業や社會に對しなすべき職分ある役務を指揮せんと試みる際、いつでも斯くの如く失敗する原因は、何人も己の關係せる事件の信用ある裁判官たる能はずてふ俚諺の中に見出さるべきである。各の生産者小群が——各職業を全體として見たときでも尙ほ——如何に人數多く且つ主要であつたとしても、それは社會の一部分に過ぎない。その職業が果すところの職分すらも、それ自身目的ではなくて、社會の目的とする多くの職分中の一つに過ぎない。その職業が作る品物や役務は殆んど總て、己の組合員の消費若くは使用のためのものでなく、實に社會の爾餘の人々の消費若くは使用のためのものである。自治工場又は自治的な産業若くは職業は、その生産品や特種職分を社會に對する普通以上に重要なものと看做すに至るは蓋し己むを得ないところである。必然的に己の組合員の使用のためでなく、社會の爾餘の人々との交易のために生産するが故に、それは資本家的雇主と同様に、價格上の利潤を取るやう、即ちその生産品若くは役務の賣價に含まる、餘剩價値を己の組合員に確保するやう、換言すればその統制する生産に於ける凡ゆる差額の利益（土地若くは敷地の優越、機械若くは經營の才の優越の如き）の等價——この等價こそ正に資本主義制度の下で地代又は利潤として現はるゝものである——を己の組合員に保有するやう、永久に誘惑される。更に約言すれば、各々の自治的な産業若くは職業と社會全體との利益衝突は、普通以上の賃銀や他よりも苛酷の度少き労働の時間と條件との無理取り

となつて現はれるであらう。然し消費者の全社會と社會の各生産部門との間に於けるこの固有の利害衝突から来る今一つの結果がある。己のが産業の實際的管理に際し己のが勞働の條件を左右し得る生産者民主制は、何れも實にその組合員の性質上——それが筋力勞働者たると智力勞働者たるとを問はず——現在の過程プロセスを變えないで置くやう、新らしき種類の勞働を導き來るべき新發明を妨げるやう、そして他部門の勞働者の利益に反して己のが既得利益を多からしむるやう、何時も努めたがるのである。實に組合員の注意が、市場——其處では消費者の要求が最も重く見られる——に對しては、自己の工場若くは自己の専門の生産能力——其處では彼等自身の意思が至高と認められる——に對して集中さるゝと云ふことは、最も成功的な役務とは相容れない。何人が或る特種の仕事ジョブをなすの『權利あり』やに就いての各種職業若くは職業部門間（智力勞働者たると筋力勞働者たるとを問はず）の争ひが、特に凡ゆる形式の生産者組合の特徴となつてゐるのは、總ての歴史を通じて然りである。この排他的傾向は、生産方面の職業を基礎とする如何なる組合にも固有なもので、消費方面の共同を基礎とする組合には何處にも見られないものである。それは排他が普通、前者の組合員には物質上の利益を與へ、後者には毫も斯かる利益を與へないてふ簡單な理由に基いてゐる。一定の品物若くは役務の生産者が組織せる組合の組合員は、必然的に彼等が、殆んど全く、自ら使用せんためではなく交易せんため生産しつゝあるといふ正にそのことのため、生産の能率を増すことなく唯だ組合員を制限し、生産品

の全交換價值を高からしめ得るやう需要に對する生産高を制限することにより、普通自己の收入を増すことが出来る。他方に於て、品物若しは役務の消費の共同を基礎とする消費者民主制は、交易せんためではなく組合員自ら使用せんため生産しつゝあるといふ正にそのことにより、供給を受くる消費者數が多ければ多い程各供給品の實際の原價が安くなること、及びその産業若くは役務に愈々多く新奇な仕組や改良された過程が用ひられ、新たな種類の生産者が加はる程經濟上の能率と組合員の利益とが益々大きくなることを知つて來るのが殆んど常と云つてよい。最後に、『訓練』なる不快な語の下に包含さるゝ幾つかの問題がある。大きな事業になると何れにも、監督から執行主任に至る迄の支配人の段階がなければならぬ。そして——控え目に云つて——事業の成功と失敗との大部分は、これら支配人の選擇如何、それらの經營上の役目を果す能力如何、その成就を期してゐる目的如何、及び彼等が事業奉仕の對象たる消費者や該經營下に働く人々に對し責任觀念を有するや否やに懸つてゐる。然らばこれら支配人級の人々は、第一に消費者の目的到達に努むべきか將た生産者の目的達成を圖るべきか。彼等が責任を負ふべきは、事業がそのために經營せらるゝ消費者に對してか將た彼等が指揮する勞働者に對してか、更にこれらの支配人を任命し解雇し指揮する力は、消費者に屬すべきか將た又勞働者に歸すべきか。これらの重要な問題に就いては、經驗の教ゆるところ既に明かなるものがあるといひ度い。如何なる自治工場も、如何なる勞働組合も、如何なる自由職業組合も、如何な

る協同組合も將た如何なる地方自治體も、そしてこの何れかに屬する如何なる事務所や産業的事業も、下級使用人をして役員若くは支配人——その命令にはこれらの使用人群が仕事の際に従はねばならない人々——を選擧させたり解雇させたりする方面で、實際よき成績を示してはゐない。このことに就いても亦敢えて試験が不足してゐる譯ではない。無數の自治工場が、種々の産業に於て又方々の國々に於て、自己の監督や支配人や執行委員を選ぶことを試みて、いつも同じ結果を現はしてゐる。それは心理學上の問題だと思ふ。全労働時間中その雇人に命令を與へてゐなければならぬ監督や支配人と、夕方集まつて總會や委員會を開催し、監督や支配人の行動を批判し、或はこれに命令を下し、その希望に伴はない場合にはこれを解雇する力をも持つ雇人達との間に、和合を求むるの不可能なことが、常に見出されて來てゐるのである。

民主制とは何か

歴史の裁決である（このことは殆んど否定し得ないであらう）上述の結論に對しては、或る事業内の労働者が彼等自身以外のものゝ指揮統制に従ふが如き組織は非民主的だと云つて反對する者が屢々ある。然しこの反對は、民主制なるものゝ意義を誤解せるに基くものだと思ふ⁽¹⁾。我々は、民主制とは或る共同社會の成員の多數の意思に従つて該社會を統治する原則である、と解してゐる。一例として、四百萬組合員の多數によつて統治され、二十萬の男女が雇はれて働いてゐる現時の英國協同組合運動を採つ

て見やう。現在これら四百萬の組合員に屬する小賣組合や卸賣組合、工場や農場、船舶や銀行等の統治權を、二十萬の協同組合使用人に渡すのがより民主的だと云へやうか。今假りに社會の總ての産業と役務とが完全な變化を遂げて（我々の考へではそれは本來實現不可能だと思ふが）、各産業若くは役務内に働く筋力若くは智力による總ての労働者が各別個の組織を作り得るに至つたとしても、これら生産者組織の各々が各自の産業若くは役務の指揮權經營權を掌握することに、何等か特別に民主的などころがあるだらうか。我々の民主制觀に従へば、結果は寧ろ反對である。論理を極端迄進めるならば、各の産業若くは役務の指揮權經營權がその中に働く總ての生産者の組織に掌握されるならば——監督や支配人や執行委員の選任と罷免とがこれらの人々の命令の實行に直接關係せる労働者によりなされるならば——その結果は、社會の心的並びに物的環境の各種特別部門の一切が、社會その者によつてではなく、社會の比較的少數分子（即ち各部門の労働者）の希望と意思とにより決定されるに至るであらう。斯くの如きは『人民による人民の統治』ではなく、人生の各個々の方面に於ける特別特異の『利害關係者の』寡頭政治による人民の統治である。その統治は多數者のそれではなく、比較的小さい特別な例外的特權を持つ少數者のそれである。我々には、それは民主制に非ずして却つて民主制の否定のやうに思はれる。

(1) 民主制の性質に對するこの誤解は、ジョージ三世王 King George the Third に反旗を翻したアメリカ人の第十八世紀の宣言『統治者はその唯一の正當なる權力を非統治者の承諾より得來る』と關聯してゐるやうである。一部の人々はこれを以て、

命令を與へる職分を持つ人々は命令を受くる人々の特定群より常に選舉され解雇されなければならないと云ふ意味だと解釋し來つてゐる。然しこのアメリカの獨立宣言が民主制と何等かの關係ありと認むると否とを問はず、それが、其處に問題となつてゐるのは「反抗の機關」であつて「統治の機關」ではない時代のものであると云ふことに注意しなければならない。セツファスン Jefferson やフランクリン Franklin の考へは、各國の市民は、英國王に隷屬する代りに、自ら統治者——自己の代理者に過ぎないもの——を選任し統制しなければならぬとなすにあつた。民主制とはアメリカの國の郵便局の雇人が自ら郵便局を指揮經營すること、或はウォシントン將軍 General Washington の軍隊が如何なる軍事行動を採るべきかを自ら決定することを意味するものだ。セツファスンやフランクリンに告げたとしたならば、彼等は恐らく斯くの如き民主制の觀念には烈しく反對したであらう。實に斯くの如き觀念は、リンカーンが後に至つて下した民主制の定義「人民に依る、人民のための、人民の統治」とは明かに相容れないものである。

直接これに従事する労働者の全體——それが最も民主的に組織されてゐる場合でも——が、或る産業若くは役務を組織し指揮し經營することに對しては、個人的自由の立場からする今一つの更に實際的な反對論がある。この種の組合形式の主張者は常に、斯かる労働者の全體は、彼等が單一の國民的産業若くは役務に協力しつゝある正にそのことのため、同一の嗜好と希望、同一の訓練と習慣、同一の要求と同一の抱負とを持つ同質群を構成するてふ考へから出發してゐるやうである。然し實際は一の小さい自治工場の中でさへも決してそんなことはない。況んや一つの産業若くは役務全體から見れば、それが鐵道運輸業たると炭業たると衣類若くは機械の供給業たると將た又衛生若くは教育事業たるとを問はず、斯くの如きは事實を相距る甚だ遠きものがあるのである。凡ゆる産業若くは役務には、

傳統と訓練とを異にし、専門の仕事を異にし、労働の時間や強度、食物や衣類、肉體的並びに精神的環境等に就いての要求を異にする、筋力並びに智力労働者の多くの種類段階が存在し、又存存しなければならぬ。各職業の所謂自決權なるものは、單一の産業若くは役務内に於ては、他の職業が自己の職分を行ふ際の條件を決定する何等の權利をも含み得ない。事實上、一の職業から他の職業に對する斯かる自決權の侵害は、正に關係者の最も堪へ難く感ずるところである。各職業は自ら指揮することとを好む一方に於て、如何なる職業といへども——我々は敢えて云ふ——それが筋力労働者の職業たると智力労働者のそれたるとを問はず、自己とその希望利害の相反する同一の産業若くは役務内の他の職業により指揮を受くるよりも、寧ろ相距る遙かに遠く利害關係の比較的薄き消費者の社會の指揮を受くるを好まないものはないであらう。各部門の労働者が、自己の労働條件を同一の産業若くは役務内の他部門の労働者の決定に委することに對するこの嫌惡は、これら異部門の労働者間に、相提携して資本家的雇主に對抗する必要上生じた鞏固な結合の紐帶が存する場合でも、尙ほこれを見るのである。誠にかの多數支配の原則は、此處では適用し難いもの、如くに思はれる。例へば紡織業に於て、小部門たる糊付工は一刻と雖も自己の雇傭條件が紡績工場に於ける労働者全體によつて決定さるゝことを肯じないであらう、蓋しそれは遙かに多數な紡ぎ工に從屬することだから。一方に於て紡ぎ工自身も亦——彼等は多數だから——紡織職工の全體に從ふことを何處までも拒むであらう、蓋しそれは

他部門の労働者とその要求希望を異にせる遙かに多数な織工により、手も足も出なくさせられることだから⁽¹⁾。生産者としての人間がその人格表現の最大の自由を獲得するは、或る一つの職業のこの結束をより強くすることによつてあり、又凡ゆる労働者が得らるゝ限り多くの自決権を直覺的に渴望するは、實に自己の職業に對してなのである。職業以外の標準で定められた單一生産者民主制に溶け込む時、共通生産若くは共通役務に協力の存すると否とに係らず、職業を異にし要求希望を異にし更に才能と抱負とを異にする男や女は、各種部門の労働者がそれ〴〵自己の労働條件に對して振ふ統制権の量と質とを同時に低めざるを得ない。奇矯な言を用ふるならば、各産業若くは役務の組織、指揮並びに經營を一の全國的ギルド若くは總ての關係労働者の單一民主制の手に委ねることは（そは各職業が職業全體のための自決権を行使することを妨ぐべきが故に）、その最も正しい又我々の考へではその最も高い意味に於ける『労働者統制』と實際上相容れないものである。

(1) エス並びにビー・ウェップ著『産業民主制論』一九二〇年版一〇五頁、一二三―四頁。

十一 生産者民主制の活動範圍

然し我々の考へでは、國民の産業と役務との組織、指揮並びに經營が、これに従事せる生産者の民主制によつては適當に行はれ得ず、且つそれが國民により斯かる民主制に決して委ねられさうもない

といふ事實は、斯かる生産者民主制には何の職分もないとか、斯かる民主制は存在してはならないとか云ふことを意味するものではない。否これとは反對に、過去の凡ゆる經驗は、労働組合たると智力労働者の自由職業組合たるとを問はず、生産若くは我々の今日所謂職業（ブナケイション）に基く民主制が、産業と役務とを最も有能に管理せんためには絶対に必要であり、且つ社會を申分なく組織せんためには欠くべからざるものなることを示してゐる。斯かる生産者民主制は、凡ゆる文明諸國に於て又殆んど凡ゆる職業に於て——管に資本家的雇主に反對してのみでなく、又任意的たると強制的たるとを問はず消費者組合に反抗して——管に雇傭條件の維持改善の方面に於てのみでなく、又労働時間の内外に於ける労働者の個人的自由の擁護の方面に於て、影響廣く且つ恒久的な結果を齎してゐるのである。彼等は、充分な生活費と人としての尊嚴と各職業に於ける各自の發意權とを要求する。彼等の確保し擴大する自由は、各自の生涯に於けるより繼續的でより特殊化された要因に適用される一の集中的自由であつて、總ての人に共通な、生涯の斷片的で變じ易い部分に適用される、消費者民主制の特徴たる廣範圍の散漫な自由とは反對なものである。更にこの種の民主制は、資本主義制度及び消費者民主制のなす能はざるところを成し遂げる、即ち依つて以て生産過程に於ける一致と積極的協同との自覺を労働者間に發生せしむる機構を提供するのである。在來は智力労働者の自由職業組合に限られてゐたが、一般教育の普及と共に筋力労働者の労働組合にも出來て來た『研究團體』Subject Association 又は學術

團體の場合に於ては、これらの生産者民主制は、その職業の現従業者が要求する技術の不斷の改良と智識の漸次的進歩とに、資本主義制度の下に於てさへ、著しい貢献をなしてゐる。これに劣らず重要なものは、二三の職業に於て、依つて以て行爲の標準が高められて來てゐるところの、職業的名譽心の發達と職業的道德律の設定とである。職業別組織が（それには限界があり又特有の欠點あるのは殆んど言ふを俟たないけれども）、凡ゆるこれらの方法によつて、常に各自の人格の向上を促すのみでなく、又品物と役務との兩方面に於ける生産の能率を高めるものは、疑ふの餘地がないやうに思ふ。

然しながら、我々の意見では、斯かる組織は必ず職業別でなければならぬ、換言すれば或る共通の技術——共通の訓練を含み、或る共通の事業や役務の最も有效な遂行のためには共通の雇傭條件を要求するもの——の絆で互ひに結び付けられてゐると自ら感ずる労働者の結合せるものでなければならぬ。中世に於ける職人のギルドにその苦しき表現を求めた、そして又各國の専門學校や大學の教授團の如き學問的職業者間の舊き又は新らしき組合や仲間に見てゐる團體的自由の精神は、共通の技業若くは祕法、共通の技藝若くは科學を持つと感ずる人々の群の提出するところの、自己特有の社會的役務をなす際の條件は自らこれを決定すべく、社會の他部門の人々により妨げらるべきに非ずとの、不斷にして執拗なる要求となつて常に現はれてゐるのである。それ／＼専門を持つこれらの群は、如何にせば最もよくその技藝を完成しその智識を増加し得るかを定める天賦の權利があると考へ

てゐる。そのみでなく、彼等は又一の團體として、彼等の専門の範囲内で、一國民の政策の決定に參與することに特別に適してゐると考へてゐる。市民の組織と異なつた又消費組合運動成員の組織とさへも異なつた職業別組織の最終目的は、總ての人若くは多くの人が共通に有する目的の促進ではない。否これに反して、或る特種の労働者群を總體から區別する正にそれらの特徴や目的の促進である。生産者としての人間は、總ての地理的限界を超越した、そして何等の管理的單位の束縛なき、このそれ／＼の職業の紐帶を強めることにより、生産に於ける自己表現の最大の自由を獲得する。他方に於て、職業以外の標準によつて定まつた單一生産者民主制内に、異なつた家業に屬し異なつた要求や希望、異なつた才能や訓練を有する男女を包擁せんとする何等かの企ては、彼等各自の職業に對するその統制権の量を減じ質を低めるであらう。例へば看護婦の職業的自決権は、醫者や齒醫者の支配する醫師會に看護婦を入會せしめることによつては伸張し得ないし、又開業醫の職業的自決権は、全國的若くは局地的衛生事業に於ける總ての労働者の單一民主制——其處では看護婦や病院附添や衛生監督官や下水掃除人が多數を占めてゐる——に彼等を包擁することによつては増加しない。同様に、大工と指物師との或は熟練機械工の更に或は製罐工と鍛工との自己表現は、彼等が造船業に従事する一切の人々の單一組織に無差別に包含されて、その労働條件が一部分、船渠労働者や倉庫人夫、書記やタイピスト、造船技師や製圖者或はこれらの結合によつて決定することによつては、促進されないのであら

う。教師が學校の課程やその教へる學級の大きさや教授法等に對して有する統制權は、彼等がこの職業的自決權の各の場合に於て、學監や出缺係、學校看護婦や校醫若くは地方教育廳の書記等の承認を得なければならぬとせば、全くその價值を失ふであらう。だから、階級闘争の目的のため或は資本家への對抗上、總ての産業若くは役務を包含する一の大きな組織を是なりとして如何なる議論が唱へられても、職業別組織の根本目的が、その社會に盡す上の職分の種々様々なること殆んど市民全體のそれに異ならないところの、各種家業——單一の産業若くは役務内に於てさへもの——の男女の集群を同一團體に包擁するやうな何等かの組織形式によつては、促進されやうとも思はれない。各の職業若くは家業は、それ自身の基礎の上に立ち、それ自身の自主權を持たなければならぬ。換言すれば、職業別組織は、その語の最も文字通りの意味に於て、職分フアンクショナル別でなければならぬのである。

十二 實驗の餘地

職業別組織の性質その者とその趣旨目的とから見れば——勿論すべての經驗の教ゆるところを併せ考へて——一國の生産用具の所有或は一國の産業と役務との組織、指揮、經營を、生産者民主制に委ねることは出来ないやうに見えるけれども、然もそは、このことに就いては最早實驗の餘地なしと云ふのでもなく、又生産者民主制の職分は永久に、その成員の生活標準の維持や漸次的改善を圖つたり、

その専門の技藝や智識の發達を圖つたりするやうな、重要にして且つ必須でさへある活動のみに限られねばならないと云ふのでもない。消費組合運動に於て、現在何人も豫想出来ないやうな方面に於てさへ、次のやうなことを實驗する機會が増えて來ると信ずるの理由がある。即ち或る經營上の職分又は或る種の工場若くは役務の管理を、或る種の職業に従事する人々の群若くは組合に、或はその工場若くは役務に働く總ての人々さへに委ねること——尤も一方ではその協同組合に、他方では雇人に、他の方法を探つた方が社會のために利益だと思はれる時にはその取極を解くだけの十分な自由が與へられると云ふ條件で——の試みこれである。實驗の自由は、協同組合主義者が常に主張し來つたところである。我々は、或る場合には、雇人の全群若くは組合の仕事に對する賃銀を、適宜仲間の間に分配せしむるため、全部纏めて支拂ふこと、何等かの形式の團體的手間仕事の採用、一定期間一定の賃料で生産用具をその群に貸すことさへをも考へ得る。協定價格により明細書に従つてする仕事の遂行には、イタリーに於て盛んに行はれ來つてゐる團體労働契約の方面で幾多の實驗を試み得るであらうし、又更に多くの仕事には、イギリス若くはドイツ流の近代建築ギルドの形式を用ふことが出来るであらう。⁽¹⁾又試みに使用人の一群に對し、或る一の部門又は或る一の工場さへをも委ねて見ることも出来やう。彼等が我々に曝露してゐるやうに思はれる困難と危険とを思ふ時、⁽²⁾我々はこれらの實驗の何れをも、餘り多くの期待を以ては眺め得ない。然しそれらの實驗が、その成功を信ずる人々によつ

十三 協同組合國

本書に於て十分明かにせらるゝ如く、卒直に云へば我々は、協同組合國に於て獨立自主の生産者組合が演ずべき役割の重且つ大なるものあるを認めはするけれども、國民の生活に必要な産業と役務とを所有し指揮し管理することは、これを消費者並びに市民の組織せる社會に委ぬるの更に優れるを主張するものである。そして我々が斯く主張する所以のものは、我々の見るところでは、生産用具の所有、何を生産すべきやの決定、指揮並びに經營の職分等は、これを消費者並びに市民の民主制に委ねることによつてのみ、一般の能率が保持せられ或は社會の利益が保護され得るを經驗が教えてゐるがためばかりではない。この形式の社會組織が、實に現在の經濟的危急にのみでなく、又協同組合國の或る根本的業相に適合するものゝ如く思はれるからである。

金錢的利潤の獲得或は富の蓄積さへを人生の目的と考へることの大なる誤りなるは、今日總ての人の認めるところである。斯かる考へは、有用な品物と役務との生産の諸過程を以て我が社會組織の根本的基礎なりとなす、それ自身過去二三世紀間に於ける資本主義制度の惡感化に基いて生ぜし同一の誤りが、他の形をとつたものに過ぎない。人は働かんがために生きるのではない。彼は唯だ生き得んがために働くに過ぎない。凡ゆる健康な成年が有用な品物や役務の生産に於てなし遂ぐべく要求せら

れる勞働は、金錢的利潤の獲得や富の蓄積と同様に、人間生存の主要な目的ではなく、又決してさうであつてはならない。この勞働は唯だ、生存の特權に對して支拂ふことを要求せられる（仲間の人の負擔が重くならないやうに）代價に過ぎないものである。衡平の觀念は、凡ゆる健康な成年が例外なく、世界が彼の存在のため貧乏となることなきやう、少くとも彼が消費すると同量のもの品物と役務との共同貯藏ストック中に加ふべきことを要求する。合理的に組織せられし何等かの社會に於ては、この代價は漸次減少すべきである。我々の智識が進むに従つて、故に又自然力に對する我々の支配が進むに従つて、社會の生存に必要な品物と役務との生産に費さるべき時間と勞力とは、漸次減少しなければならぬ。社會的不平等が現に見る如き不要に重き負擔を筋力労働者の大衆に課しつゝある今日に於てさへも、一生涯の中で生産に費さるゝ部分は、一消費者及び一市民として——少年時代や老年時代を通じて、又休暇や病氣の時に於て、更に又工場や農場の外で費さるゝ勞働生活の一日／＼の半ば若くは三分の二に於て——費さるゝ部分に比すれば、既に著しく少ないものである。六十五歳に達する普通の炭坑夫の一生涯を通じて、炭坑内で費さるゝ部分は、その四分の一より多くはない。教育年限が延長され、隱退時期が早く來るに従つて、又勞働時間が短縮され、定休日が増加するに従つて、各人の生涯に於ける全勞働時間は漸次減少するであらう。我々の意見では、民主制を品物と役務との生産に適用する主要目的は、（資本主義制度の結果と異なつて）社會に於ける各個人のこの生産義務を、自

然力に對する我々の支配が漸次増加するのと比例して、追々輕減するにある。かくして社會の各成員のため自由となつた時間と精力とを、家庭生活や家族の愛撫、社交、藝術や科學、或は更に一般的に各個人の精神的開發等の何れの方面に用ふるかは、當然その人の自由に任されねばならない。此處に我々は各個人の自由決定の範圍を見出す。何となれば、各人がその個性を斯くの如く發展せしむることによつて得られる有益な成果は、實に關係當人にとつて價值あるに過ぎないどころではなく、實に結局社會全體にとり大なる價值を有するものであるけれども、然もそれは實にその性質上社會が命令若くは強制し得るやうな役務ではなく、且つ大部分は現金若くは品物で否『代價支拂』の一部としての信用でも直接買ふことの出来ないものだから。個性的の美と個性的の魅力、智識的交友の喜び、献身的友情の慰め、機智と諧謔との發揮、藝術や科學や宗教の最高頂、これらは何れも、生産者民主制によつても又消費者民主制によつても組織され統制され若くは生産され得ないものである。これらは如何なる社會組織をも超越した個々の天才の無價の賜物である。これらのものは、生計の資を得るための役務を行ふのではないが、然も人類の生活に新しい價值を加へる永久的創造行爲の一部である。

かくて我々の意見では、將來の協同組合國に於ては、總ての必要な品物と役務との生産は、社會組織の根本的基礎をなすどころか、社會生活上に於ける重要さを漸次失ふに至るであらう。そは又實に將來のことたるのみではない。究極的に分析すれば、凡ゆる文明社會は、その發達の凡ゆる段階に於

て、該社會が人々全體をして、共通負擔の輕減と個性發展の有效な自由の賦與とにより、如何なる點まで最高の生活を送らしめつゝあるやの程度如何によつて、これを判断しなければならぬのである。社會組織の果すべき最終の目的は、各人の個性を出来るだけ多く出来るだけ高く發揮せしめること以外にはあり得ない。

さて再び、代價支拂に費さるゝ生涯の部分、即ち社會が生活する上に必要な品物と役務との生産に従ふ人の勞働の問題に立ち歸らう。これらの品物及び役務が如何なるものなるべきかは、誰れがこれを決定することゝなるか。自己の消費のためのみに働く孤立せる野蠻人の個人的な（そして極めて貧弱な）生産から、必然的に殆んど全部他の人の消費のためにする社會生活者の聯合的な（そして著しく増加せる）生産へ移るに際し、各個人は何を生産すべきかを決定する無碍の自由と袂を別つに至るは明かだと思ふ。社會生活をなす特權に對して支拂ふを要する代價——その仲間の負擔を重からしむることなからしめんがためにのみ品物と役務との生産の方面で社會のためになすべき仕事——は、生産者の欲するところに従つてゞなく、消費者の望むところに従つて決定されなければならない。それ故に、何を、何處に於て、何時生産すべきであるか、如何なる種類のものを、どれだけ、如何なる質のものを、又生産方法が原價を左右する點から見て如何なる方法により、又何程の費用で生産すべきであるかを決定するのは、消費者並びに市民の社會の役目であつて、生産者又は生産者組合の役目ではない

(生産者と會合し協議しない譯ではないけれども)。これは又、社會組織に就き低級なそして屢々唯物的として批難せられる見解を採ることもならない。物質的財貨には何等の制限がないのである。社會生活維持のため生産されねばならない總ての品物と役務とは、その最高最良のものも將た又最も粗野で最も物質的なものも、いやしくもそれが廣く享樂され得るものであるならば、消費者民主制の範圍内に入らなければならぬ。我々は實に、消費の社會的職分に就き餘りに狭い見解を採るために、常に誤りに陥つてゐる。その趣味と希望とに従つて需要を定め、『流行を作り出し』以て生産さるべき品物と役務との種類と性質とを高くも低くも物質的にも精神的にも決定するのは、當然消費者でなければならぬ。『財貨を消費することは……一種の生活の創造である。』⁽¹⁾世界の社會組織に於て、消費の行爲は『指導的であり且つ建設的である。』この方面に於ける消費者並びに市民社會の職分——それは極めて主要な一職分であつてこれを無視して無難ではあり得ない——は、各個人の環境(それは大體に於て各個人の統制力外だと云はねばならない)が決してその個性發揮を妨げたりその精神的發展を害したりしないやう、又出来るだけこれを促進するやう注意することである。この環境の統制は、消費者並びに市民社會による一の重大なる選擇——自然力に對する我々の支配が進むに従つて容易となる一の選擇を包含する。故に我々は、遠き將來に於て、食物や衣服や他の財物の供給が社會の生産中に含まるゝ割合は徐々に減少するけれども、教育や音樂や演劇や地球各地の人々間の社交の如き共通

の役務の占むる割合は、絶えず増加し來るべきを期待することが出来る。美はしき風景が小麥畑の如くに重要視される時、清らかな空氣とさやりなき日光とが工場増加の如くに貴重視される時さへも來るであらう。社會生活の益々多くの部分が、『主として財貨を生産せんがためにでなく、これを享樂せんがために組織されるであらう』⁽²⁾、そして又この目的から必然的に、享樂のための品物や役務を生産する人々の組合によつてでなく、これらを享樂する消費者並びに市民の組織によつて組織されるであらう。そして各個人は、その代價支拂ひに際し、その志向と才能とに従つて、消費者社會が要求する凡ゆる産業と役務との範圍内で最大の選擇の自由を持つけれども、然も共通の負擔が不要に重くなることなからしめんため、消費者並びに市民の社會——主としてこのために我々はこれを消費者並びに市民の民主制たらしめんとするのであるが——は、普く一般の人々が代價の支拂をなすやうに注意することが肝要である。生産用具の所有を(従つて又これを何に使用すべきかの決定權を)、一國民の産業と役務とに就いての政策決定權とその經營職分と共に、何等かの形式の消費者並びに市民の民主制の手に委ねること——總ての場合、これに直接利害關係ある生産者民主制と協議しなければならぬが——の究極の正當さを我々が信ずるのは、代價支拂の共通義務を伴ふ消費行爲その者により、又消費行爲その者を通じ、人類の努力を斯く指導するの必要なるがためであつて、單に現下の状態に於て、實際上それが成功してゐるがためのみではないのである。

(1) 『この意味を曖昧ならしむるものは、消費と云ふ職分に對する誤れる心理的經濟的見方である。消費なる言葉は餘りに消極的な言葉である……。經濟的社會は大體に於て經濟的生活標準の作り手である……。(消費者)は藝術家と考へられなければならないのであつて、飽くことを知らない非人格的食慾發揮者とも又科學的計算者だとさへも考へられてはならない。財貨を消費することは一の藝術である。それは一種の生活の創造である。その社會的職分は單に、將來の生産のためにする吸収ではなくて、創造的想像である、それは指導的であり且つ建設的である……。社會の合理的な經濟組織に於ては……消費者は何事かを貢獻すべきものと感ぜられるであらう……。全經濟的社會は、主として財貨を生産せんがためにてなく、これを享樂せんがために組織されるであらう』(シー・デライル・バーンズ著『政治と産業』G. Deisle Burns: Government and Industry. 一九二一年、二九六―七頁)。「我々は、最も重大關係ある問題は一の産業内の雇主と雇人との關係ではなくて、社會に對する各産業の貢獻如何であると考へることが出来る。生活が支配者である。そして産業に對する生活の關係は消費者側の言葉で表はさるべきである。産業は人の代理人である。そしてそれに對する人々の要求は、それが世界を養ひ、世界に衣せ、そして智と美と愛との材料を世界中に未だ曾てない程よく振り播いて欲しいと云ふことである』(パーシ・レッドファーン著『社會に於ける消費者の地位』協同組合同盟發行、一九二〇年、八五頁)。

(2) シー・デライル・バーンズ著『政治と産業』二九七頁。

又消費者民主制の活動範圍を斯くの如く廣く見ることは、生産者民主制の職分の氣品を高むる擴張と何等か衝突する點があると想像してもならない。實に生産者民主制なる社會の相關的組織の究極の正當さと主要職分とを我々が見出すのは、それが個性の發揮發展の促進に役立つてふ點に於てとあつて、單にそれが最低生活標準の維持増進に力あるてふ點に於てのみではない。この生産者の組織——極めて不完全な形に於ては、労働組合及び自由職業組合として知らるゝもの——は、總ての經驗が證す

る如く、各個人を否筋力並びに智力生産者の各部門さへを、最も民主的な消費者組合さへが行ふところの專制と壓迫とから、又屢々無意識的ではあるが然し狡猾な最低生活標準の低下から、保護するために必要である。その組織は又、生産各部門に働いてゐる人々に、その生産の管理に當然參加權を持ちそして出来るだけ多くその仕事に於て自己の個性を發揮する手段を與へるものとして必要なものであり、且つ我々の考へでは、常に要求さるべきものである。然し社會の必要とする品物や役務の生産に費さるべき生活の部分が漸次減少し來たと共に、又その標準の一般的維持と漸進的改善との重要さが消費者民主制によつて益々理解され來たと共に、労働組合と自由職業組合との單なる防禦的職分はその重要さを減ずるであらう。凡ゆる形の組合化せる産業に於て、生産者をして管理に參加せしむるこれら組合の職分はその儘に残るであらう。そしてその效用は、望まじき職業道德を作り出し且つ生産者をしてその仕事に彼等の個性を發現し得しむる點に存することとなるであらう。我々の意見では、漸次その重要さを増すべきは、組合員の才能を増加し、その技術を發達せしめ、その知識を増進せしむる職分である。かくて生産者組合の究極の發達は、労働組合の方面よりも寧ろ今日所謂研究團體(これはその仕事に専門に従事してゐる人と共にその問題に對する素人でも加入し得る)の方面に於てこれを見ることとなるのである。これら組合の活動は愈々多く、彼等が生活の特權に對して支拂ふ代價を構成する方面の仕事組織するためにてなく、金錢や代價を超越した方面、即ち彼等自身

の創造的活動や彼等自身の發明的才能や彼等自身の溢る、精力等の發現の方面——實にこれらのものは決して金錢で購ひ得ない——の仕事を發展せしむるために捧げられるであらう。組合のこの方面に於ては、問題となるのは統治でも自治でもなく、自由交友である。これらの組合はその時には、同種の趣味才能を有する人々の間の無數の形の自發的組合と共に、自由な精神生活の共同開拓をその任務とするに至るであらう。

最後に、我々の將來觀に於ては、消費者と市民との兩民主制及び生産者民主制に就き既に述べたところから、常に凡ゆる形の政治的強制のみでなく、又任意的な集合組織その者さへも、社會生活とは著しくその範圍を異にするものとなるてふ結論が生じて来る。各種の形式を有するこの集合組織は、缺くべからざるものではあるけれども、その活動範圍には明かな限界がある。中央たると地方たるとを問はず、凡ゆる強制的政治の必要なる條件——消費者若くは生産者の自發的で自由な組合さへもの目的趣意その者——は、自己の活動を限局して、その限界以上は各個人をして自由に豊富にその個人的生活を送らしむることではなければならない。蓋し民主的な機構は、それ自身が目的でなく、目的に達する一的手段に過ぎないからである。我々が道路通行規則を制定し強行するは、統治の範圍を大ならしめんがためではなく、明かに歩行者たると乗車人たると騎馬の人たると自働車上の人たるとを問はず、總ての者に或る場所から他の場合への通行の無碍の自由を確保せんがためであるのと全く同様

に、我々が消費者民主制と生産者民主制とを増加し多様にし愈々緊密に相關せしめるのは、社會的機構を愈々密ならしめんがためではなく、明かに、現に我々が苦しんでゐる苦痛と軋轢、危険と無秩序等を輕減し、以て各市民に、その良心と才能と希望とに従つて自己の生涯を送る最大の自由を確保せんがためなのである。我々が生産業と政治とに民主制を適用するの正當なるを信ずるは、資本家その他の寡頭政治の獨裁——如何に精選されたものでも——と異なり、民主制のみが、常に恵まれた人々や階級に對してのみでなく、凡ゆる市民に對して、個性發展の個人的自由としては今のところ最大の量を確保する望みを與へるが故である。我々が消費組合運動を協同組合國の構造の缺くべからざる一要素となすのも亦、この意味に於てに外ならない。⁽¹⁾

(1) 『大英社會主義國の構成』(一九二〇年)中、殊に『職業界の改造』と題する章中に、更に詳しく、労働組合組織の基礎とその消費者並びに市民の組織に對する關係に就いての我々の意見を述べやうと試みた。協同組合運動とその使用人との間に起つてゐる現時の困難に對する對策二三の實際的暗示を知らんとする人々は、本書の三八七頁乃至四〇一頁を見よ。

1885
1889
1896

ウエップ氏夫妻小傳

シドニ・ウエップ氏は、一八五九年七月十三日、チャールズ・ウエップ氏 Charles Webb の次男としてロンドンに生れた。ロンドンの私立學校を経て、スキス及びドイツのメクレンブルヒ・シュウェーリン等に留學し、歸來後更にバークベック大學^{コリツヂ}及びロンドン市大學^{コリツヂ}等に學んだ。一八七五年、十七歳の時、ロンドンの或る殖民商館の書記となつたが、七八年、陸軍省に入り官界の人となつた。七九年、稅務監督官となり、八一年更に轉じて殖民省に入る。こゝに留まること十年であつたが、九二年、デットフォド區選出のロンドン州會議員^{カウンチ・カウシヤ}に當選した、めこれを辭した。官界を去つた氏は、その全力を州會——一九一〇年までその議員であつた——の仕事と經濟學の研究に捧げることゝなつた。

氏は一八八五年、フェイビアン協會の會員となり、バーナド・シオ氏 Bernard Shaw など、共に、或は講演に或は論文にフェイビアン主義の普及に努めて來た。殊に一九〇九年救貧法委員會報告を公にして以來は、その贊成者を得んために、夫人と共に労働運動や社會主義運動の方面に活躍した。歐洲大戰の初め、労働黨中央執行委員となつて後の氏は、労働黨との關係更に密接となり、黨内隨一の學者として、綱領宣言等の起草に當つてゐる。一九一八年、黨がその組織を變えた際、黨の目標の何たるかを述べるため公にされた『労働と新社會秩序』Labour and the New Social Order は、氏の筆になつ

たものと云はれてゐる。右の冊子中に於ける、新らしき社會の建設は(一)全國的最低限度制の一般的實施(二)産業の民主的統制(三)財政の改革(四)餘剰の富の一般福祉への充用等を基礎としてなさるべしとの主張は、氏の在來の主張そのものである。産業、社會、地方自治體等の方面に造詣深き氏は、労働組合委員會(一九〇三—六)、生産調査委員會(一九〇七—八)、炭業委員會(一九一九)その他多くの王立若くは省委員會に委員として働いて來た。一九二四年の最初の労働黨内閣に商務院總裁として入閣したこと人の知るところである。氏は極めて温厚な紳士で、議政壇上に獅々吼するよりも、寧ろ各種委員會にその蘊蓄を傾ける底の人だと云はれてゐる。氏は一九二二年以來、ダラム州シーハム區選出の下院議員である。その労働黨所屬たるは云ふまでもない。

氏は一時ロンドン市大學コリツヂ、労働者大學等ウァキングメンズ・コリツヂで經濟學を講じたことがあり、現在はロンドン大學ユニヴァーシティに行政を講じてゐる。又ロンドン大學内の經濟學並スクール・オブ・エコノミクス・アンド・ポリテイカナル・サイエンスびに政治學々校は氏の創立にかゝものである。氏は一九一三年にフェイビアン協會の他の人々と共に、週刊『ニュー・ステーツマン』誌を創刊した。氏は一八九二年、ビアトリス・ポッター女史と結婚した。

ビアトリス・ウェップ夫人は、一八五八年一月二十二日に生れた。一時、大英西部鐵道會社やカナダ幹線鐵道會社の社長たりしリチャード・ポッター氏 Richard Potter の八女である。家庭にあつて勉學した。夫人の家庭へは世界の大鐵道の或るものを建設せる産業の將帥達が出入した。これらの人々の生活を

知ると共に、一方多くの貧しき人々の存するを知つた夫人は、深く現在の社會組織の研究に思ひを致すやうになつた。そして親しく社會状態を調査し、その結果をチャールズ・ブリス氏 Charles Booth の『ロンドンの人々の生活と労働』*Life and Labour of the Peoples in London* に寄稿した。又ウェップ氏との結婚の前年には、消費組合に關する名著『英國協同組合運動』を公にした。一九〇五年に救貧法委員會の委員に任命され、夫と協力して作成したのが、失業と貧乏の問題へ社會主義を應用する方に就いて論じたものとして有名な少數派報告である。

夫人は一八八三年以來フェイビアン協會の會員であつたが、二十餘年間殆んど何等の活動もしなかつた。救貧法委員會の委員に任命された一九〇五年十二月以後、今まで典型的な講壇社會主義者たりし夫人は、活動的な指導者宣傳者に變つたと云はれてゐる。夫人は又戰時内閣の産業女子調査委員會その他多くの委員會に委員として活動した。

ウェップ氏夫妻には、或は共著で或は單獨で多くの著書がある。その最も有名なのは、『労働組合運動史』、『産業民主制論』、『防貧策』、『大英社會主義國の構成』、『消費組合運動』等である(次のウェップ氏夫妻の著書参照)。

夫妻は明治四十四年、世界漫遊の途次、日本へも立寄り、慶應義塾その他で全國的最低限度制などに就き講演を行つたことがある。

ウェブ氏夫妻の著書

ウェブ氏夫妻の著書は、大部分その共著であつて、次の如きものがある。

The History of Trade Unionism. (1894)

これには山川均、荒畑勝三兩氏の邦譯『労働組合運動史』がある。なほ最新版は一九二〇年にまで及んでゐる。

Industrial Democracy. (1897)

高野岩三郎氏譯『産業民主制論』上巻はその一部分——第二編第四章まで——の邦譯であるが、残りの部分も下巻として近く刊行の豫定である。本書も新版が一九二〇年に出てゐる。

The Problems of Modern Industry. (1898)

The Parish and the County. (1907)

The Manor and the Borough. 2 vols. (1908)

Statutory Authorities for Special Purposes. (1921)

The Story of the Kings Highway. (1913)

English Prisons under Local Government. (1922)

The History of Liquor Licensing in England. (1903)

The Parish and the County 以上の七冊の書は、十七世紀乃至十九世紀の英國自治體に關する組織的研究である。

The Break-up of the Poor Law. (1909)

The Public Organisation of the Labour Market. (1903)

以上の二書は夫妻の編纂にかゝる救貧法委員會の報告である。

English Poor Law Policy. (1910)

The State and the Doctor. (1910)

The Prevention of Destitution. (1911)

A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain. (1920)

丸岡重義氏譯『大英社會主義國の構成』が近く刊行さるゝ豫定になつてゐる。

The Consumers' Co-operative Movement. (1921)

The Decay of Capitalist Civilisation. (1923)

本書には安部磯雄氏譯『資本主義文明の凋落』が出てゐる。

シドニー・ウヘップ氏單獨の著書には

Socialism in England. (1890)

The London Programme. (1892)

Labour in the Longest Reign. (1897)

London Education. (1904)

Grants in Aid: A Criticism and a Proposal. (1911)

Towards Social Democracy? (1916)

How to pay for the War. (1916)

これは次の如き分冊になつてゐる。

The Development of the Post Office.

A Public Service of Railway and Canal Transport.

The Nationalisation of the Coal Supply.

A State Insurance Department.

A Revolution in the Income Tax.

The Works Manager To-day. (1917)

- The Restoration of Trade Union Conditions. (1917)
 Report on the Working of the National Insurance Act.
 The British Labour Movement under War Pressure. (1917)
 The Story of the Duriam Miners. (1921)
 The Constitutional Problems of the Co-operative Society. (1922)
 ハロルド・ロックス氏 Harold Cox との共著に
 The Eight Hours' Day. (1891)
 アーノルド・フリーマン氏 Arnold Freeman との共著に
 Great Britain after the War. (1916)
 なほ他の人々との共著でフェイビアン協會から出たものに
 Fabian Essays in Socialism. (1889)
 Socialism and Individualism. (1908)
 The Basis and Policy of Socialism. (1908)
 ウェンツ夫人單獨の著書には
 The Co-operative Movement in Great Britain. (1891)

これは Beatrice Potter としてウェンツ氏との結婚前に出されたものである。本書には久留間
 鮫造氏譯『消費組合發達史論』がある。

- Health of Working Girls. (1917)
 English Teachers and their Professional Organisation. 2 vols. (1915)
 Men's and Women's Wages: Should they be equal? (1919)
 外に前二者と同じくフェイビアン協會から出た他の人々との共著に
 Socialism and National Minimum. (1909)
 以上の外に夫妻の著書には次の如きものがフェイビアン協會から出てゐる。
 Socialism true and false. (1894)
 The Difficulties of Individualism. (1896)
 The Necessary Basis of Society. (1911)
 What about the Rates? (1913)
 Co-operative Production and Profit-Sharing. (1914)
 Co-operative Movement. (1914)
 Industrial Insurance. (1915)

- State and Municipal Enterprise. (1915)
When Peace Comes; The Way of Industrial Reconstruction. (1916)
The Reform of the House of Lords. (1917)
Professional Associations. (1917)
The Teacher in Politics. (1918)
National Finance and the Levy on Capital. (1919)
The Root of Labour Unrest. (1920)
The Need for Federal Reorganisation in the Co-operative Movement. (1923)
The Labour Party on the Threshold. (1923)

索 引

ア

- アイルランド女子協同組合ギルド 二〇六—七
- 『アイルランド農園』 一九〇
- アイルランド農業卸賣組合 一七九、一九〇
- ア克蘭ド(サー・エイ・デイ) 四
- アシントン
- 協同組合統計 八二
- に於ける敵對組合 八三
- アバディーンに於ける協同組合、北部協同組合を見よ。
- アバフォイルに於ける協同組合 一五
- アフリカに於けるイングラランド並びにスコットランド卸賣組合の所有地 二八
- アープロースに於ける協同組合 二六
- アベ・グリーン(リスマハゴウ)協同組合 二六
- の統計 二六
- のスコットランド卸賣組合に對する關係 二六
- アメリカと「卸賣組合」との取引 三二
- アリン(サー・トマス) 二九
- アロア協同組合 三五
- アンカ協同組合(ロンドン)の歴史 一七
- アーンサイド。カーンフォス協同組合を見よ。
- アンフィールド・ブレイン協同組合の使用人に就いての規定 五〇
- アンブル協同組合 三三

索引

イ

- イーヴシム。ウスタ協同組合を見よ。
- イースト・ダラム共同貨銀評議會。ダラムを見よ。
- イタリ
- に於ける協同組合 二八、三五
- に於ける自治體聯合 四八
- に於ける團體勞働契約 五三
- イプスキッチ協同組合 九八
- 醫療(協同組合の) 九六、九八
- イングラランド北部卸賣組合 一三
- 印刷 一五
- 協同組合運動内の—— 四三—四五
- そが醜惡だとの説 四三—四五
- 印度 一五
- ・——と「卸賣組合」との貿易 三二
- に於ける協同組合 三三
- に於ける協同組合の土地 二六、三六
- に於ける生産者組合 四六
- ウ
- ウアアリスウイック(エイ・イー) 一七
- ウキーガン協同組合 九七
- ウキグトン(カンバランド)に於ける「卸賣組合」分會 一三

ウキザンシ。ハル協同組合を見よ。
ウキットワース 九七
ウキニベックに於けるスコットランド卸賣組合倉庫 二三八
ウキリアムス、エイチ・ダブリュウ) 三〇、七〇
ウキルキンスン(エリン嬢) 二六三—四
ウキルズドン協同組合 二九、一〇六
ウエイマス及び地方協同組合 三七三
『上からの統治』 三六七—三九
ウエスト・コールド協同組合 九、九七
ウエストポート(アープロス)協同組合 二六
ウエストポート及び地方協同組合 二二—二
ウエップ(カザリン) 三
ウオークデン協同組合 一〇五
ウオシントン(ジョージ) 五八
ウオータスン(エイ・イー) 三二
ウオットキンス(ダブリュウ・エイチ) 一八三、二〇八
ウオリントン協同組合 一〇五
——と「卸賣組合」配當 二九—三〇
——規約 五六
——使用人(共同諮問委員会) 五—六、二四—
——統計 五七
ウオルタズ(シー) 三三
ウスタ協同組合 三七三

ウーリッザに於ける協同組合。王立砲兵工廠協同組合、ロ
ンドン、首都區域等を見よ。
ウルフ(ヘンリー・ダブリュウ) 三六、四七
ウルフ(レナド) 四八〇、四九七
運輸 一一二
——の路 九四—五、四一七
エ
エアス。アロマ協同組合を見よ。
エアデール 二二六
——に於ける協同組合 二二六
——の使用人の同盟罷業 二二六
英國醫學會 四六六
『英國醫學新聞』 四六六
英國科學進步協會(會議の模範としての) 四二四
英國工業聯盟 四〇四
エクルズ協同組合 八四
エスピエリ、デンマーク)の「卸賣組合」倉庫 二二七
エッピング協同組合 三二
エディンバラ 四五四
——に於ける協同組合 一三八
——に於けるスコットランド卸賣組合年次代表者會 二九、八五
エドモントンに於ける協同組合

なほロンドン協同組合を見よ。
エヌ・ユー・シー・オー。全國協同組合役員組合を見よ。
エブリ。ケインスクロースを見よ。
エー・ユー・シー・イー。協同組合使用人合同組合を見よ。
エリンガ(エイ) 五三七
エンフィールドに於ける協同組合。ロンドンを見よ。
エンフィールド・ハイウエ協同組合

役務 九六
規約(投票方法) 九六
組合員 九六
創立の時 九六
統計 三二、九六

オ

オーエン(ロバート) 六
オアデン(ジー・エイチ) 八六、九六、一〇六、三三
大蔵大臣 三〇三—三
オーストラリア 三〇三—三
——と「卸賣組合」との貿易 一五九、二七四、四四五
——に於ける協同組合 八三
オックスフォード大學協同組合 一七、三六
オデンゼー(デンマーク)の「卸賣組合」倉庫 四七
オーブリエン(クルーズ) 三〇
王立砲兵工廠協同組合(ウーリッザ)

役務 九六
構成と規約(投票方法) 九六
機關雜誌 九六、四六
『シャネルズ』館 三三九—四〇
使用人の貸銀 三〇
創立の時 三〇
オールドダム 八四、一〇〇、一〇一、一一一
——に於ける協同組合 一〇三
教育的活動 八四
境界協定 三三
使用人 三三
オールフーアの「卸賣組合」倉庫 二二七、三三八
卸賣組合 二二七、三三八
印刷と出版物 一八八、一八九、一三三、三三六—九、四二四—五
會計審査部 一三三、四一七
外國協同組合への貸賣 三三三
加入 六三、六六、七五、八五
監督者 一三五
協同組合進歩部案 四二—四
協同組合男子ギルドへの補助 二一〇
協同組合同盟との關係 一四九、一七九、二八一—三、三三三、三三四
一般協同組合調査への代表 一五、四〇九—二、四三—四、四六—四
規約 一七—三、一七—三、一四—、三九六

ギルド社会主義との関係 五七—八
 銀行業 九三、二六—三三、一五、三三、三八
 建築ギルドとの関係 一八六
 建築並びに造作部 一三四—五
 小賣組合との関係 五、六、二二—五、三四—四、三五—七、三九
 専門家の助言 一〇—七
 国家事業との関係 四九
 国際貿易 三四—三四、四五、四七—四
 購買倉庫 三七一—八
 財政 二八三
 四季分會 一三六、一四二、一四七—八、一七六、三六六
 代表者の選舉 七三、七六、一九四
 慈善團體への寄附 三四二
 自治體事業との関係 四九、四九二
 集中的管理 一四六—七
 食料統制との関係 二九八
 女子協同組合ギルドとの関係 一四四、一九五、一九六、一九八、二八一
 使用人 二五五—六、三五九—六、三八八
 地位 二九、三四三
 賃銀と時間 三三三、三三三、三七—三
 利潤分配 二七、二八
 労働組合 二二五—六
 製造並びに生産事業 八八、九二、一三六—九、一三六—七、四七、四七—三

政治との関係 六三、三〇—一、三二
 正當なる地位 一七—九
 政府との契約 二八六
 政府の『統制』との関係 二九三
 設計部 一三四
 宣傳 二九
 調査部 一五三
 貸銀協定委員會との関係 二六—五
 統計 一四—五、一五四、二八〇—一、四九〇
 納付せし超過利潤税 三〇—二
 配當 二二九
 物價 二
 部門と事業 八〇、九五—六、一〇四、一〇六、一一三、
 一三一—七、三三、三八—三
 九三、一三—六
 保險事業 二五
 目的 一三〇—七、一八六、一八七、三三、三六—
 一四—七、一四九—五四、一八六、一八七、二五—二
 三九—五〇
 役員補給とその地位 一〇九—二、一一三—四、一七一
 理事會 三二、三三〇、三三三
 療養基金への寄附 二二九
 歴史 二二九
 労働組合運動援助 二二九
 共同議會委員會、共同展覽會委員會、共同宣傳委員會等
 はそれ／＼その項を見よ。

女事務員及び書記組合

二〇一

カ

會計係 四〇
 會計審査。審査を見よ。
 解散(協同組合の) 一〇
 改造大臣 三二五
 下院 三〇九、三〇九
 カウレアズ協同組合 三〇九
 家屋ハイント工一般組合 三〇九
 價格(協同組合運動に於ける) 五、三、二七—六、三七、三〇—一、
 三九五—六、四四〇—一、四四—五、五〇—五
 五四〇—一、五四五
 價格協定 二二
 價格上の利潤。利潤を見よ。
 擴張及び道路法 三〇八
 獲得運動 三〇八
 投票—— 五四、七〇—一、一四三、三五三
 取引—— 一〇四—五
 掛賣 八二、三五—八
 小賣組合に今尙ほ——の行はるゝこと 三三三
 國際間の—— 三三七、四五五
 課税 三〇〇—八
 協同組合『利潤』に對する——

合衆國に於ける協同組合

一五九、二七三—四、四四五

活動寫眞(協同組合の)

一〇五

活動範圍(協同組合の)

八八—九九、四六六—七

合併。合同を見よ。

二一九

カーディフに於ける協同組合

カナダ

——に於ける協同組合

一五九、四四五

——に於ける卸賣組合所有地

二六、三二六

加入者。組合員を見よ。

二七、三三八

株式會社

一六二、三三九

カーライル協同組合會議

三二一

カルチエス館。レー協同組合を見よ。

三五三、三二二

幹事會

四〇—三

幹事(協同組合の)の地位と任命

一三五

監督者(協同組合の)

三七

カーンフォース協同組合

六

カンブル(アリケザンダ)

三七九—八七

官僚主義

一六七、三二—三

議會委員會(共同)

三〇〇、三一一、三〇三

議會代表委員會

三〇〇—八

なほ協同組合黨を見よ。

五

キ

キースリ協同組合 一〇五
 キースリ製鐵組合 一一一
 キッチナ卿 二八六
 規約(小賣組合の) 九五〇—四、五九、五九、六五—七五、
 八六、二五、一四二、一七五
 牛乳 九四、三四五、四七三、四九一
 教育 四六—九、八〇、九二、九六、一〇〇—二、
 一〇三、一〇八、一六四、一六六—七、一七〇、
 一七三、一七九、一八三、一八四、一八六—七、
 三四—六、四二—四、四三—三、四三三、
 四六二—四
 協同組合主義者による——
 ーのための委員会 四七—九、五四、七三、七六
 ギルドによる—— 一九五—六、二〇七—二〇九
 夏季學校による—— 九七
 教育會(協同組合運動内の) 一七四
 境界委員 八四
 境界協定 八四—五、八七
 ーと加入者重複 八一—六
 局地委員會 七一—八、一〇七
 局地諮問評議會(労働組合員と協同組合員の) 三三〇—二
 共濟組合 一一七、一一一、四三一、四九九
 共産主義 四八七
 競争 四八七

敵對組合間の—— 六—九、一八四、三六八、三六九
 ーの悪影響 八一—二
 生産聯合の—— 一一—三
 共同委員會(協同組合労働組合兩運動の) 一六六、三三—三、二五、
 二六七、三九四
 協同印刷組合 一〇九
 協同組合幹事會 二五三—三
 『協同組合教育者』 一九〇
 協同組合教育幹事會 二五三
 『協同組合月報』 一九三
 協同組合國の性質 一八五、五三六—四七
 協同組合出版會社 五三三
 協同組合事業 一八五、五三六—四七
 ーとギルド社會主義 五〇五—一三
 ーと自治體との關係 四九〇—三
 ーの缺點 九—二、一六九—七〇、三三—四三
 ーの社會的活動 九六—八、一〇—二
 ーの將來 四三—六
 ーの統制 五二—七
 ーの發達 一六九、二七一—八四
 ーの範圍 八八—九九、四五六—七
 ーの成功 四三九—四三
 協同組合使用人。使用人を見よ。
 『協同組合使用人』、『新黎明』を見よ。

協同組合使用人合同組合 五九、三三六—八
 使用人の組合經營參加 三三九—四、三五—
 賃銀率 一九八、三三七—三
 女子協同組合ギルドとの共同活動 二六〇—一
 ーと「卸賣組合」 五—八—九
 ーとギルド社會主義 二五六、二五九、二六〇
 ーと地方並びに全國和解委員會 二五八、二五九、二六〇
 ーと地方労働時間及び賃銀委員會 二六一—五
 ーと賃銀協定委員會 二四三
 ーと雇主雇人共同委員會 二四四、二四五
 ーと労働組合會議 二六、二六八—九
 ーの限界 二六、二四五
 ーの組合員 三三、二四六、二六九
 ーの設立 三三、二三五—六
 ーの同盟罷業 二五—四八
 ーの歴史 二四八—五〇、二五六
 協同組合使用人の諸労働組合の全國的聯合 一〇四、一九二—三
 『協同組合新報』 一六七、三四七、四三
 協同組合大學案 三二、三三、四〇四—八、四二五
 協同組合黨 一四五、二八一
 協同組合同盟 一〇—二
 「卸賣組合」との關係 四〇—二
 「卸賣組合」との重複 一〇—二

會議 三九、八四、八七、一五—六〇、一七九、二九三
 會議出席者選出 六五
 改造 四二—七
 活動 四二
 加盟 八五
 教育委員會 一六六—七、一七三、一七四、二五四、三〇九
 境界委員會 八四、八五、八六—七、三三〇
 協同組合男子ギルド 二〇—一〇
 ギルドとの關係 一〇—八
 ーは協同組合大學案を見よ。
 區分及び區分團 一六、一六四、一六六、一七一、二六、
 三三、三四九、三五七、三三〇、四三
 研究顧問 一六九
 小賣組合との關係 一五—六四、一六七—八〇、一七四—五
 國家緊急委員會 三七一、三三三
 構成 二八九
 事務委員會 一六三
 出版並びに雜誌部 一六六、一六九、一八七—九三
 ーは共同出版委員會を見よ。
 女子協同組合ギルドとの連絡 一九四、一九五、一九六、一九八、
 二〇五、二〇六、三〇八
 使用人との關係 三九七—九
 地方並びに全國和解委員會 三五八—九、三六〇

地方労働時間及び賃銀委員会 二五八—九
 賃銀率表 二〇〇、二二二、二五二
 政治 三二四
 政府の統制に就いての會議報告 二九三—四
 全国的組合案 八八
 地位 一七七一—八七
 地方大會團 一六三—三、一六四、三五七、三七〇
 中央委員会 一六三、一六五、一七二、一七三—八、一八二、三五七
 —の改造 四二—三
 調査委員会。その項を見よ。
 統計 一八二
 統計及び一般出版委員会 一六七
 統計部 四一五
 補助團體 一〇五
 全國評議會 四二二
 法律相談部 一六六、四一五
 目的と規約 一八三—四
 模範規約 五二、七五
 役員 一六三—四
 地位 一八六
 歴史 一五九—六〇、一八一—二
 聯合委員会 一六三、一七六、二六〇
 労働部 一六六、二五九—六〇
 協同組合の砂漠。砂漠を見よ。

『協同組合役員』 一九二
 協同組合役員の全国的組合 二五三
 協同組合聯合(パリ) 七七
 協同雜品組合 一〇九
 共同出版委員会 一九二
 協同生産組合。生産組合を見よ。
 協同生産組合聯合 一八二
 調査委員会への代表 一七二
 —と政治 一三〇
 協同投資組合 一三三
 協同バタ組合 二六、二七、一五五、四六九、四七〇、四七一、五三三
 協同保險組合 一三三、一三二—六、三四八—九
 ギリシアに於ける「卸賣組合」の代理人 三六
 ギルド(中世) 三三三、三三〇
 ギルド(建築者の)(ロンドン) 五三七
 なほ建築ギルドを見よ。
 ギルド 一九三
 協同組合員—— 二〇八
 なほ女子並びに男子協同組合ギルドを見よ。
 ギルド社會主義 五〇三—一九
 『ギルツ・ウーマン』 一九三
 キルマーナックに於ける國會選舉と協同組合員 三三
 キルマロックの「卸賣組合」倉庫 三三
 キンカディーンに於ける協同組合。アロア協同組合を見よ。 三三七

銀行(協同組合の)

九三、二六—三、一三五、一三六、一四四、
 三三三、三三八、三四五、四九四

庶民——

四七一

なほ信用組合を見よ。

ク

組合員(協同組合の)

五、八、九、一四—一七、一九—三、三六—七、六、
 五—六、七—三、八、三—四、一〇七、二七一—
 五、二七九、二九二、三二—三、三三—三

加入開放

五九、二七九

たるの資格

八、三七—八、五九、七二

の移轉

三七〇—三

の型

五八—六〇、三六〇—二、四三—三

の活動

六〇—一

の増加

二七一—五、二九一

の脱退

三三—三

の重複

八三—五

の地理的分布

二九—三三、三五、一七六、二七四—五、
 三五七—六七、四五四—五

の統計

一九—二〇、三一—三、四三、五七、六八—八、七一、
 七六、八二、八五—六、八九、九—二、一〇三、一六六、
 一三四、一三五—六、一五七、二七—五、二七六—七

の冷淡

三五—三

組合員集會

索引

卸賣組合及び協同組合同盟に於ける——

一三七—四一、一四七、
 一六、一七九、四一三

區に於ける——

六五、七三

の議事

六三—五、六七—八

の職分

六四—五

分會

一九、六〇—四、九〇

への出席

一〇七、一四六、三六—八

組合員の統制

二九四、二九六

クラインズ(ジェー・アール、エム、ピー)
 なほ食料大臣を見よ。

一〇六、一六六、四五四

クラスゴウ

一〇六、一六六、四五四

に於ける協同組合

一〇六、一六六、四五四

に於ける國際協同組合會議

三三五

に於けるスコットランド卸賣組合

一三三、一三八

なほ進歩協同組合を見よ。

一三三、一三八

クラックマナン及び東スターリンケ國會選舉に於ける協同
 組合員

三三三

クラックマナンシアに於ける協同組合

三三三

クラブ並びに會同盟

二四

クラムリントン

四〇七

アラモリガンに於ける協同組合。プリン協同組合を見よ。

九七

克蘭アソル・ビスケット工場

二二五、二六六、三三〇

クリザロウ協同組合

一〇五

クリシエスに於ける協同組合

三五九